

韓国におけるセクシュアル・マイノリティ運動と「あいまいな当事者性」戦略
—エンパワメントの視点からの考察—

柳 妊希

指導教授 三本松 政之 教授

(元)副指導教授 藤井 敦史 教授

(元)副指導教授 飯村 史恵 准教授

目次

序章 エンパワメントの視点から見る韓国のセクシュアル・マイノリティ運動.....	4
第1節 研究の背景と問題意識.....	4
第2節 当事者性とニーズ論.....	8
第3節 エンパワメント過程の分析枠組み.....	10
第4節 クィア・スタディーズというアプローチ.....	14
第5節 論文の概要.....	16
第1章 韓国におけるセクシュアル・マイノリティの差別状況と運動—先行研究から....	21
第1節 韓国におけるセクシュアル・マイノリティ差別.....	21
第2節 韓国における国・地方自治体の取り組みと限界.....	22
第3節 韓国におけるセクシュアル・マイノリティ運動.....	27
第4節 韓国におけるセクシュアル・マイノリティ研究とその分野.....	29
第2章 セクシュアル・マイノリティ個人の肯定化—「非認知ニーズ」の当事者性.....	31
第1節 セクシュアル・マイノリティに対する社会の無知.....	31
第2節 セクシュアル・マイノリティ当事者の無知と不安.....	35
第3節 出会いの場を求めるセクシュアル・マイノリティ.....	38
第4節 当事者性にみる問題意識の芽生え—ヨウンへの誕生.....	41
第3章 セクシュアル・マイノリティ当事者の可視化と活動の変容—当事者性の獲得....	45
第1節 軍事政権の終焉とセクシュアル・マイノリティ運動の始まり.....	45
第2節 セクシュアル・マイノリティ運動の担い手の登場.....	47
第3節 セクシュアル・マイノリティ存在の可視化の下での差別と嫌悪.....	51
第4節 セクシュアル・マイノリティ差別への危機感とオンラインコミュニティの急増.....	55

第4章	セクシュアル・マイノリティ運動の「あいまいな当事者性」戦略—社会変革を目指して.....	61
第1節	セクシュアル・マイノリティ芸能人の登場と差別の本格化.....	61
第2節	人権問題として取り上げられるセクシュアル・マイノリティ問題.....	65
第3節	姿を隠すセクシュアル・マイノリティ運動の担い手—「あいまいな当事者性」戦略.....	77
第4節	「あいまいな当事者性」戦略の転換.....	83
第5節	セクシュアル・マイノリティ運動にみるニーズの変遷過程—ニーズの発生と充足.....	86
第5章	セクシュアル・マイノリティ運動の新たな動き—「あいまいな当事者性」戦略の現状.....	88
第1節	セクシュアル・マイノリティをめぐる社会の新たな動き.....	88
第2節	セクシュアル・マイノリティ人権運動に反対する近年の動向.....	92
第3節	セクシュアル・マイノリティ運動の中で抱える運動団体の課題.....	98
第4節	「あいまいな当事者性」戦略によるセクシュアル・マイノリティの日常生活課題の潜在化.....	101
終章	新たなコミュニティの創造によるエンパワメント.....	106
第1節	韓国のセクシュアル・マイノリティ運動におけるコミュニティの機能.....	106
第2節	主体化する当事者と新たなコミュニティ.....	110
第3節	新たなコミュニティの生成とエンパワメント.....	114
第4節	研究の限界と課題.....	117
	引用文献・参考文献リスト.....	119

序章 エンパワメントの視点から見る韓国のセクシュアル・マイノリティ運動

第1節 研究の背景と問題意識

近年、アメリカなど先進諸国を中心にセクシュアル・マイノリティ問題への関心が高まっており、一般市民のセクシュアル・マイノリティの人権向上に向けての認識が一步ずつ進んでいる。特に、同性婚などの法制度づくりをめぐるアメリカをはじめヨーロッパ諸国で大きい変化がみられている。

2015年6月26日にアメリカの全州で同性婚を認める判決が出された。この米連邦最高裁判所の同性婚合法化判決は、すでにヨーロッパで進んでいた施策に加えて、世界的にも影響を及ぼし、2015年11月にはアイルランドで、2016年にはコロンビア、2017年にはフィンランド、ドイツ、マルタなどで同性婚が認められるようになった。このような世界の変化により、アップル (Apple Inc.) の最高経営責任者 (CEO) であるティム・クック (Timothy Donald Cook) やオーストラリアの有名な水泳選手であるイアン・ソープ (Ian James Thorpe) もゲイであることをカミングアウトした。またアメリカの第44代大統領バラク・オバマが、アメリカの歴代大統領としては初めてLGBT雑誌“Out”の表紙を飾って、そこには「我らが大統領。アライ。ヒーロー。偶像。(Our President. Ally. Hero. Icon.)」という言葉も添えられている。アメリカ大統領が積極的にLGBTに対する支持を表明したのである。フランスでは1960年代に同性愛をアルコール中毒や人身売買と同様の社会への害と扱い、同性愛者は「6か月から3年の懲役」または「1,000フランから1万5,000フランの罰金」が科される法律が存在するなど、同性愛者に対する差別が続いたが、今は同性パートナーシップの制度が制定され、同性婚も合法化されている (2013年5月、世界で14番目に同性婚が合法化された)。加えて、歴史的、社会制度的な側面、生命倫理など様々な側面からセクシュアル・マイノリティを捉える教育が行なわれていることもあって、性についての観点も多様となっている¹。

セクシュアル・マイノリティをめぐるこのような変化はアメリカやヨーロッパだけの話ではない。2017年5月、台湾でも同性婚を認める判決が出され、アジアでも同性婚をめぐる新しい動きがみられ始めている。日本ではまだ同性婚の議論にまでは至っていないが、同性パートナーシップ制度整備の取り組みが、地方自治体 (以下、自治体) を中心に行われている。現在、東京都渋谷区の「パートナーシップ証明書」交付制度 (2015. 11. 1施行) をはじめ、東京都世田谷区、三重県伊賀市など全国19 (12月現在) の自治体で同性パートナーシップ制度を導入している。そして、大阪市淀川区では2013年11月に「LGBT支援宣言」を発表し、LGBT等のセクシュアル・マイノリティに関する正しい知識と理解を深め

¹ フランスでは現在、PMA (人工授精などの生殖援助) を同性カップルにも適用するかどうかについてまで議論が広がっている。

るためのさまざまな支援事業を行っている。

また、2018年10月に電通ダイバーシティ・ラボが実施した「LGBT調査2018」²からも、LGBTに対する認識が肯定的に大きく変化していることがみられている。「LGBTとはセクシュアル・マイノリティの総称の1つということを知っていますか」という質問に対して「知っている」が34.4%、「何となく知っている」が34.1%と合わせて68.5%がLGBTという言葉について認識していた。「LGBTの人に不快な思いをさせないために、あなたはLGBTについて正しく理解をしたいと思いますか」については、「そう思う」が23.5%で、「ややそう思う」が52.5%と合わせて76.0%の人がLGBTという言葉の認識にとどまらず、LGBTについて正しい理解をしたいという意向を持っていた。さらに、「多くの先進国で同性婚が認められ始めていますが、同性婚の合法化について、あなたの意見を教えてください」という質問に対し、「賛成」が24.1%、「どちらかという賛成」が54.3%と、合わせて78.4%の人が国や行政による法制度づくりに賛成しており、8割弱の人がLGBTに対して肯定的認識を持っていることが分かった。

このような変化は簡単に手に入れられたものではない。欧米社会においては歴史的に同性愛は人間の本性に反することであり、子孫を残せないなどの理由により抑圧を受けてきた。例えば、今はセクシュアル・マイノリティに対して寛容なイギリスやアメリカなどでもかつては、同性愛は犯罪であり処罰の対象であった。そのような状況で、ドイツ、イギリスなど国によってはセクシュアル・マイノリティによる団体が結成され運動が起ったが、人々に共感されず社会変革には至らなかった。その中で転機が訪れたのは1969年アメリカで起こった「ストーンウォールの反乱」である（風間・河口（2010：88-92）、ナム（2007：102-112））。「ストーンウォールの反乱」は、1969年6月28日、ニューヨークのゲイ・バー「ストーンウォール・イン（Stonewall Inn）」が警察による踏み込み捜査を受けた際、居合わせた「同性愛者らが初めて警官に真っ向から立ち向かって暴動となった事件」で、後に同性愛者らの権利獲得運動の転換点となった。

ニューヨーク州はアメリカの中でも比較的自由的な街として知られ、全国から移住してきた同性愛者らによって、グリニッジ・ヴィレッジの一角にゲイ・バーコミュニティが形成されていた。当時のニューヨーク州には酒類販売法のなかに、飲食店は同性愛者だと分かっている相手に酒類を出してはならないとする規定があった。ゲイ・バーの経営者たちは、賄賂を渡すことで摘発を逃れていたが、警官が増額を要求し、その支払いが滞るとバーが摘発されるということが繰り返されていた。警官の摘発を受けると、店が営業停止となったり、来ていたゲイの客らが警官によって暴行または逮捕されたりすることになったが、ゲイたちは警官の横暴に対して反抗することはできなかった。

² 「電通 LGBT 調査」は、2018年10月26日（金）～29日（月）に、全国の20～59歳の個人6,229名を調査対象にインターネット調査を行ったものである。

<http://www.dentsu.co.jp/news/release/2019/0110-009728.html> 2019年5月23日閲覧

その中で、1969年6月28日、警官が「ストーンウォール・イン」を摘発するためにやってきて、同性愛の店員たちを逮捕し警察署に連行しようとした。しかし、その時、同性愛者やドラッグ・クイーン、トランスジェンダーなどは警官に硬貨や瓶を投げ始めた。暴動は翌日の朝まで続き、2,000人以上のゲイやレズビアンたちが、約400名の警官と戦った。「ストーンウォール・イン」はこの反乱以降、閉鎖されたが「ストーンウォールの反乱」は同性愛解放運動という新しい社会運動を生み出すことになった。また「ストーンウォールの反乱」後、数多くのゲイ人権団体が形成された。その代表的な団体が「ゲイ解放戦線」(Gay Liberation Fronts)と「ゲイ活動家同盟」(Gay Activist Alliance)である³(風間・河口、2010)。

アメリカの動きは海外にまで波及し、西側先進国に同様の解放運動が広まった。1970年にはロンドンでもゲイ解放戦線が組織され、翌年デモ行進が行われた。このような解放運動の成果により、同性愛の脱犯罪化と脱病理化が行われた。1971年にコネティカット州が同性愛行為を禁止するソドミー法を撤廃したのを皮切りとして、アイダホ州、イリノイ州、オレゴン州などでソドミー法が廃止された。また、脱病理化の取り組みでは、アメリカの精神医学会の疾患リストから同性愛を削除したことがある。そして、1972年にはミシガン州アナーバー市が同性愛者の人権保護を条例化し、1973年末には全国で1,100の同性愛者団体が設立された。その後、急進的な解放運動は、急進主義が弱まる1970年代半ば以降の社会環境の中で、徐々に急進性を失っていた。それ以来、穏健な同性愛権利運動が主流となり、同性愛権利運動の活動家たちは、商業主義とエンタテインメントを取り入れたキャンペーンを実施し、2000年代に至る(アルトマン、2010)

以上に見た「ストーンウォールの反乱」から、セクシュアル・マイノリティ当事者による運動がセクシュアル・マイノリティの権利獲得においていかに重要な意味を持つのか分かる。すなわち、「ストーンウォールの反乱」により、多くの同性愛者人権団体が誕生し、毎年これを記念する大規模のイベントが全世界的に開かれ、同性愛者の存在を知らせるきっかけとなったと考えられる。

韓国においてセクシュアル・マイノリティ運動が本格化したのは1990年代からであり、それまでセクシュアル・マイノリティは社会においてないがしろにされてきた。また、彼らは自分たちのアイデンティティを自覚することも困難であったり、自覚したとしても社会から差別や暴力を受けることを恐れたりすることからカミングアウトをする人はほとんどいなかった。したがって、1990年代までセクシュアル・マイノリティの存在は社会の中でほとんど知られず、一般市民の彼らに対するイメージも歪んだままであり、韓国社会においてセクシュアル・マイノリティに対する差別や抑圧は深まっていくばかりであった。

韓国でセクシュアル・マイノリティの存在が社会において議論され始めたのは2000年代

³ 最初に「ゲイ解放戦線」が結成され、1969年の終わりに「ゲイ解放戦線」から離脱して「ゲイ活動家同盟」が結成された。

に入ってからである。特に、芸能人のカミングアウトや人権に関する法律の制定などによってセクシュアル・マイノリティの存在は社会に知られるようになった。2001年には、国家人権委員会法⁴の中に性的指向を理由とする差別を禁止する項目ができたり、複数の地方自治体の人権条例や人権憲章においてもセクシュアル・マイノリティの人権を保障する内容が含まれたりするようになった。また、2018年7月14日、韓国最大規模のクィア文化祭がソウル市の市庁前のソウル広場で開かれた。クィア文化祭が始まった2000年には参加者が約50人程度に過ぎなかったが、その後毎年開催する度に参加者が増え、2018年には約50,000人が参加するイベントとなりその可視化につながった。ソウル広場にはブースも設置されており、105の団体、企業が参加し多様なプログラムなどが行われていた。一方、2018年度のクィア・パレードでは、キリスト教団体⁵を中心とした反対勢力も急増し、何度も開催時間の変更されるなどのトラブルもあったが、パレードに予想よりも多くの市民が参加したこともあって無事に開催することができた（Moneytoday、2018. 7. 14）。

しかしながら、セクシュアル・マイノリティの存在が可視化されてきたと言ってもセクシュアル・マイノリティに対する偏見や差別が解消されたわけではない。差別およびいじめを経験したセクシュアル・マイノリティ青少年の58.1%がうつ病になり、自殺を試みた青少年も19.4%に至っている（国家人権委員会、2014：36）。SOGI法政策研究会の「韓国LGBTI人権現況2016」によると、韓国のセクシュアル・マイノリティは社会からの偏見・差別によって精神的な問題を抱えており、また就労の場におけるジェンダー役割の強要や、家族制度による同性パートナーへの法的保障問題や経済的困窮などの問題も抱えている。

韓国におけるセクシュアル・マイノリティ問題はしばしば政治問題として利用されてきている。それはセクシュアル・マイノリティの人権や存在を否定する立場の中にキリスト教団体が存在することにより、「キリスト教」の信徒数が人口の多くの割合を占めていることと関わりと考えられる。例えば、2017年の春の次期大統領選において候補者らによる公開討論会が開催されたが、その討論会の論点の一つにセクシュアル・マイノリティ問題があがっていた。セクシュアル・マイノリティ問題が論点となることは評価されるべきことである

⁴ 国家人権委員会（National Human Rights Commission of the Republic of Korea）は、独立的地位を保持する組織として、立法・司法・行政のいずれにも属さず独自に業務を遂行する韓国の政府機関である。1993年6月のウィーンUN世界人権大会において国家人権機構設置の要請を受け、1998年に金大中政権で国家人権委員会設置を骨子とした計画を発表し、2001年5月に独立した行政組織として国家人権委員会法が制定された。

⁵ 「キリスト教」は、一般的に「プロテスタント」と「カトリック」の二つの宗派に分かれるが、韓国では、「プロテスタント」（基督教と呼ばれる）のみを表す用語として用いられている。一方、「カトリック」は天主教と呼ばれている。本研究は韓国を対象としているため、本研究でキリスト教と表記する場合には「プロテスタント」のみを含む用語として用いる。「プロテスタント」と「カトリック」を分ける場合には、キリスト教（プロテスタント）、キリスト教（カトリック）と表記して明示する。なお、キリスト教全体を指す場合には「キリスト教」と表記する。

うが、候補者らは、支持層の確保のために、セクシュアル・マイノリティの人権保障に対して反対する立場、あるいは積極的に支持していないことをアピールしていた。

筆者は2007年に来日したあと、日本ではテレビで活動している芸能人や、当事者がセクシュアル・マイノリティとして生きてきた経験を書いた自伝がみられたこと、またインターネットでは当事者団体のホームページが多く存在しており、社会の中でセクシュアル・マイノリティの姿を探すのがそれほど難しくないことに驚いた。来日前の韓国を思い出すと、セクシュアル・マイノリティの人権保障に関する海外の先進事例の紹介や国内のセクシュアル・マイノリティ人権に反対する動きはニュースなどで見られたが、日本のような当事者の活動は遥かに少なかった。もちろん上記したように2000年以降は大きく変わって、韓国社会においてもセクシュアル・マイノリティの存在は認知されるようになったが、年に1度のクィア・パレードや数少ない有名人のカミングアウト以外はそれほど目立たない。例えば当事者団体である「韓国レズビアン相談所」は、当事者が気軽に相談できることを目的とした団体であるにもかかわらず、事務所の前に看板さえ出さずに活動しているなど(柳, 2015)、韓国の当事者や当事者運動はむしろ、意図的に顕示せずに活動をしているのではないかと考えられる。

以上に見てきたように、韓国においてはセクシュアル・マイノリティの人権が謳われている中で、当事者の姿が見えないのは、当事者の声が社会に直接発せられていないことであり、当事者の抱える生活上の困難やニーズすなわち、このことはセクシュアル・マイノリティの学校や雇用領域における生活課題が可視化されにくくなることにつながっている。

本研究の対象者を表す言葉としてセクシュアル・マイノリティの他に、LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー)、性的少数者などもよく用いられるが、本稿では、「性」(sex)より広い意味として「セクシュアリティ」を捉えている。そして、「LGBT」に限定せず、性的指向と性自認においてマジョリティと異なる性をもつ人びとの集合体という意味として「セクシュアル・マイノリティ」という用語を用いている。

第2節 当事者性とニーズ論

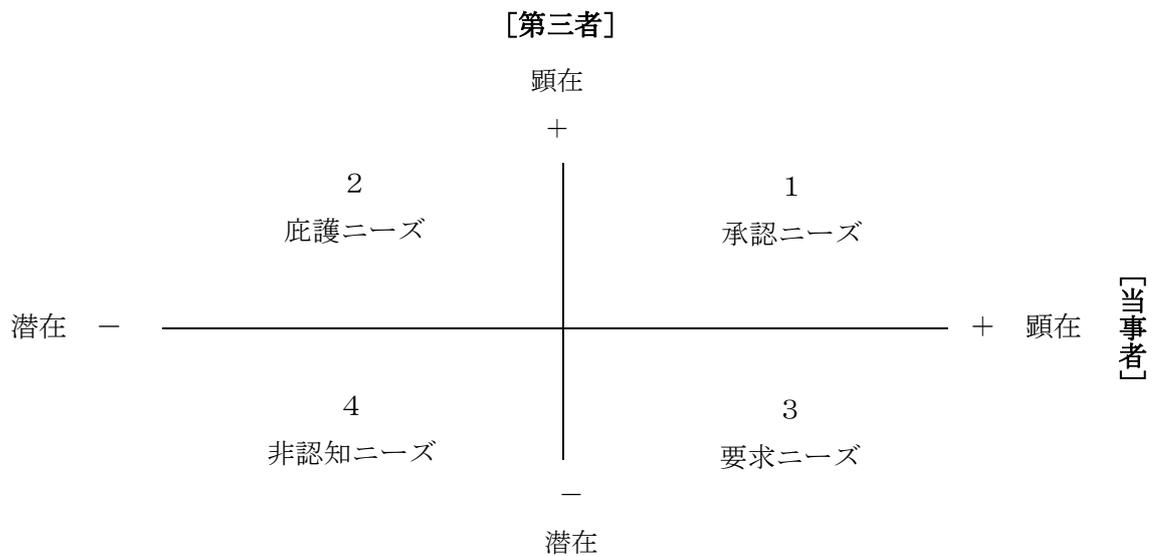
本研究は社会福祉学の観点を基盤としている。特に社会福祉学の中のエンパワメント論に着目している。それは既述のように、本研究は韓国のセクシュアル・マイノリティの生活課題が潜在化しやすいためである。近年、LGBT すなわちレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーは認知されるようになってきているが、それはセクシュアル・マイノリティの全体から見ると一部でしかない。その背景の一つとして考えられるのが文化的・宗教的な影響による当事者性の見えにくさである。当事者の姿が見えないということは、社会の中でその存在がないということとも解釈できるが、実際韓国社会において、セクシュアル・マイノリティに関わる差別や偏見は「人権」として語られることはあるが、日々の生活に基づいた具体的な課題として問題視されたことはほとんどない。つまり、自治体における人権条例などの理念的・制度的対応は進んでいるものの、個々の当事者の抱える日常生

活上の困難やニーズに関わる声が社会に直接発せられていないことにより、セクシュアル・マイノリティの生活課題が可視化されにくくなっている。

また、彼ら彼女らの抱える悩みや生きづらさは性的指向や性自認、その人が置かれた環境などによって様々であるが、当事者性が見えにくくなっているため、セクシュアル・マイノリティ問題として一括りされ、それぞれの個々人のセクシュアル・マイノリティが抱える生活課題については注目されていない。

そこで、本研究では韓国のセクシュアル・マイノリティ運動団体とその活動がセクシュアル・マイノリティのエンパワメントにもたらした影響を明らかにするため、韓国社会とセクシュアル・マイノリティの当事者性及びエンパワメントの変容に注目し、韓国社会状況及び韓国セクシュアル・マイノリティの運動の展開過程を対象にしている。当事者性は多義性のある用語である。法律関係では、原告と被告または被害者と加害者が当事者と呼ばれ、その他の人は第三者となる。社会福祉学領域では、90年代後半に登場した社会福祉基礎構造改革において「利用者本位」や「利用者主体」という言葉が使われている。障害領域では、中西・上野（2003）によって「当事者主権」が提起され、北海道の「べてるの家」の取り組みから「当事者研究」という用語も広がっている。本稿で用いる当事者とは、単なるマイノリティの属性を有する人ではなく、自分がマイノリティであることと、それゆえに不利益を被っていることを自覚し、その状況から解放されたいというニーズを明確にもって、社会に発信していく人びとを意味する（中西・上野（2003：2-3）は「当事者になる」という表現を使っている）。

上野（2011：70-72）は、当事者の概念の核であるニーズを「承認ニーズ」「要求ニーズ」「庇護ニーズ」「非認知ニーズ」の4つに区分している。「承認ニーズ」はすでに社会的に認められたニーズであり、「要求ニーズ」は当事者のニーズがまだ社会的には認められず、要求の段階に留まっている状態を意味する。「庇護ニーズ」は、当事者からはニーズとして捉えたり、要求したりしていないものに対して、社会からニーズとして捉えているものである。庇護ニーズには、否定的意味と肯定的意味の両面性がある。前者は、当事者のことをより知っていることとされる、いわゆる専門家が中心になって当事者のことについて決めていくことである。これは障害者運動でも見られるように、当事者運動において警戒し排除してきたことである。そして後者は、当事者中心の政策などを尊重しつつ、社会における役割を果たしていく過程で見られることであろう。すなわち、人権意識が成熟した社会において実現されると考えられる。最後に「非認知ニーズ」は、未経験やまだ知られていないために当事者でさえ気づいていないことや、気づいたとしても要求のレベルまでは発展していない状態のニーズである。そして、上野はカミングアウトについて、「一度で終わらない不断の運動の過程」（2011：80）と述べるなど、セクシュアル・マイノリティ当事者が主体化される（「当事者になる」）過程においてカミングアウトは重要な役割をもつことを示唆している。



図序 - 1 : ニーズの四類型 (出典 上野、2011 : 71)

第3節 エンパワメント過程の分析枠組み

上記のように、セクシュアル・マイノリティ運動は当事者運動であるため当事者性が重要であり、その当事者性を理解するうえで前節でみたようにニーズ論が有効である。しかし、ニーズ論で当事者運動を説明することには限界がある。その理由の一つは、当事者運動は長年にわたって社会との相互作用の中で展開しており、当事者のニーズやその要求は変化する社会状況と密接な関係があるからである。もう一つは、セクシュアル・マイノリティは蔑視の対象であったり HIV の病原体をもつ存在と認識されたりするなかで、日常生活において暴行はもちろん命さえ脅かされることがしばしばあった。そのため、当事者による運動が成り立つためには、信頼できる仲間とのつながりが必要であり、さらに、そのためには安心して仲間と出会い、つながり、活動できる場の存在が前提にある。したがって、セクシュアル・マイノリティ運動を理解するためには、セクシュアル・マイノリティ個人から組織、そしてその当事者が集まったり活動したりする場を重層的にとらえる必要があり、この点で当事者コミュニティに着目する。韓国のセクシュアル・マイノリティ運動を理解するために当事者コミュニティの形成過程とエンパワメントの関わりについての分析が有効であると考える。

エンパワメントは、1950年代から1960年代にかけてのアメリカの公民権運動や1970年代のフェミニズム運動といった、差別や抑圧を受けてきた人々がそうした状況に抵抗し社会変革を求めていく際の運動の理念として用いられていた。その後、1970年代からはソーシャルワークの分野で、1980年代からは開発援助の分野でも広く用いられている。

開発援助の文脈では、佐藤(2005: 5)によると、『エンパワメントは』日本語では『力づけ』『力の付与』などと訳すことができるように、本来他動詞的に用いられる言葉である。しかし、黒人運動やフェミニズム運動、障害者の自立生活運動などの当事者運動に見られる

ように、エンパワメントの意義は、当事者が白人社会や男性、健常者や専門家などによって奪われた自分たちの権利及び力を自らの運動を通して取り戻すことにある。

社会福祉学分野では、特にソーシャルワーク分野においてエンパワメントの概念が注目されている。それは、ソーシャルワークを展開する中でエンパワメントは重要な概念であるためである。ソーシャルワークはクライアントの生活課題に対して、クライアントの主体性を尊重したかかわりを重視しているが、それを可能にするのがエンパワメントである。

ソーシャルワーク分野において最初にエンパワメントの概念を取り入れたのはソロモン (Solomon) である。ソロモン (1976 : 29)によると、エンパワメントとは、クライアントがスティグマ化された集団に属しているがゆえに経験してきた否定的評価や差別的待遇によってパワーレス (powerlessness) の状態に陥った際に、ソーシャルワーカーなどの援助専門職とクライアントが共にその状態を改善するために行う一連の活動と定義している。また巴山 (2003 : 5) は「人々が他者との相互作用を通して、自ら最適な状況を主体的に選び取り、その成果に基づきさらなる力量を獲得していくプロセス」であると定義している。久保 (2015)によるとエンパワメントの本来の意義は、パワー・バランスを形成・維持している社会に対してプロセスを通して構造的な変化をもたらすことであるとされる。そして、Segalら (1995 : 215) は、エンパワメントは「一般にパワーレスな人びとが自分たちの生活の制御感を獲得し、自分たちが生活する範囲内での組織的、社会的構造に影響を与えるプロセス」と定義している。

エンパワメントのプロセス及び構成要素について論じている研究も複数がある。久木田 (1998)は、エンパワメントを「基本的ニーズ」の充足の始まり、リソースへの「アクセス」確保、構造的な問題の「意識化」、意思決定への「参加」、パワーの「コントロール」による価値の達成の5段階に分類している (久木田 1998 : 10-34)。

また、パーソンズ (Parsons) は、エンパワメントの展開を個人 (自己認知)、対人関係 (知識・技能)、コミュニティ・政治参加 (活動) の3領域に分類し、それぞれの構成要素について次のように整理している。個人領域では「権利を有しているという感じとともに、自己認識、自己受容、自己への信頼感、自尊感情」が高まることがあると述べ、次に、対人関係の領域においては「積極的に主張したり、必要な時に他人に援助を与え、また他人から援助を求めることを制限したり、新しい、あるいはよりよい問題解決の戦略を学んだり、批判的思考を獲得したりすること」を挙げ、最後にコミュニティ・政治参加の領域では、クライアントとワーカーがエンパワメントの成果を「他者へ戻したり、自分たちが経験している一般的な問題領域に影響を与え」ることがあると述べている (Gutiérrez, L. M.; Parsons, et al. 1998=2000 : 285)。以上の久木田とパーソンズを踏まえると、エンパワメントは、個人が自己認識や受容を通して自分のニーズに気づき、そのニーズの不足状態を社会問題として意識化し、最終的にそのコミュニティや社会を変えるための政治化を目指すプロセス及び要素があると言える。また、エンパワメントは当事者の意識という内面から出発しているように、当事者の視点が重要であることが分かる。橋本 (200

6 : 151-163) は、エンパワメントを専門家によるアプローチの視点と、「当事者の自己変革と主体形成というセルフ・エンパワメントの視点」の2つに大きく分け、当事者自身の「心理的变化・内的成長」であるセルフ・エンパワメントに着目する必要があるとした。また、松岡 (2005 : 115-130) も当事者が自らエンパワメントするというセルフ・エンパワメントの重要性を主張している。

以上、当事者のニーズ論及びエンパワメントの概念の整理を踏まえて、本研究におけるエンパワメントは、社会の中でパワーレスの状態になった人びとが自らのニーズを自分で定義し、他者との相互作用を通して、自分たちの生活の制御感を獲得し、抑圧する社会に対して構造的な変化をもたらす一連のプロセスと定義する。

一方、既述のように、セクシュアル・マイノリティ運動には、セクシュアル・マイノリティの出会いやつながり、そして活動できる場が前提にあるが、エンパワメントの概念においても他者との相互作用のできる場としてのコミュニティを重視している。清水(1997)は、エンパワメントを個人レベル、組織レベル、コミュニティレベルの3段階に分けており、各エンパワメントについて以下のように説明している。個人レベルのエンパワメントは、一個人が自分の生活に対して意思決定をし、統御できるようになることであり、組織レベルのエンパワメントは、組織の中で個人が意思決定の役割を担うことで自らの統御感を固めることや、組織がコミュニティレベルでの決定や資源の再配分に影響力を及ぼすことができるようになることである。最後にコミュニティレベルでのエンパワメントは、コミュニティが、個人やグループが必要に応じて行っている努力に対して、社会的・政治的・経済的な資源をより大きな社会から獲得してきたり、そうした資源をより使いやすい形にして提供していくようになることであると述べながら、これらの3つのレベルはエンパワメントの構築において相互に関連があると述べている。

セクシュアル・マイノリティは長年にわたり自分の存在を隠し続けなければならないということがあり、そのような社会状況は今も変わらない。それ故に他の社会運動の当事者とは異なる側面があり、さらに、専門家からも否定されることなどから、自分たちを理解し、ありのままを受け入れてくれる相手を求めるなかで、自然にコミュニティは彼らを支える基盤となったのである。

我々がコミュニティに求めることは何か。それは社会的弱者を生み続ける現代の社会と関係すると考える。経済発展とともに格差が広がり、人びとの生活は孤立していくなど現代の社会は変化とともにさまざまな問題を抱えているが、それらの問題に対して一定の人びとに責任を負わせることがある。コミュニティはある共通性を持った人びとが集まって、帰属意識を高めることができる。したがって、排除され、抑圧されつつある社会的弱者である同じ立場にある人たちが集まって、自分たちの問題を捉えなおし、自分たちで新たな社会アイデンティティを付与しあい、最終的に、社会を変えていくための原動力を形成していくことを実現する場こそコミュニティであると考え。コミュニティを具現化するためには社会構築主義の視座から、人びとの生活の中で起きる相互作用に着目していく必要がある。そ

して、山内・伊藤（2006）は、コミュニティは「国家とは対照的なものであり、もっと直接的な意味や帰属や日常生活の世界を指すもの」（2006：13）として、直接経験できる日常生活の世界であると述べている。

以上から、本研究におけるコミュニティは、社会において抑圧または排除される社会的弱者の、日常生活を基盤として営まれる社会的弱者同士の連帯及び社会的相互作用が実現される場としてとらえる。

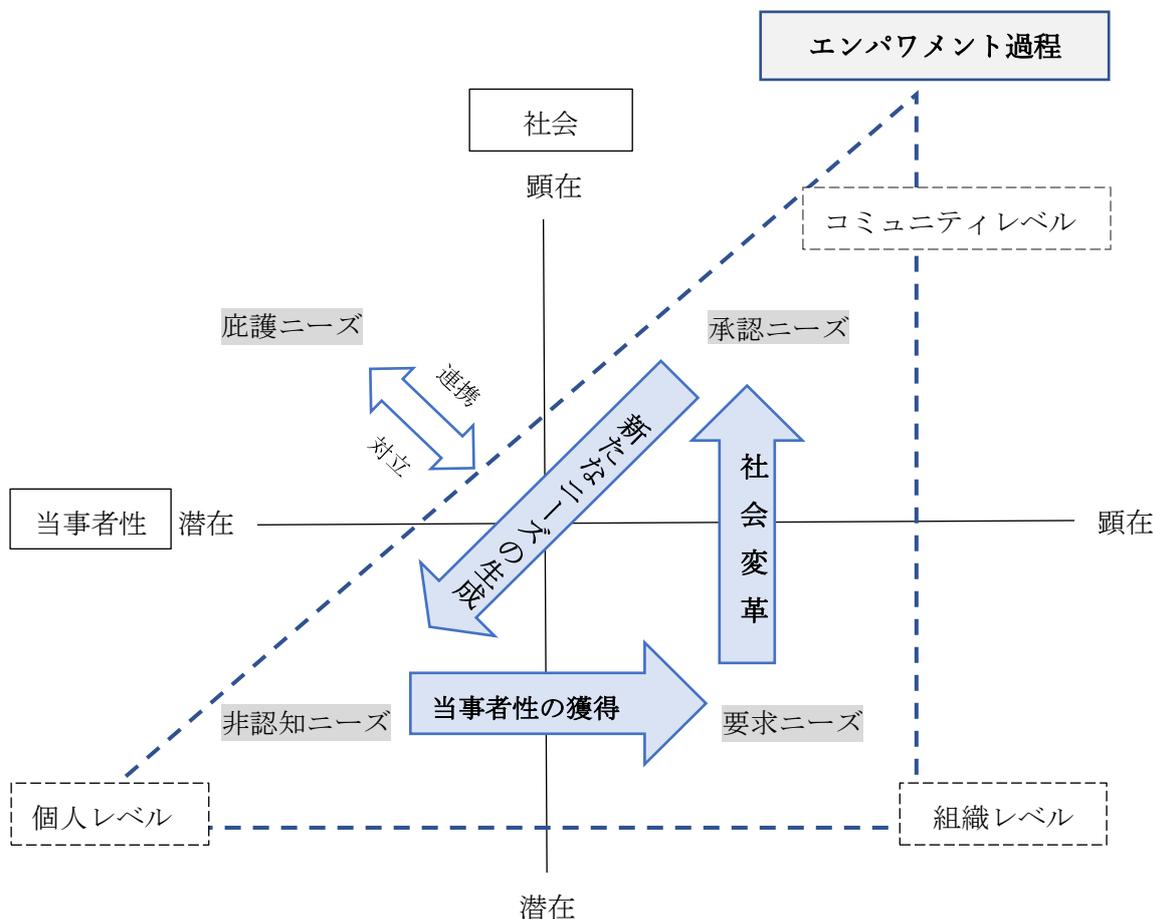
最後に、当事者のニーズ論に基づいてエンパワメントの分析枠組みを提示したい。

マイノリティが自らのニーズを定義することは当事者性を獲得することであり、そのあとに社会を変えるアクションをとることが可能になる。だが、社会を変えることは簡単にはできないことではないし、当事者のニーズも社会や時代によって変わる。そのため、当事者は絶えず変化する社会に合わせて新たなニーズを生成して社会に要求しなくてはならない。これらを整理すると、エンパワメントは「当事者性の獲得」「社会変革」「新たなニーズの生成」という3つの要素で構成されている。このエンパワメントの3つの要素と上野（2011）のニーズの四類型の関係を整理すると以下の図序-2のようになる。ちなみに、中西・上野の言う当事者とは、「問題をかかえた人々と同義ではない。問題を生み出す社会に適応してしまっただけでは、ニーズは発生しない。ニーズ（必要）とは、欠乏や不足という意味から来ている。私の現在の状態を、こうあってほしい状態に対する不足ととらえて、そうではない新しい現実をつくりだそうとする構想力を持ったときに、はじめて自分のニーズとは何か分かり、人は当事者になる」（中西・上野、2003：2-3）。

当事者が当事者性を獲得することは、潜在していた自分のニーズ（「非認知ニーズ」）に気づき、不足している自分の権利を求める「要求ニーズ」に移り変わることを意味する。その後、社会変革を通してニーズは社会から承認されることになる（「承認ニーズ」）。しかし、社会から承認されるニーズは当事者のもつニーズの一部に過ぎない。当事者の根源的ニーズは、少しずつ承認ニーズが増えていく中で新たに気づくものであり、それは当事者性を強化することで「要求ニーズ」となることができる。したがって、この3つの要素は絶えず循環することでエンパワメントは実現される。一方、「庇護ニーズ」は、既述したように両面性をもつ概念である。社会的弱者に対する包摂的社会である場合、社会は当事者の声を尊重しつつ、社会としての役割も主体的に担うという促進的な働きかけをする側面がある。しかし他方で、専門家主体に関わりよく言われるように、当事者の声が反映されないで一部の専門家などによるパターンリズムとして社会ニーズが生成されることが指摘されている。前者はエンパワメントのシステムと社会が連携することになるが、後者の場合は当事者のニーズと対抗することになる。

そして、図序-2では個人レベルと組織レベル、コミュニティレベルの3つを提示した。個人レベルは当事者としての自覚や（新たな）ニーズの生成が必要な段階である非認知ニーズと関係し、組織レベルは社会変革を求める要求ニーズに、コミュニティレベルは承認されたニーズと新たなニーズの生成が求められる承認ニーズの段階にそれぞれ位置するものと

考えられる。



図序 - 2 : エンパワメント過程の分析枠組み (上野 (2011) のニーズ論を参考に筆者作成)

第4節 クィア・スタディーズというアプローチ

本稿の理論的基盤として、社会福祉学の他にクィア・スタディーズがある。クィア (Queer) とは、元々は「不思議な」「奇妙な」「変態」などを表す言葉である。その一般市民のセクシュアル・マイノリティに対する差別的眼差しであった用語を、かれらが自分たちのアイデンティティに昇華させたのがクィアという言葉である。さらに、セクシュアル・マイノリティはクィアを学問として位置付ける。それがクィア・スタディーズである。

以前からセクシュアリティを取り上げる研究領域としてジェンダー研究、フェミニズム研究はあったが、それらは異性愛を思考の前提としているため幅広いセクシュアリティを包括するには限界があった。また、セクシュアル・マイノリティに関わる研究においても、ゲイとレズビアンといった個別に対する差別に焦点を当てた研究が主であった。

1990 年代初頭から「クィア理論」という用語がアカデミズムの領域において使用されるはじめ、一つの研究領域が形成された (風間ら、2018:190)。「クィア理論」の登場とともに多

様なセクシュアリティやジェンダーの間に存在する差異、そして、同じセクシュアリティの中で存在する差異について目を向けることができるようになった。この「クィア理論」は、1990年2月にカリフォルニア大学サンタ・クルーズ校でテレサ・デ・ラウレティス (Teresa de Lauretis) の呼びかけにより開催された研究会議において提唱された理論である。ラウレティスは、ゲイとレズビアンがひと固まりの集団として扱われ、セクシュアリティについての差異がないかのように捉えられていることや、異性愛を前提にした支配的関係の見直しの必要性について問題提起した。このような「クィア理論」の背景には当時の深刻化するエイズ問題が関わっていた。それは、1980年代、ゲイ・コミュニティはエイズの原因と認識され、危機的状況に追い込まれていた。その対策として、セクシュアル・マイノリティの間での連帯を呼びかけるようになり、その連帯を模索するにあたって異なるセクシュアリティ集団がもつ差異について理解する必要がある。例えば、同じ同性愛者であっても、ゲイとレズビアンの間にはジェンダーなどの影響から大きな差異が存在する。

ラウレティスの「クィア理論」以降、1990年代に立ち上がった性、特にセクシュアル・マイノリティに関する一定の視座を共有する研究がクィア・スタディーズである (森山、2017)。

1990年代に、「クィア理論」を取り上げる著作が相次いで出版されている。それは、『ジェンダー・トラブル』(ジュディス・バトラー、1990=2018) や『同性愛の百年間』(デヴィッド・ハルプリン、1990=1995)、『クローゼットの認識論』(イヴ・K・セジウィック、1991=1999) などである。

その中で、バトラー (1990=2018) は、フェミニズムによる家父長制の抑圧の中で議論される女性と性解放について批判的な立場である。ミン・ギョンスク (2011) によると、バトラー (1990=2018) は、社会的性別は生物学的な性によって「男女」に固定され、家父長制の論理の中に再び回帰されるため、異性愛のセクシュアリティが自然であるという考えから脱却する必要があると述べている。すなわち、バトラーは、ジェンダーを実体的で固定されたものとして見ていない。ジェンダーはそれを取り巻く社会的条件と権力体系で語らなければならない、二分化されたジェンダーが前提になることで排除されたセクシュアリティを問題とし扱うべきであると主張しており、これは「クィア理論」に大きな影響を与えている。

日本においてもクィア・スタディーズに関する研究が行われている。その一人である森山 (2017: 119) は、クィア・スタディーズとは「ほとんどの場合セクシュアル・マイノリティを、あるいは少なくとも性に関する何らかの現象を、差異に基づく連帯・否定的な価値の転倒・アイデンティティへの疑義といった視座に基づいて分析・考察する学問」

であると言う。差異に基づく連帯とは、上記したゲイやレズビアンなどが互いの差異を認め合いながら連帯することであり、<否定的な価値の転倒>とは、差別的意味であったクィアを自分たちのアイデンティティとして捉え直すことである。次に、アイデンティティへの疑義とは、アイデンティティは固定化しないで、両義的で流動的なものであるとする。

クィア・スタディーズの研究の主な方向は次の二つと言える。一つは、社会史や文学史と

いった歴史研究を通してセクシュアル・マイノリティが排除される規範について議論する研究である。その代表的な人として『性の歴史』などの著者でもあるミシェル・フーコーがいる。もう一つは、社会に潜在化しているセクシュアル・マイノリティの存在を可視化する戦略であり、具体的にはセクシュアル・マイノリティのアイデンティティやコミュニティに焦点を当てた研究である。

以上、クィア・スタディーズについて述べたが、その定義は未だ明確にされていない。それは、むしろ明確な定義をさせないというクィア・スタディーズの意図が反映された結果かもしれない。だが、クィア・スタディーズの目指すことは以下の二つに整理できる。一つは、異性愛主義の社会体制の中で排除されてきたマイノリティの異議申し立てを支持する理論的基盤であり、もう一つは、「同性愛／異性愛の二元体制の「脱構築」」（河口、2003：197）といった社会のセクシュアリティの在り様を変革させることである。この二つは異なるものではなく、前者の異議申し立ては最終的に後者に収斂される構造と言える。したがって、クィア・スタディーズの究極的な目的は、同性愛／異性愛の二元論から脱却し、社会の多様なセクシュアリティがその占める人口の割合や政治的影響などによって階層化されることなく、すべてのセクシュアリティが尊重される社会の構築である。その尊重とは単なる平等化を図るというより、多様なセクシュアリティが互いの差異を問い続けながら理解し合っていく作業であると同時に新たなセクシュアリティを探求し続けることであると言える。本研究では、このクィア・スタディーズで論じてきたものを踏まえて論じる。

第5節 論文の概要

本研究の目的は、韓国におけるセクシュアル・マイノリティ運動の変遷過程の把握を通して、現在韓国のセクシュアル・マイノリティ運動が抱える課題を明確にし、さらに、今後の方向性を示唆することである。特に、当事者概念に基づくニーズ論とエンパワメントの視点から、韓国のセクシュアル・マイノリティ運動が韓国社会や文化の中でどのように展開してきたのかその特質を検討し、韓国におけるセクシュアル・マイノリティ運動が「あいまいな当事者性」戦略という特徴を有することを明らかにし、また、その課題を示すことにある。さらに、新たなセクシュアル・マイノリティの文化形成の可能性が持つ意義を示唆することを目的としている。

本研究の目的を達成するための研究課題は①韓国におけるセクシュアル・マイノリティの差別の現状を明らかにする(第1章)、②韓国におけるセクシュアル・マイノリティ運動の展開過程について明らかにする(第2～4章)、③韓国のセクシュアル・マイノリティ運動の特徴とその変化について明らかにする(第4章)、④韓国のセクシュアル・マイノリティ運動の課題について明らかにする(第4～5章)、⑤新たなコミュニティ生成とその意義を示唆することである(終章)。

課題①については、第1章で先行研究を用い、韓国におけるセクシュアル・マイノリティ差別の現状について検討を試みた。その結果、韓国はいまだセクシュアル・マイノリティに

対する否定的なイメージが強く、社会的認知が広がっているとはいえない状況であることが明らかになった。そして、セクシュアル・マイノリティに対する反対運動の先頭に立っている集団が保守的キリスト教団体であることが分かった。このような現状からセクシュアル・マイノリティは社会での人間関係はもちろん、最も身近な家族や友人に対してもカミングアウトすることができず、学校や雇用の場など日常生活において様々な生活課題を抱えていた。そのような差別に対する国家人権委員会法や、学生人権条例などの国や地方自治体による取り組みなども行われていたが、どちらも強制力がないため、実質的な効果はないという限界があった。加えて、韓国におけるセクシュアル・マイノリティと運動に関する研究動向とそれらを扱う分野について概観したが、セクシュアル・マイノリティの関連研究においては人権の観点にウェイトが置かれ、個別ニーズや生活課題に関するアプローチはそれほど見られないことが分かった。

課題②、③については、第2章から4章に渡って論じている。第2章では、1990年代以前の韓国のセクシュアル・マイノリティ運動の展開過程について論じた。当時のセクシュアル・マイノリティに対する社会の認識とセクシュアル・マイノリティ当事者の無知と不安について述べた。そして、そのような背景の中で、今まで人目を避けて出会いを求めていたセクシュアル・マイノリティが同じ境遇に置かれているセクシュアル・マイノリティに出会うことを通して、「このような問題を持っているのは私だけじゃない」と気付くことができ、少しずつではあるが堂々と自分たちの問題について向き合うようになるプロセスについて提示した。第3章では、1990年代以降の韓国のセクシュアル・マイノリティ運動の展開過程について論じた。1990年代は当事者運動の組織が芽生える時期であり、当事者運動が本格的に展開されはじめる時期であるが、なぜ、この時期に運動が本格的に始まるようになったのかその背景について分析した。そして、セクシュアル・マイノリティ存在の可視化とともに激しくなる差別と嫌悪に対し、急増するオンラインコミュニティについても述べた。第4章では、2000年代以降の韓国のセクシュアル・マイノリティ運動の展開過程と、その過程の中で見えてきた人権問題として取り上げられるセクシュアル・マイノリティ問題と韓国のセクシュアル・マイノリティ運動の特徴として見出した「あいまいな当事者性」戦略について論じた。2000年代はセクシュアル・マイノリティに対する関心と共に、セクシュアル・マイノリティに対する差別も激しくなった。そして、セクシュアル・マイノリティ運動は2000年代に入って、今までの運動とは異なる様相を帯びることになる。つまり、1990年代には、セクシュアル・マイノリティの人権運動というと当事者がカミングアウトし、自分たちの声で自分たちのことを社会に主張するやり方が主流であった。しかし、2000年代のセクシュアル・マイノリティ運動は、セクシュアル・マイノリティ存在の可視化と共に差別も激しくなったため、1990年代の活動家のように、カミングアウトして運動をする活動家は少なくなった。2000年代の韓国のセクシュアル・マイノリティ当事者は社会からの批判や攻撃を恐れて、運動を担っている活動家が当事者であるにも関わらず、ストレートに当事者とは言えない環境に置かれているため、当事者性を持ちながらも意図的（または戦略的）

に自分たちの当事者性をあいまいにさせながら活動していた。本研究では、このような状況の下でセクシュアル・マイノリティによる韓国固有の社会的・文化的状況への対応として、当事者は自己のニーズを自覚しているが、個人としての当事者性を戦略的にあいまいにして運動を担ってきたことを明らかにし、それを「あいまいな当事者性」戦略とした。

課題④については、第4章と5章で論じている。この「あいまいな当事者性」戦略に基づいたセクシュアル・マイノリティ運動によって、セクシュアル・マイノリティに対する反対が激しい韓国の中で当事者は持続的に運動を展開し、自分たちの権利意識およびコミュニティを強化していた。そしてそれは政策的な人権の向上にもつながっていた。しかし、当事者性の潜在化は個々人のセクシュアル・マイノリティが抱える生活課題も潜在化するという限界を持っていた。この「あいまいな当事者性」戦略に最近変化がみられ、第5章では、韓国のセクシュアル・マイノリティ運動の最近の新たな動きとして、カミングアウトするセクシュアル・マイノリティたちが増えていることについて論じた。そして、セクシュアル・マイノリティ人権運動に反対する勢力の動きと反対する主張について概観し、その動きがセクシュアル・マイノリティ運動団体と活動内容にも影響を与えていることについて述べた。加えて、運動団体は運営する上での経済的基盤が弱いため、多くの団体が最小限の予算と人員で団体を運営しており、活動も個々人のセクシュアル・マイノリティが抱える生活課題を可視化することには限界があることについて述べた。

課題⑤については、終章で論じている。「あいまいな当事者性」戦略をエンパワメントの過程として分析した結果、その背景に「当事者コミュニティ」が存在し、「あいまいな当事者性」戦略による成果は次の3点にまとめることができた。1つ目は、「当事者コミュニティ」はセクシュアル・マイノリティの居場所としての機能だけではなく、匿名性の下での出会いから組織的な活動の形成に繋がり、それが新たなコミュニティの創出に繋がった。2つ目は、同じセクシュアル・マイノリティであっても運動においてゲイとレズビアンの違いが存在し、その違いを踏まえて「当事者コミュニティ」を形成していることである。3つ目は、セクシュアル・マイノリティに対しての社会的認識が厳しい韓国の中で、「あいまいな当事者性」戦略はエンパワメントにおいてセクシュアル・マイノリティが大きなリスクを受けることなく安全に運動ができるものとして機能していた。

また、「当事者コミュニティ」はセクシュアル・マイノリティにとってカミングアウトという大きなリスクを負うことなく集まることのできる場所として機能していたし、同じ立場の人に出会うことができる空間的な意味を越えて、自分のアイデンティティを肯定できるエンパワメントの場としての意義を持っていた。

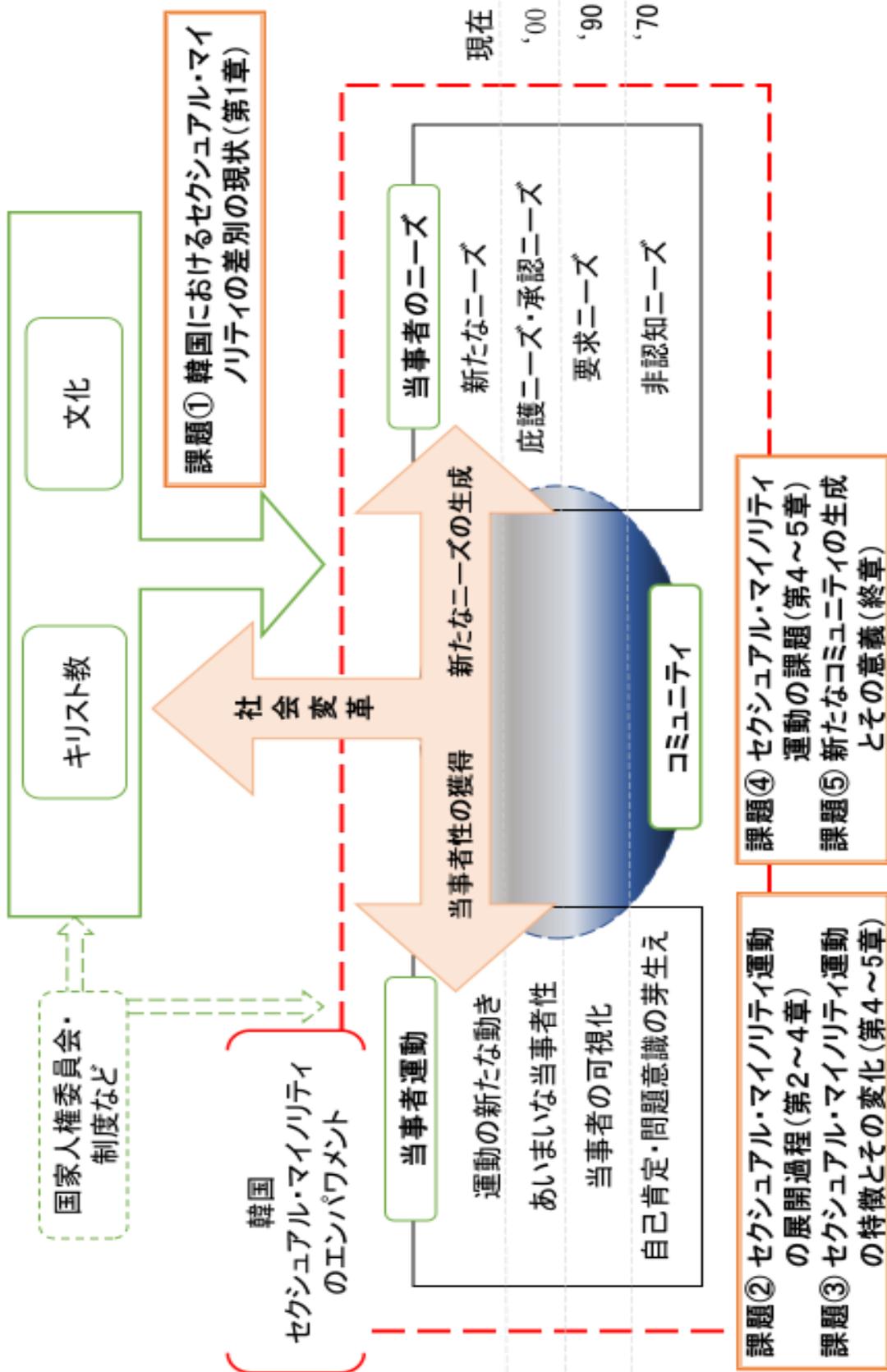
最後に、韓国の先進的な取り組みとして米国のLGBTのコミュニティセンターを参照した「シンナヌンセンター」の取り組みに着目し、新たなコミュニティの生成の可能性とその意義について明らかにした。この取り組みは地域におけるセクシュアル・マイノリティの日常的な困難や生活課題に目を向け地域社会と関係を図るものである。また、映画などを通してセクシュアル・マイノリティの文化を新たな価値観として共有し、今まで「あいまいな当事

者性」戦略を採用してきたセクシュアル・マイノリティたちが、自分自身の当事者性を隠さずに活動する場の構築を目指すものである。

次に、研究課題を実現するための研究方法について説明する。本研究では文献研究を通して理論的検討を基軸にしながら、韓国におけるセクシュアル・マイノリティ問題を整理し、研究の枠組みを構築した。その後、聞き取り調査による質的調査並びにアンケートによる量的調査を行い、研究の仮説および課題の検証を行った。具体的には、2014年9月1～5日にかけて、政府機関である「国家人権委員会」と民間団体である「韓国セクシュアル・マイノリティ文化人権センター」、「韓国レズビアン相談所」を訪問して聞き取り調査を行った。その後、2014年12月14～17日にかけて、韓国のセクシュアル・マイノリティ大学連合会である「QUV(QUEER UNIVERSITY)」と「SOGI(性的指向・性別アイデンティティ)法政策研究会」を訪問し、聞き取り調査を行った。そして、2015年10月30日～11月4日にかけて、「ソムドルハンリン教会」、「ロデム木陰教会」、光州広域市の人権平和協力部と教育庁、「学閥のない社会のための市民の集まり」、公益人権法財団「共感」と「大韓聖公会」を訪問して聞き取り調査を行った。その後、2015年12月に「QUV」に所属している大学へのアンケート悉皆調査を実施した(30団体に依頼し9団体から回収された)。2017年8月21日～8月22日には、「ゲイ人権運動団体チングサイ」、「社団法人シンナムンセンター」、「公益人権弁護士会希望法」、「公益人権法財団共感」、「セクシュアル・マイノリティの親の会」を訪問して聞き取り調査を行った⁶。さらに、2018年8月20日と2019年8月13日には「社団法人シンナムンセンター」での聞き取り調査を行った。また日本の状況も参照するため2018年2月に大阪府大阪市淀川区の「LGBT支援事業」を担当している同区役所市民協働課の「LGBT支援事業」の担当者とその事業に主に関わっているセクシュアル・マイノリティ団体への聞き取り調査を行った。なお、調査にあたっての倫理的配慮は「立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理指針」、「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程」に基づいている。

最後に、研究の枠組みは以下の図序-3のとおりである。本研究では、1970年代からの韓国セクシュアル・マイノリティの当事者運動と、韓国社会の変遷の中で変容する当事者のニーズに注目する。また、当事者運動は常にコミュニティと相互作用をするなかで当事者性に変容することから、当事者運動と当事者性を媒介する役としてコミュニティの存在を明らかにする。エンパワメントの3つの要素は、当事者運動が当事者性を獲得し、それを通して社会変革を求めていくことによって新たな当事者のニーズが生成されていくことを表している。

⁶ これらの調査は、立教大学学術推進特別重点資金(立教SFR)「韓国における『社会的バルネラブルクラス』の支援にみる人権意識の特質に関する研究」(2014年度、研究代表者：三本松政之)及び「韓国の社会的バルネラブルクラス支援にみる実践変革型コミュニティ形成に関する研究」(日本学術振興会科学研究費基盤研究(B)2015年度-2017年度、研究代表者：三本松政之)の一環として実施した。



図序 - 3 : 韓国セクシュアル・マイノリティ運動とエンパワメント (研究の枠組み)

第1章 韓国におけるセクシュアル・マイノリティの差別状況と運動—先行研究から

第1節 韓国におけるセクシュアル・マイノリティ差別

序章では、まずセクシュアル・マイノリティへの差別が根強い韓国社会でセクシュアル・マイノリティ運動はどのような変遷過程を経て現在に至ったのかという経緯を明らかにし、次いでそのような過程を経た今日においてセクシュアル・マイノリティの身近な生活課題が可視化されにくいという現状認識に基づく問題意識を示し、さらに当事者概念に基づくニーズ論とエンパワメント、そしてコミュニティに着目しセクシュアル・マイノリティ運動の課題を明らかにするための分析枠組みを提示した。第1章では、韓国社会におけるセクシュアル・マイノリティに対する差別の現状と、なぜその差別が根強いのか、そしてその差別に対して当事者たちはどのように運動を展開してきたのかについて述べる。

OECDの「図表で見る社会2019」によると、2001年から2014年の韓国の同性愛受容度は10点満点中2.8点でOECD加盟国36カ国の中で4番目に低かった⁷。この結果から、OECDは同性愛受容度の面でOECD平均を下回っている韓国に対して、セクシュアル・マイノリティへの差別が懸念されると指摘している。

韓国社会でセクシュアル・マイノリティによる運動が始まって約20年が過ぎたが、いまだ韓国社会でセクシュアル・マイノリティは差別と嫌悪の対象である。差別の実態は2000年代以降の多数の調査によって知ることができる。2005年には、国家人権委員会が実施したセクシュアル・マイノリティの人権現況に関連する調査があったが⁸、それ以降はセクシュアル・マイノリティ人権団体が実施した調査が多く見られる。それは、「性転換者人権実態調査」(2006)と、「レズビアン人権実態調査」(2006)、「韓国セクシュアル・マイノリティ社会意識調査」(2007)、「レズビアン貧困層実態調査」(2009)などの公共機関が委託した調査と、「セクシュアル・マイノリティ労働権基礎調査」(2010)、「青少年セクシュアル・マイノリティの経験調査」(2012)、「青少年トランスジェンダー/ジェンダークィア実態調査」(2014)などがある。その中でも、「韓国セクシュアル・マイノリティの社会意識調査」(2007)は、同性愛者、バイセクシュアル、トランスジェンダーなど対象を広くとらえた初めてのアンケート調査で、この調査結果によって、韓国のセクシュアル・マイノリティの居住地などでの生活や人口学的な特徴、社会からの差別、社会との関係、人生への満足度、政治に対する意識などについて知ることができる。

そして、2014年には大規模な調査が二つも実施された。一つは、国家人権委員会が行っ

⁷ 中央日報(2019年4月1日)「同性愛を正当化できるか」OECD 5.1点・日本4.8点・韓国2点」<https://japanese.joins.com/article/896/251896.html> 2019年4月17日閲覧

⁸ 2005年の調査はセクシュアル・マイノリティを直接対象にした調査ではなく、新聞やメディアから得られた情報をまとめた報告書のようなものであるため、セクシュアル・マイノリティ差別実態の全体像を把握するには限界があった。

た「性的指向・性自認による差別実態調査」である。これは、国家機関がセクシュアル・マイノリティを対象に実施した初の調査として重要な意味をもっており、実際、1,000人を超えるセクシュアル・マイノリティから回答を得ている。もう一つは、「チングサイ」という当事者団体が、3,000人を超えるセクシュアル・マイノリティを対象にした国内最大規模の調査を実施し、「韓国 LGBTI コミュニティ社会的欲求調査」としてまとめた。この調査では、同性愛者、トランスジェンダーのみならず、バイセクシュアルやアセクシュアルなど既存の調査では対象にされなかったセクシュアル・マイノリティまで対象にしていることに意義がある。

第2節 韓国における国・地方自治体の取り組みと限界

韓国での社会的弱者に対する否定的認識は1945年の日本の統治からの解放以降大きく変わるようになった。西洋の法制が導入され、社会的基本権が憲法の中で重要な部分として位置付けられるようになったからである。韓国で社会的弱者の人権に対する関心が高まったのは1980年の5.18民主化運動以降である。韓国の人権運動は軍事独裁時代、政治暴力に対抗する政治的運動として始まった。そのため韓国の人権政策は通常 of 社会的弱者である障害者や女性などの人権問題より独裁政権の下で政治暴力の犠牲者となった人々の人権問題を優先的な課題とする傾向が強かった。

2000年代に入ってから他 of 社会的弱者の人権問題に対しても関心が向けられるようになったが、その背景には国家人権委員会の設立がある。1993年、韓国はウィーン世界人権会議に参加しており、韓国民間団体共同対策委員会は政府に国家人権機構の設置を勧告し、それをきっかけに1997年、金大中大統領候補は人権法制定および国民人権委員会設立ということを大統領選挙の公約として発表した。1997年12月に大統領に当選し、1998年に大統領に就任した金大中による政権は、人権問題を10大政課題に含めて国民人権委員会設立準備団を発足し、2001年5月24日に国家人権委員会法を制定・公布し、同年11月25日に国家人権委員会を公式的に発足させた。その結果、韓国は人権侵害問題を公式に扱う制度と組織的基盤を構築することができた。国家人権委員会法に示されている人権の意味は「大韓民国憲法」および法律で保障したり、大韓民国が加入・批准した国際人権条約や国際慣習法で認められる人間としての尊厳と価値及び自由と権利をいう。国家人権委員会はすべての個人が持つ不可侵の基本的な人権を保護し、その水準を向上させることで人間としての尊厳と価値を具現し、民主的基本秩序の確立に貢献することを目的として作られた国家機関である。国家人権委員会は、独立的地位を有する合議制の行政機関として立法、司法、行政のどこにも属さず独自に業務を遂行することができる(国家人権委員会HPより)。

国家人権委員会は「2012～2016の国家人権政策基本計画勧告案」の目標と主要課題として①社会的弱者、少数者の人権増進、②人権擁護・増進のための汎国家的インフラ構築、③人権に配慮した文化の形成、④人権団体・国際社会と人権協力体制の構築をあげている。国家人権委員会は 障害者、非正規職労働者、移住民、難民、女性、児童・青少年、高齢者、

病歴者(HIV/ADISの感染者、ハンセン病患者、B型肝炎患者)、軍人、施設生活者、セクシュアル・マイノリティ、在外同胞、犯罪被害者、北朝鮮(脱北者等)の人権を社会的弱者及び脆弱階層として位置づけている(国家人権政策基本計画勧告案、2012)。社会的弱者の中で比較的によく知られている障害者、高齢者、女性の場合は多様な法制が整備されており、「障害者差別禁止および権利救済などに関する法律」と「雇用上の年齢差別禁止および高齢者雇用促進に関する法律」がある。また、両性平等の実現に向けた「女性発展基本法」「男女雇用平等と仕事・家庭両立支援に関する法律」「性別影響分析評価法」などがある。

現在、韓国の社会的弱者に対する人権問題の対応は制度的な側面では主に国家人権委員会が行っているが、主な業務は①政策業務、②調査救済業務、③教育広報業務、④国内外協力業務の4つに分けられている。

国家人権委員会の設立は上にも述べたように、金大中大統領候補が10大政課題の一つとして国家人権機構の設立を掲げ、市民社会の中で本格的に設立の議論が始まった。当時、セクシュアル・マイノリティに対する権利は関心を持たれなかったが、当事者団体の社会に対する持続的な要求と努力によって国家人権委員会法の差別禁止項目の中に性的指向を入れるようになった。国家人権委員会法第30条は性的指向を理由とする差別を平等権侵害の差別行為の類型の一つとして規定している。この国家人権委員会法がセクシュアル・マイノリティを保護する唯一の公的な施策と言える。

国家人権委員会は「第1期2007～2011国家人権政策基本計画勧告案」の核心推進課題としてセクシュアル・マイノリティの基本権保護と性転換者の人権保障をあげている。具体的な内容をみると、基本権保護ではセクシュアル・マイノリティの生存権、安全権、労働権、偏見と差別から自由になる権利、セクシュアル・マイノリティの財貨・サービス・施設利用・情報へのアクセスなどでの差別解消、同性愛偏見や差別を含んでいる軍刑法、定期刊行物の登録などに関する法律施行令、軍人事法施行規則など関連法令の整備、強姦罪の成立要件のうち客体と犯罪行為をより包括的に規定するための刑法(第297条)の改正、セクシュアル・マイノリティに関わる人権教育を実施して教育用の教材に書かれている特定の性的指向に対する嫌悪や偏見の内容修正、性的指向を理由とする雇用上の差別を禁止する制度整備、セクシュアル・マイノリティが利用できる相談所および休憩所などの設置運営支援体制の拡充などがある。また、性転換者の人権保障では、性別変更の判断基準の整備及び性別変更事実に関する非公開化原則の確立、性転換に関連する手術に対する国民健康保険の段階的適用の検討、医療過程での秘密保障と人権保護のための管理監督及び予防教育の実施などが挙げられている。

それらの課題に対して、国家人権委員会は、セクシュアル・マイノリティの基本権保護について刑法の改正など多少の改善をした部分はあるが、ほとんど改善されなかったとの評価を行っている。また、2007年以降、教育課程にセクシュアル・マイノリティ関連内容を入れるなど改善の努力は見えるが、社会的認識改善にはいまだ不十分であると指摘している。

「第2期 2012～2016 国家人権政策基本計画勧告案」では、セクシュアル・マイノリティの基本権を保護し、セクシュアル・マイノリティに対する社会的認識を変えることを目的としている。さらに、セクシュアル・マイノリティに対する差別と人権侵害を予防するため、関連法制の改善と人権教育の活性化を推進している。推進課題の新規項目には性的指向を理由とする差別禁止規定の明文化及び差別環境改善の努力/セクシュアル・マイノリティ人権実態調査及び常時モニタリングによる保護、アウトティング被害者の救済や加害者処罰手続きの整備、性的指向に関する相談業務のための専門家の義務人権教育の方案作りなどがある。第1期でうまく行かなかった課題に対しては第2期の推進課題として再び入れて再勧告している。また、軍人同性愛者の人権保護の法案作りなどもあげられている。

2015年には、「第3期国家人権政策基本計画勧告案（社会的弱者及び脆弱階層）」がまとめられ、第1期と第2期の人権政策基本計画の実施状況を評価し、社会的弱者の及び脆弱階層の人権状況の改善のための課題をまとめた。セクシュアル・マイノリティに対する第1期と第2期の人権政策基本計画の実施状況の評価においては、生涯にわたって、すべての生活領域において人権問題があることが報告されるが、これを改善する努力がほとんどないことが指摘された。そして、第3期においては、差別禁止法の制定など関連法や制度などの改正、そして性別訂正の要件緩和と医療支援の強化、そして彼らに対する社会的差別を解消するための教育やキャンペーンを強化することを提案している。

このように国家人権委員会は、政府機関として唯一セクシュアル・マイノリティの雇用、教育、その他の様々な領域で起こる差別行為に対する調整・勧告をしているが、強制力がないため実質的な問題解決には限界がある。

2000年代に入って国家レベルでは国家人権委員会法、障害者差別禁止法などの人権法が制定され、地域レベルでは人権に関する条例が制定されている。また、地方自治体のいくつかのところではセクシュアル・マイノリティの人権保障を含む人権条例や学生人権条例の制定に向けた動きも見られる。

学生人権条例は学生の人権が学校教育課程で実現されていくことにより、学生の尊厳と価値及び自由と権利を保護するために制定された地方自治体の教育庁の条例である。学生人権条例は、条例の法形式で制定された法規範であり、地方自治の内容の一つである自治立法権としての特徴を持っている(ジョン・ヨンブ、2011)。

韓国のLGBTI人権現況2017⁹によると、セクシュアル・マイノリティに関連する条例を整備した地域とその内容は以下の通りである。

「京畿道学生人権条例」(2010.10 制定)と「光州広域市学生人権保障および増進に関する条例」(2011.10 制定)は、性的指向を理由とする差別禁止について明示している。「ソウル特別市学生人権条例」(2012.1 制定)は、差別を受けない権利や個人情報保護される権利、

⁹ 「SOGI 法政策研究会」が2014年度から発刊している年間報告書である。セクシュアル・マイノリティに関する重要な事件と、運動とその歴史について毎年体系的に記録し整理している。

少数者学生の権利保障が明示されている。この条例の中で、はじめて性自認が差別禁止事由として明示された(SOGI 法政策研究会、2013)。次に、「ソウル特別市人権基本条例」(2012. 9 制定)では、大韓民国憲法と国家人権委員会法など関係法令で禁止する差別を受けないことを明示している。「ソウル特別市子ども・青少年人権条例」(2012. 10 制定)は、性的指向・性自認を理由にする差別を禁止すると明示している。「全羅北道学生人権条例」(2013. 6 制定)は、国家人権委員会法の差別禁止事由を適用することと、教育監と学校長はセクシュアル・マイノリティの学生がその特性によって要請される権利を適正に保障できるよう最大限努力しなければならないことを明示している。「慶尚南道人権増進条例」(2010. 3 制定)は、2013年12月に「慶尚南道人権保障条例」に改正された。この条例では、道民は合理的な理由なく性別、宗教、障害、年齢、社会的身分、出身地域、出身国家、出身民族、容貌などの身体条件、病歴、婚姻の有無、政治的意見、性的指向を理由とした差別をしなければならないと規定している。その他に、済州特別自治道(2015. 10 制定)、忠清北道(2015. 10 制定)が人権保障及び増進に関する条例を制定し、性的指向を理由とする差別を禁止している。

基礎自治体レベルでも性的指向や性自認を理由とした差別を禁止する条例が制定されている。釜山広域市では、「海雲台区人権増進条例」(2010. 11 制定)、「南区人権増進条例」(2011. 5 制定)、「蓮堤区人権保障及び増進に関する条例」(2015. 7 制定)が制定され、性的指向を理由とする差別を禁止している。また、京畿道の光明市も「光明市市民人権条例」(2011. 8 制定)を制定しているが、光明市は首都圏で初めて市民の人権条例を制定し、自治体としては初めて人権センターを設置・運営している地域である(デイリノーカットニュース、2012. 4. 2)¹⁰。その他に、「果川市性平等基本条例」(2013. 8 制定)、蔚山広域市の「北区人権増進に関する条例」(2011. 1 制定)、「中区人権保障及び増進に関する条例」(2013. 4 制定)、太田広域市の「人権保障及び増進に関する条例」(2015. 4 制定)、ソウル特別市「恩平区人権保障及び増進に関する条例」(2015. 10 制定)、全羅南道の「和順郡人権保障及び増進に関する条例」(2017. 12 制定)などがあり、性的指向を理由とする差別を禁止している。

以上にみたように 1990 年代に比べて 2000 年代以降においては制度的に大きな進展が見られているが、これらは一部の良好な例に過ぎない。慶尚南道道民連合は、満 19 歳以上の成人男女 1,006 人(回答率 1.8%)を対象に「慶尚南道学生人権条例」の制定について、意識調査を実施した。この調査結果によると、学生人権条例の中に、同性愛差別を禁止する条項を入れることに「反対する」が 55.9%で、「賛成する」(29.1%)、「よく分からない」(15.0%)を合わせた数値を上回っていた(Juilnews、2019. 1. 15)¹¹。このように、すでに「人権増

¹⁰ 데일리노컷뉴스 (2012년 4월 2일) 「광명시, 자치단체 최초 인권센터 개소」(데이리ノーカットニュース (2012年4月2日) 「光明市, 自治団体初の人権センター開所」)
<https://www.nocutnews.co.kr/news/4249983> 2019年7月23日閲覧

¹¹ Juilnews (2019년 1월 15일) 「경남도민 55.9%, 학생인권조례 ‘동성애 차별금지’ 첨부반대」(Juilnews (2019年1月15日) 「慶南道民 55.9%、学生人権条例’同

進条例」が制定された慶尚南道では、近年、学生人権条例の制定をめぐる対立が起きている。また、ソウル特別市城北区では、青少年セクシュアル・マイノリティのための支援センターの設立が2013年住民参加型事業の一つに選定され、5,900万ウォンの予算を確保した。その事業では、うつ、自殺企図、同性愛嫌悪と暴力に苦しんでいる青少年セクシュアル・マイノリティへの相談や、教師、親、相談家らに必要な相談マニュアルを制作・配布することなどを計画していた。しかし、2014年9月には城北区の保守的キリスト教団体の反発によって「青少年セクシュアル・マイノリティの実態調査および認識改善事業」に変更されたが、結局それも反発に遭い事業予算が否決された(ソウル新聞、2015. 1. 5)¹²。

また、2017年4月、陸軍ではセクシュアル・マイノリティ軍人に対する捜査が行われ、その結果、セクシュアル・マイノリティである軍人が処罰を受けることになった¹³(ソウル新聞、2017. 4. 17)。このような捜査は、「軍刑法」第92条の6¹⁴を根拠として行われ、この捜査の結果、20人に上るセクシュアル・マイノリティ軍人が立件され、その一部は有罪判決を受けた。「A大尉」として知られている一人の軍人は退役まで1か月にみたくない時に拘束され、懲役6月に執行猶予1年の有罪判決を受けた(JTBC、2017. 6. 26)。

このように、韓国ではセクシュアル・マイノリティの差別を規定する国家人権委員会法や人権憲章、人権条例があるものの、いまだセクシュアル・マイノリティは差別対象を超えて犯罪化の対象とまでなっている。また、セクシュアル・マイノリティに対する人々の認識が改善されない限り、いくらセクシュアル・マイノリティのための制度が整備されたとしても差別はなくならないし、韓国のセクシュアル・マイノリティが抱えている課題を解決することは難しい。

性愛差別禁止'添付反対」)

<http://www.juilnews.com/news/articleView.html?idxno=11395> 2019年7月3日閲覧

¹² 서울신문 (2015년 1월 5일) 「성소수자 인권 논란, 이번엔 성북구로 번져」 (ソウル新聞 (2019年1月15日) 「セクシュアル・マイノリティ人権論争、今度は城北区に広がる」)

<http://www.seoul.co.kr/news/newsView.php?id=20150106500028> 2019年7月29日閲覧

¹³ 서울신문 (2017년 4월 17일) 「“육군, 동성애자 색출 위해 합정수사 등 불법” 추가 증거 공개」 (ソウル新聞 (2017年4月17日) 「“陸軍、同性愛者を探し出すため、艦艇捜査など不法”追加証拠を公開」)

<http://www.seoul.co.kr/news/newsView.php?id=20170417500081> 2019年6月3日閲覧

¹⁴ 1962年制定された法律で、「鶏姦、その他の醜行をする者は1年以下の懲役に処する」とし、同性同士の性行為自体を処罰することが規定されていた。しかし、2013年に鶏姦という用語が削除され、肛門性交に変更された。2013年改正法は、「第92条6(醜行)第1条第1項から第3項までに規定された人々について肛門性交やその他の醜行をした人は2年以下の懲役に処する」と規定している(SOGI法研究会、2017)。

第3節 韓国におけるセクシュアル・マイノリティ運動

韓国でセクシュアル・マイノリティ運動が本格的に始まったのは、「チングサイ」(ゲイ人権団体)と「キリキリ」(レズビアン人権団体)が組織された1990年代からであり、同性愛者中心の運動から始まった(ユン・スジョン、2004:187-192)。したがって、1990年代にはレズビアン運動など同性愛者に限定した研究が多かった。キムソン・ヘスク(1999)は「同性愛と買売春、女性運動の新しい声1:韓国レズビアン運動とフェミニズム—キリキリ活動を中心に—」で、キリキリの活動を検討しながら、1990年代後半の韓国のレズビアンの現状について分析している。キリキリの活動を正しく理解するためには、韓国のレズビアンの集いがキリキリ以外にも多様に存在するということが、キリキリがレズビアン・コミュニティを代弁する唯一の団体ではないことを押さえておく必要性について強調しながら、キリキリとフェミニズム運動団体との連帯が増えていることについて述べている。だが、キリキリとフェミニズム運動団体の2つの団体が男性中心主義に抵抗するという共同の目的を持っているにもかかわらず、緊密な連帯関係になっていないことについて指摘している。

同性愛者運動に焦点を当てた研究は2000年代に入ってからも続いている。男性同性愛者運動に関する研究には、「チングサイと韓国のゲイ人権運動」(韓国ゲイ人権運動団体チングサイ、2011)、「1980年代『Sunday seoul』に現れた同性愛議論と男性同性愛者らの経験」(ジョン・ウォンゲン、2015)がある。そして、女性同性愛者運動に関する研究には、「同性愛と買売春、女性運動の新しい声1:韓国女性同性愛者運動とフェミニズム—キリキリ活動を中心に—」(キムソン・ヘスク、1999)、「韓国レズビアン人権運動の10年史」(韓国女性セクシュアル・マイノリティ人権運動団体キリキリ、2004)、「差異による差別を蹴飛ばした紫の虹—レズビアン人権研究所パクキム・スジンとシロのインタビュー:レズビアンの人権運動はすべての女性が幸せになる運動」(イ・ジョンウン、2004)、「差異による差別蹴飛ばした紫の虹—レズビアン人権運動10年史:私は存在する、故に要求できる」(ケイ、2004)などがある。

一方、2000年代半ば以降の研究動向をみると、セクシュアル・マイノリティの運動そして、人権に焦点を当てた研究が多く見られる。セクシュアル・マイノリティ運動に関する研究には、「人権、市民権そしてセクシュアリティ:韓国のセクシュアル・マイノリティ運動と政治学」(ソ・ドンジン、2005)、「セクシュアル・マイノリティ人権運動の展開と政策的対応—いくつかの仮説的議論」(イ・ビョンリャン、2010)、「韓国社会LGBTの性的市民権—批判と展望」(Tori、2010)、「セクシュアル・マイノリティの欲望と政治」(ユン・スジョン、2012)「権利の空白、青少年の性的権利:学生人権条例制定運動を振り返って」(ジュリ、2012)、「セクシュアル・マイノリティの人権都市運動と脱伝統的連帯概念の再構成—Hon-nethとButlerの認定理論を中心に—」(イ・ヒョンジェ、2015)、「人権の普遍性に対する2つの視線—同性愛者権利運動と移住民権利運動を中心に—」(キム・スギョン、2015)、「韓国セクシュアル・マイノリティ運動と制度化の逆説」(ナ・ヨンジョン、2015)などがある。

近年にはセクシュアル・マイノリティのコミュニティに関する研究も見られ始めている。

例えば、「セクシュアル・マイノリティ人口、コミュニティを描く作業で出会う問題—韓国 LGBTI コミュニティ社会的欲求の調査を中心に—」(ナ・ヨンジョン、ジョン・ヒョンヒ 2015)、「セクシュアル・マイノリティのコミュニティ参加の意義に対する研究—Giorgi 現象学的方法論を中心に—」(ソン・ソヨン、イ・ジハ、2016)などがある。これらの研究では、セクシュアル・マイノリティが、なぜ当事者コミュニティに参加しようとするのか、そこに参加する意味などについて把握しつつ、韓国でセクシュアル・マイノリティが市民権を得るために戦っていく中でコミュニティが持つ可能性について述べている。

一方、ゲイ・コミュニティに限定した研究も少なくない。「ゲイ男性のための場の形成:鍾路区楽園洞を例に」(イ・ソジン、2007)、「アバターのカミングアウト:メディア環境の変化と韓国ゲイ・コミュニティ」(イム・ヒョンス、ジン・ダルヨン 2011)、「セクシュアル・マイノリティの空間専有とコミュニティ構築—梨泰院消防署の事例研究—」(ハン・ユソク、2013)、「1980 年代『サンデーソウル』に現われた同性愛談論と男性同性愛者たちの経験」(ジョン・ウォンゲン、2015)などがある。ジョン(2015)は、セクシュアル・マイノリティ運動が本格的に始まる前の 1980 年代半ばから 1990 年代にかけて同性愛が韓国の社会の中でどのように認識され、また同時に、どのように排除されてきたのかを AIDS と関連づけて分析している。ハン(2013)は、セクシュアル・マイノリティが 梨泰院消防署の路地に自分たちの空間を作り、自分たちのコミュニティを形成したことに注目しながら、セクシュアル・マイノリティが作ってきた空間やコミュニティが既存の性観念の変化にどのような影響を及ぼすのかについて述べている。

レズビアン・コミュニティに関する研究には、「韓国のレズビアン遊び文化研究:クラブ(Club)とバー(Bar)で露呈する少数の文化的な特徴を中心に」(キム・ヒョン、2004)、「特集マイノリティ運動の新しい展開 韓国レズビアン・コミュニティの歴史」(ハン・チェユン、2011)、「国内女性同性愛者の場所形成と文化実態」(ユン・アヨン、2013)、「LGBT、私たちが今ここに住んでいる—現代韓国のセクシュアル・マイノリティと空間—」(カン・オルム、2015)などがある。これらの研究では、今まで排除されてきたレズビアンの居場所形成の実態及びレズビアン・コミュニティの歴史などについてまとめている。

韓国におけるセクシュアル・マイノリティ運動に関する研究動向を概観すると、セクシュアル・マイノリティを対象にした研究は 1990 年代から始まっており、最初はゲイやレズビアンといった同性愛者を対象にした研究が主であった。その後、セクシュアル・マイノリティの運動に広がっているものの、その主なテーマは人権問題に留まっている。人権問題と異なる視点での研究としてはセクシュアル・マイノリティのコミュニティに関する研究が目立っており、特にゲイとレズビアンのコミュニティに注目している研究が多い。

本研究では、セクシュアル・マイノリティの運動の形成過程やコミュニティへの着目など、先行研究における問題意識を継承しつつ、これまであまり韓国において研究がされてきていない当事者性の概念を取り入れ、セクシュアル・マイノリティ当事者とコミュニティ形成の関係という観点から、セクシュアル・マイノリティ運動のエンパワメント過程を明らかに

することを目指している。

第4節 韓国におけるセクシュアル・マイノリティ研究とその分野

韓国でセクシュアル・マイノリティに関する社会的議論が台頭したのは、セクシュアル・マイノリティ当事者が運営する人権団体が運動の主体となって積極的に活動した1990年代以降である(ソン・ジョンスク、2010)。1990年代以前を見ると、セクシュアル・マイノリティに関する研究はわずかしがなく、そのわずかな研究も同性愛者に限定されたものであり、かれらを差別や偏見の対象としてみるものが多かった。仏文学のジョン・スナム(1985)の「Genetの作品に現れた同性愛の研究」など文学の中で同性愛を扱った論文はあったが、セクシュアル・マイノリティの人権に関する論文はほとんどない(ナム・グンソン、2008)。

1990年代に入ると、主に社会学、人類学、マスメディア論、神学、社会福祉学などの分野から研究が行われ、社会学ではソ・ドンジン(1993)の「近代資本主義社会における同性愛アイデンティティの社会的形成に関する研究」があり、人類学ではチェ・ソンウク(1996)の「韓国ゲイ運動の言説分析“チングサイ”の事例を中心に」、マスメディア学ではキム・ソラ(1998)の「同性愛言説の力学関係」、神学ではクァク・ブンイ(1996)の「同性愛に対する聖書の立場」、社会福祉学ではクォン・ジンスク、オ・ヒョンスク(1995)の「臨床社会事業実践における性的イシューに関する考察」などがある。セクシュアル・マイノリティの存在が可視化されていなかった1990年代以前にはセクシュアル・マイノリティをテーマにした論文は、同性愛を疾病や異常として捉えるものがほとんどであった。その後、1990年代に入ると、主に同性愛に限定されるが、セクシュアル・マイノリティの存在が可視化されるようになった。

2000年代に入ると、国家人権委員会の発足(2001年)や性的指向を理由とする差別を禁止する国家人権委員会法の制定などの影響により、多分野において人権観点の研究が増えてきた。それは、セクシュアル・マイノリティ関連研究においても同じである。人権に関連する研究には、セクシュアル・マイノリティ当事者が自分たちの権利を獲得するために団体を結成し、人権運動を展開する過程の中で起きる変化に焦点を当てたものが多い。

1990年代までは社会福祉学領域においてセクシュアル・マイノリティの問題を扱う研究は少なかったが、2000年以降に人権的アプローチの可能性が見えてから本格的に研究が行われるようになった。ナム・グンソン(2008)は「セクシュアル・マイノリティの人権形成の過程と社会福祉の役割研究」でセクシュアル・マイノリティの人権運動の変化を考察しながら同性愛者の人権に注目して社会福祉の実践活動について研究を行った。また、イ・ビョンラン(2010)は「韓国セクシュアル・マイノリティの人権運動の展開と政策の対応：仮説的論議」において韓国でセクシュアル・マイノリティ人権運動がどのように展開し、人権問題に対してどのような政策が行われたかを提示した。その他、ソン・ジョンスク、イ・ナヨン(2010)は「社会福祉(学)でのセクシュアル・マイノリティの研究の動向と認識論的な展望：フェミニスト・セクシュアリティの理論の可能性」で社会福祉学の同性愛関連研究の傾向を

分析しながら、社会福祉学におけるフェミニズムのセクシュアリティ理論を取り入れた新たなセクシュアル・マイノリティ研究の可能性について論じつつ、既存の社会福祉学領域で行われた研究を西洋との比較研究を通して批判的に検討している。

既述したように、韓国はいまだセクシュアル・マイノリティに対する否定的なイメージが強く、その社会的認知が広がっているとはいえない。このような現状からセクシュアル・マイノリティは社会での人間関係はもちろん、最も身近な家族や友人に対してもカミングアウトすることができず、目に見えないが日常生活において様々な生活課題を抱えている。しかし、韓国ではセクシュアル・マイノリティの関連研究において、社会福祉学分野の研究はあるものの人権的アプローチにウェイトが置かれ、個別ニーズや生活課題に関するアプローチはそれほど見られない。セクシュアル・マイノリティ当事者の個々人の生活課題に目を向けることができるようにするためには、個別性や多様性を重視するクィア・スタディーズの視点からの研究が求められるが、韓国ではクィア・スタディーズの視点を取り入れた研究はほとんど見られないのが現状である。

第2章 セクシュアル・マイノリティ個人の肯定化—「非認知ニーズ」の当事者性

第1節 セクシュアル・マイノリティに対する社会の無知

日本による植民地時代が終わってから間もなくの1950年に朝鮮戦争が勃発し、韓国は建物や社会資源のほとんどを喪失してしまった。政治面も不安定で、1948年に就任した李承晩大統領はいわゆる独裁政権を維持するために1960年まで憲法改正や不正選挙を行うなどしていた。このような暗黒な時代となるような政治・経済状況は1970年代まで続いた。特に、1970年代には「セマウル運動」に代表される経済発展が国民の唯一の関心であった。このような時代状況のなかでセクシュアル・マイノリティに対する社会の関心は低く、認識があったとしても異常な存在としか見られていなかった。

韓国の社会においていつ頃からセクシュアル・マイノリティに関連する言葉が使われるようになったのかについてみてみたい。韓国の三大紙の一つであり、発行部数第2位の新聞『東亜日報』のオンライン版を利用して検索を行った¹⁵。検索にあたっては東亜日報が創刊された1920年4月1日から1980年12月31日までに検索の期間を設定し、キーワードは「同性愛」、「レズビアン」、「ゲイ」、「性少数者」、「性転換」、「トランスジェンダー」、「半陰陽¹⁶」、「男色」という言葉を用いて検索を行った。その結果、「同性愛」が49件、「レズビアン」が0件、「ゲイ」が89件、「性少数者」が0件、「性転換」38件、「トランスジェンダー」が0件、「半陰陽」が9件、「男色」が130件、検索された。

この検索結果の件数を年代別に分けて足したものが図2-1である。東亜日報において1920年から見られた言葉は「同性愛」、「半陰陽」、「男色」である。「ゲイ」というキーワードに対する検索結果は1920年代から見られるが、男性同性愛者を称する「ゲイ」は1960年代に西洋の女性人権運動、黒人人権運動とともに、新しく使用された用語¹⁷であるため、男性同性愛者を指す「ゲイ」に関する記事は1970年代に入ってから見られるようになっている。

1920年代には4件の同性愛に関連する記事が検索されたが、4件の全てが同性愛を原因とする自殺、殺害に関連する内容であった。「半陰陽」に関連する記事が2件あり、両記事とも両性の生殖器を持っている人の事例を紹介していた。「男色」については、130件の記事が検索されたが、その中で、本研究で扱う男性同士の性的関係を表す「男色」に関連する記事は1920年代に書かれた2件の記事のみであった。1件は、男色をしている場面と同僚

¹⁵ 韓国でもっとも歴史があり発行部数も最大である「朝鮮日報」のデータベースでは、キーワードとして対象とした用語に関して古い時代のものがあまり見られなかったので東亜日報を用いた。

¹⁶ 男性と女性の生殖器を両方とも持っている人。

(国立国語院標準国語大辞典、<https://stdict.korean.go.kr/main/main.do>)

¹⁷ Doopedia 百科辞典、<http://www.doopedia.co.kr/index.do> 2019年5月11日閲覧

に見られ、同僚が他の人に明かすのではないかという恐れにより同僚を惨忍な形で殺害したという内容（1925年4月24日版）であり、2件目は、上官の容貌に惚れて短刀で突き刺し殺害した兵士に関する記事（1925年6月11日版）である。1930年代には70件の記事が検索されたが、その中で、本研究と関連する記事は、11件のみであった。その中で9件が同性愛をめぐる殺人事件と自殺に関連するものであり、2件が「半陰陽」に関連する記事であった。

1940年代には4件しか検索されなかったが、その原因として、韓国が日本の植民地支配下にあったことが考えられる。1940年代は植民地支配からの最後のあがきの時代で、政治的・経済的に混沌とした社会であったので、当時国民はセクシュアル・マイノリティに関心を注ぐ余力がなかったと考えられる。1950年代に入ってから初めて性転換という言葉が登場するようになるが、それらの記事では性転換を希望する人を「変態」または「精神異常者」として扱っていた。1950年代以前にも「半陰陽」という言葉が存在していたが、当時の「半陰陽」の問題は精神的よりは身体的なところから起因する病気であるという認識が多かった。そのため、肉眼で判断される性別と生物学的性別を適合させる手術について紹介しながらも、その手術に対して「性転換」手術という表現は使われていなかった。また、1950年代に登場する「性転換」に関する記事でも、「半陰陽」の側面が触れられてはいるが、当時の記事で表す「性転換」手術が、必ずしも外観の性別と生物学的性別を合わせる手術のみを指すものではなかった。1970年代には海外の同性愛について紹介する事例が増え、ゲイという言葉が、また1980年にレズビアンという言葉が見られるようになる。1980年にはAIDSと同性愛の関連性と危険性を扱う記事が多く見られた<図1参照>。

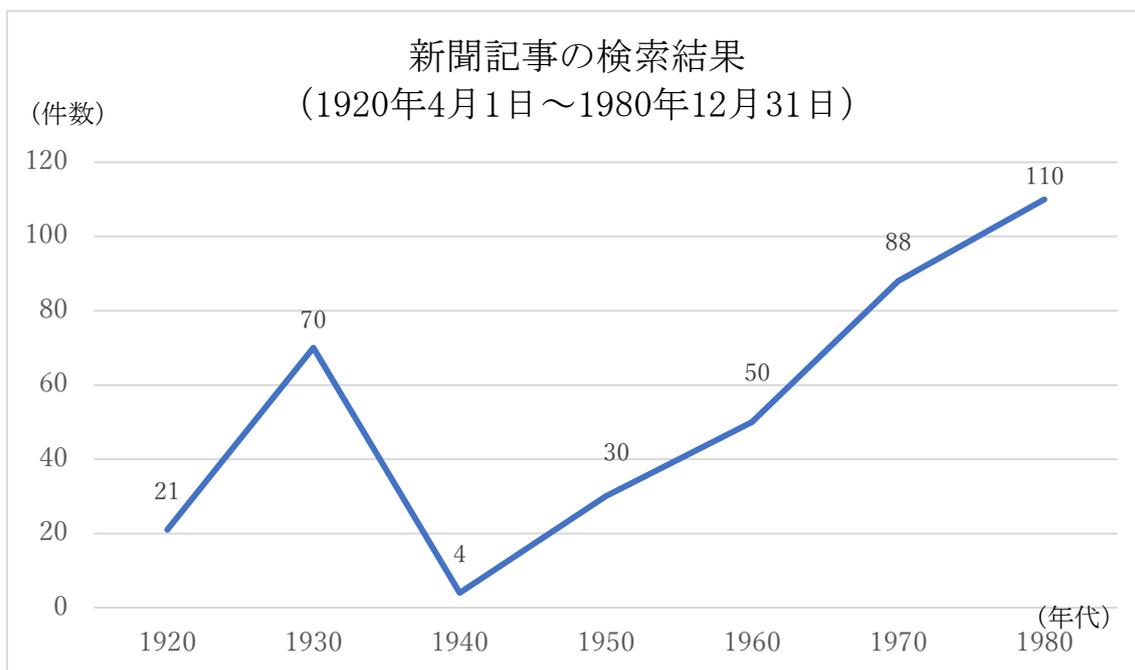


図2 - 1 : セクシュアル・マイノリティに関連する新聞記事の件数の推移

(注) このグラフの件数はキーワード8つを足して算出したものである。

出典 東亜日報 WEB版検索結果に基づき筆者作成

以上の検索結果から、1920年代から1980年代までセクシュアル・マイノリティを扱う新聞記事は多くはないが、存在していたことが分かる。レズビアン、トランスジェンダー、性少数者など、検索件数が0件のキーワードもあったが、本研究でキーワードとして指定した用語が1990年代に始まったセクシュアル・マイノリティ運動により定着した用語であることから考えると当然の結果でもある(ジョン・ウォンゲン、2015:140-145)。また、記事のほとんどがセクシュアル・マイノリティを「変態」あるいは「異常な者」と描写しており、セクシュアル・マイノリティについて正しい情報を提供するより、否定的な認識を植え付けている傾向が見られた。1970年代には、1969年6月28日にニューヨークで起きたストーンウォール反乱の影響により、海外の同性愛者を扱う記事が多く見られた。当時セクシュアル・マイノリティについて社会がどのように認識していたのかについて、東亜日報の記事を用いて確認したい。

「半陰陽」について新聞記事に書かれていることは、半陰陽の性別と生殖機能を中心としたものである。1921年7月8日の記事では、24歳の時に急に女性から男性になったガメオという日本人の話を紹介している。この記事によると、ガメオは女性として育てられ、男性と交際したこともあるが、偶然に医者から男性に近い半陰陽と診断され、その後、ガメオは男性になる手術を受け、立派な男性になったという。当時半陰陽は男性と女性の生殖器を両方持っている人という意味で「半陰陽」と呼ばれており、明確に分類することができず識別されにくい彼らの身体は悩みの種であり、治療の対象として見られていた。また、1933年

10月25日の「男性が女性になってお嫁に行った奇妙な話」の記事では、徐々に身体がおかしくなり、女になってしまったので、手術をしなければならなかったことと、性転換手術を受ける理由について紹介している。これを見ると、当時、新聞で紹介された性転換手術が必ずしも仮性半陰陽に限られたものではないということが分かる。

同性愛については、主にアメリカの事例を紹介する記事が多く、「高官、変態性欲者多数」(1950.5.22)でも、ワシントンの公務員の同性愛の現状について紹介している。記事によると、ワシントン警察は、公務員の中で変態性欲者が約1,500人存在し、その中で同性愛者が約400人いると報告している。他の記事でも、合意による同性愛を禁止するという合衆国裁判所の報告について紹介している(東亜日報、1976.3.30)。1966年3月4日の記事には、恐喝団が同性愛に陥ったアメリカの著名人を10年間苦しめてきているという記事¹⁸が掲載された。この記事によると、脅迫を受けた人の中には恐喝団に莫大なお金を払った人もおり、この恐喝事件について証言を求められた陸軍の高官は自殺したと述べながら、同性愛について否定的に説明している。

セクシュアル・マイノリティを対象とした研究が行われたのは1980年代からであり、当時書かれた論文を通してセクシュアル・マイノリティに対する社会の認識について見ることができる。

イ・ヒチュンは、「春園小説の同性愛に関する考察」(1988)で、同性愛をテーマとする春園の小説¹⁹「愛なのか」と「尹光浩」の二本を用いて、なぜ、作家が同性愛をテーマとしたのか、その小説が示唆するものは何か、文学の中で描写する同性愛と作家自身の伝記的事実とはどのような関連性があるのかについて精神分析的な観点から分析している。その結果、精神分析的な観点からみると、同性愛は精神疾患の一つである性倒錯症であるが、春園を単なる性倒錯者とみなすことには留意する必要があると述べている。小説の中で見られる春園の同性愛経験は3回にわたって現れている。そして、その同性愛欲求に潜在している無意識の背景について3点を分析している。まず、一点目は、貧困と孤独による少年時代の孤児のような経験が愛情欲求になり、それが現実の窮乏と挫折感にぶつかったときに心的カタルシスの形として表現されたのが同性愛だという解釈である。二点目は、「愛したい自分」と「愛されたい自分」の両面的自我透視の結果が同性愛であるという解釈である。これは分身的な自分の姿を通じて自分が自分を愛することであるナルシズムの要素に結びついている。三点目は、同性愛は男性が父親を憎み、母親に対して抱く性的愛着であるエディプスコンプレックスに由来するという解釈である。また、エディプスコンプレックスは、春園小説の特徴的な要素である放浪、自然愛、ナルシズムなどを通じて表現される広範なコンプレックスの原型に当たると分析している。

¹⁸ 東亜日報 (1966年3月4日)「同性恋愛高官を狙う、恐喝団が脅迫行為」

¹⁹ 春園は作家の号、春園李光洙の同性愛をテーマとした韓国最初の現代小説である(イ・ジュレン、1998)。

現在はセクシュアル・マイノリティ運動によってセクシュアル・マイノリティに関連する研究が多く行われ、資料なども増えているが、セクシュアル・マイノリティ運動が本格的に始まる 1990 年代以前には、セクシュアル・マイノリティに関する資料が少なく、記録もほとんどなかった。そのため、ここでも主に新聞記事に頼って韓国のセクシュアル・マイノリティに対する社会の認識について検討してきた。

その結果、セクシュアル・マイノリティに対して当時の社会がいかに無知であったのかが明らかになった。セクシュアル・マイノリティの姿は新聞記事を通して 1920 年代から確認することができるが、セクシュアル・マイノリティについて書かれた記事のほとんどが正確なデータを根拠に作成されたものではなく、セクシュアル・マイノリティを「変態」、「異常な者」、「性倒錯症」など、否定的に捉えるものであった。

第2節 セクシュアル・マイノリティ当事者の無知と不安

第1節で見てきたように、韓国社会における同性愛についての社会的認識が否定的だったことを考えると、当事者自ら自分がセクシュアル・マイノリティであるとカミングアウトして組織を結成することは非常に困難な環境にあったことは間違いない。しかし、この時期は、カミングアウトどころかセクシュアル・マイノリティの存在すら社会に知られておらず、セクシュアル・マイノリティ本人でさえも自分のことについて異常であると考えていた。異性愛主義の社会のなかで生まれ、異性愛主義中心の教育を受けてきた者が、同性愛に対して否定的なイメージを持つのは不自然ではないと考える。セクシュアル・マイノリティに関する情報も、自分と同じ処遇の人に出会った経験もほとんどなかったセクシュアル・マイノリティたちは、周りの人々と異なる自分に対する違和感を解消できず、常に不安を抱えながら生活せざるを得なかった。したがって、当時のセクシュアル・マイノリティの活動は人の目を避けながら行われていた。韓国初のセクシュアル・マイノリティ人権団体「チョドンヘ」が組織される前の 1990 年以前のセクシュアル・マイノリティの活動については、活動家や新聞記事、雑誌、セクシュアル・マイノリティ団体が出した報告書などに頼ることになる。本節では、主に「韓国同性愛 Ghetto、汚辱と汚名の年代記」（イ・ヒイル、1998）、「韓国レズビアン・コミュニティの歴史」（ハン・チュン、2011）、『韓国レズビアン人権運動史』（イ・ヘソル、1999）の内容を参考・援用し、当時のセクシュアル・マイノリティたちが自分たちのことをどのように認識し、どのように生活をしていたのかについて見ていく。

韓国でセクシュアル・マイノリティによる活動が見られるようになった時期を確定するのは難しいが、上述の資料によると 1950 年代からゲイの活動が見られる。日本による植民地支配からの解放以降のゲイの姿は明洞の「ドンミョン劇場」で見られる。現在では鍾路、梨泰院などの地域にゲイが集まる場が存在するが、当時はゲイが集まる場所は人目に付かないほどに暗い劇場であったとされる。その後も中区明洞の「ギョンドン劇場」、城東区往十里の「グァンム劇場」などが次々と登場した。

当時の「ドンミョン劇場」の雰囲気について、韓国初のゲイとレズビアン雑誌『BUDDY』

の編集委員であったイ・ヒイル (1998 a) はインタビューを通して、次のように描写している。

私の記憶で〈ドンミョン〉が最初だった。多分解放されてちょっと時間が経ってからだよな。その劇場は明洞にあった。昔の新世界デパートの屋上、そう！ そこにあった。後に火災でなくなるまでずっとそこにあった。… (中略) …もちろん昔も今もやり方は同じだった。恋愛というのが時代によるものか。映画は見るやら見ないやら、立っているやら相手探すやら、そうするうちに目が合ったら近くのどこかの旅館や森の中に行き、セックスをした。それでも〈ドンミョン〉はちょっとましなやつらが出入りしていたようだ。そこは明洞じゃないか。繁華街だったから、なかなか立派な建物も多く、百貨店もあり、あだからさ、ネクタイのやつらも結構いた。実は私が最初出会った男も、スーツを着たれっきとした中年男だった。

「劇場の歴史：立っている人々」(イ・ヒイル、1998 a : 45) による

この話から確認できるように、1950年代のセクシュアル・マイノリティによる活動はほとんどがゲイによる活動であり、ゲイたちの出会いは主に明洞の百貨店などのある繁華街を中心として形成された暗い劇場の中で行われていた。なぜ、ゲイの集まる劇場が1950年代から明洞で、さらに百貨店付近を中心に形成されたのだろうか。その理由について、イ・ヒイル (1998 a) は、韓国経済の構造が1960年代末に輸出産業型に変わる前までは生活必需品をはじめとして商品のほとんどを外国から調達していたため、外国人商人たち(特に、同性愛者)の頻繁な来韓が百貨店を重点において行われたからだと述べている。

今のようにセクシュアル・マイノリティが集まる場が多様ではなかった1950年代においては暗くて人目に付かない劇場は、匿名の出会いを求めたゲイにとって最適の場所であったと考えられる。1960年代には、劇場の他にもターミナルのトイレや南山公園、サウナなどが出会いの場となっていたが、これらの共通点は人々の目を避けて密かに出会いと性的交渉が可能であったという点にある。

匿名の存在が集まるターミナルでは、主にトイレを利用した出会いが行われていたが、具体的には、トイレの壁に「同性愛をする人を探しています」というメモを残すと、それをみた人が連絡をすることで出会いが成立し、性的交渉までが可能になるやり方であった。ターミナルは見ず知らずの人々が集まる場所であり、たとえそこで何が起きても近所から非難される恐れがなかったため、匿名でなければ自分の欲望を表わすことができなかったセクシュアル・マイノリティにとってトイレということは欲望を満たす最適の場所であったとされる(イ・ヒイル、1998 b)。

イ (1998) は、もう一つのゲイのゲットー (Ghetto) である南山公園の歴史について、明

洞の復興とともに始まったと述べながら、南山公園のゲッター化の要因に、噂、隠蔽性、地理的な隔離性の3つを挙げている。南山は地理的に明洞に近かったため、明洞の劇場で相手が見付かったら、すぐ登り性的交渉が可能であったとされる。特に、ソウルの中心部に位置しているにも関わらず、鬱々たる森林が広がっているため、人々の目に付かず、割と安全に性的交渉が可能であったことから自分のことに不安を持っていた多くのゲイたちが訪れていたという。また、このような噂がゲイたちの中で広がり、南山公園はゲイのゲッターの1つとして構築されたのである。

最後に、サウナのゲッター化について見ていきたい。以下は、イ(1998c)がゲイからもらった手紙の一部分である。

ゲイサウナの始点は、多分ターミナル駅の近くじゃないかな？夜遅く着いたり、夜明けに都市を離れる人々が、駅近くのサウナでお風呂に入ったり寝てしまったりするから。多分性的関係が頻繁に行われただろう。

「ホモ謝絶：サウナとチムジルバンの歴史」(イ・ヒイル、1998c:50)による

ソウル都心にある地方と地方を結ぶバスターミナルや地方に向かう列車の駅付近のサウナは都市間を往来し、交差する場所に位置していたため、匿名による性的交渉が簡単だったという理由で常にゲイたちの注目を浴びていた(イ・ヒイル、1998c)。イ(1998)によると、あるサウナがゲイサウナとして知名度を得るためには、なるべく居住している町から離れていること、「噂のゲイサウナ」として噂されることの2つの条件を充たさなければならぬ。町のサウナは、知り合いに会う恐れもあるし、隠密な行為ができる暗い休憩室が備わっていないところがほとんどであるため、休憩室の照明が暗く、来る人々も見知らない人である都心の繁華街の大衆サウナであることが条件であった。このようなサウナは、ゲイたちの情報交換なしには存在することができず、サウナがゲイたちのゲッターになるためには、ゲイたちの性的経験が積み重なって、それを噂にすることが必要であった。

サウナは性的関係が比較的持ちやすい場でもあったが、サウナなどにゲイの出入りが増えると、店主は暴力団に依頼して出入りを禁じようとした。そのため同性愛者が暴力団にリンチや脅迫されて金品を奪われることもあった(イ・ヒイル、1998c:51)。もちろんこれはサウナだけでなく劇場においても同じである。劇場にゲイが集まると警察は取り締まりを強化したり、またはその責任を事業主に問うこともあったため、事業主は劇場の中で男性同士が一緒にいると暴力を振って離そうとしたこともあった(イ・ヒイル、1998a:47)。

以上をまとめると、1970年代以前の時代には、セクシュアル・マイノリティの存在はほとんど知られておらず、認識があったとしてもセクシュアル・マイノリティを異常な存在としかみない否定的な認識が一般的であった。そのため、セクシュアル・マイノリティ当事者

自身も自然にセクシュアル・マイノリティの問題を社会的な課題として認識することはなく、個々人の問題として認識するに留まっていた。

このように、セクシュアル・マイノリティに対する否定的認識が支配的な状況の中で、自ずとセクシュアル・マイノリティは自らの存在を隠し続けていた。さらに公権力による取り締まりも強いため、セクシュアル・マイノリティは常に身の回りの危険を感じながらパートナーや仲間との出会いを求めて人の目に付かない劇場やターミナルのトイレ、南山公園、サウナなどを自分たちの性的欲求の解消の場として活用していた。さらに、その場を通して、同じ境遇に置かれていたセクシュアル・マイノリティに出会ったセクシュアル・マイノリティたちは、「このような問題を持っているのは私だけじゃない」と気付くことができ、少しずつではあるが堂々と自分たちの問題について向き合うようになったと考える。それはゲイやレズビアン・バー、喫茶店などが1970年代から急激に増えることを見ると分かる。具体的な内容については、次の第3節で述べたい。

第3節 出会いの場を求めるセクシュアル・マイノリティ

1. ゲイ・バーの登場

1960年代にはソウル特別市中心部の中区乙支路に「アダム」というゲイ・バーをはじめ、多くのゲイ・バーが登場し始めた。ソウル特別市の乙支路印刷所路地と新党洞の一带にゲイ・バーができた。都心の真ん中に位置しながらも路地という点が与えてくれる匿名性と地理的に劇場と近い点が乙支路印刷所路地のゲイ・バー形成の基盤となった(イ・ヒイル、1998d : 50-52)。

1970年代に入り、ゲイ・バーは明洞、乙支路、新党洞に続き鍾路に、レズビアン・バーは明洞でその痕跡を見つけることができる。まず、鍾路のパゴダ劇場を中心に、鍾路楽園洞一带にゲイ・バーが形成され、そのパゴダ劇場がゲイの聖地となった。明洞や鍾路などでのセクシュアル・マイノリティのコミュニティの広がりには当時のマスコミ報道も一助となっていた。すなわち、それまでは情報がなくて家にいるか、公園や公衆トイレ、劇場など噂を頼りに1回のセックスだけで終わってしまっていたが、セクシュアル・マイノリティに対する批判的番組ではあったものの、マスコミによって仲間の集まる場所を知ることができたのである。マスコミを通じてさらにゲイたちが集まる場が知られるようになった後は、セクシュアル・マイノリティ専用のクラブやバーができるようになり、同性愛者は大きな不安やリスクを感じずに集まれる場所を確保することができるようになった。

この一带に形成されたゲイ・バーは、後に韓国最初の同性愛者人権運動団体である「チョドンへ」と「韓国ゲイ人権運動団体チングサイ」の人権運動の基盤となった(チングサイ、2011 : 62)。鍾路にゲイのゲッターが移った背景として、1968年に中央政府とソウル市が取り組んだナビジャクジョン²⁰(나비작전 : 蝶々作戦)を挙げることができる(チングサイ、

²⁰ アジア経済 2013年11月29日「[その島、パゴダ] 4-②売春婦の掃討『蝶々作戦』後、小部

2011 : 61-62)。ナビジャクジョンの「ナビ」は売春婦を求める男性たちを象徴する言葉で、売春街をなくすためには、売春婦を取り締まるより、そこに来る客を取り締まる方がより効果的であるということからこのような名前が付けられたという。ソウル市は鍾路3街の入り口に真昼のように灯りをつける一方、「鍾路3街に出入りする者を摘発し、その名簿を公開する」と脅しをかけた。それと共に「売春女性は帰郷措置・職場斡旋・婦女保護所収容などの措置を取る」などの浄化事業に乗り出した結果、鍾路3街一帯の風俗街が没落し、都心の空洞化が発生した（チングサイ、2011 : 61-62）。そのような都心の空洞化がゲイの集まりやすい条件として作用し、1980年代までに鍾路には50～60軒ほどのゲイ・バーができた（イ・ヒイル、1998 d : 51）。

鍾路と新党洞とは別に梨泰院にもゲイ・バーが存在していた。中壮年層のゲイがよく集まる鍾路のゲイ・バーに比べると、梨泰院のゲイ・バーは開放的な雰囲気を持ち、客層も20代から30代が多く、外国人や芸能界の人々、デザイナーなどが多く訪れていた。これまでにみたようにゲイ・バーが形成されやすい条件としては、密かな出会いができる場が存在していたことが挙げられていた。しかし、梨泰院には鍾路のように隠密な出会いが可能な劇場や公園などはなかった。それにもかかわらず、なぜ、梨泰院に若い層のゲイたちが集まったのか。それは、梨泰院に訪れていたゲイたちと鍾路のゲイ・バーをよく利用していた既存世代のゲイたちの考え方の違いにあったと考えられる。梨泰院を訪れるゲイたちは、密かな出会いが提供してくれる頻繁な性的関係を留保しても、他人との交流を通じて、自分のアイデンティティを確かめようとした。そのため、若いゲイたちは、目立たないところに隠れていた鍾路のバーよりは、華麗な服を着て、ダンスをしながら自分自身を表すことができる開放的な梨泰院のバーを好んでいた（イ・ヒイル、1998 d : 52）。

2. レズビアンのアジト

1970年代に入ってから、ゲイの姿だけではなく、レズビアン姿も見られるようになる。当時の記録については「レズビアン権利研究所」(레즈비언권리연구소)が出してる『50代レズビアン、チェ・ミョンファンのお話』(2006)で知ることができる。これは「レズビアン権利研究所」の研究活動家であるパクキム・スジンが当時を生きてきた50代のレズビアン、チェ・ミョンファンに2003年から2004年にわたりインタビューを行い、その話を基に作成したものである²¹。この資料によると、1970年代に明洞に「シャネル」という女性専用の喫茶店ができたが、ここはレズビアンたちが容易に出入りができ、レズビアンたちのアジト

屋が占めた」<http://www.asiae.co.kr/news/view.htm?idxno=2013110709500066960> 2019年5月23日閲覧

²¹ メディアイルダ idaro.com 2006年5月3日「韓国70年代レズビアン会の証言、発掘され」<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=102&oid=007&aid=00000015> 57 2015年8月16日閲覧

であったという。

レズビアン・バーを訪れる理由について、当時チェ・ミョンファンは次のように語っている。

レズビアンと集団で会える経験は私にとって重要な事件でした。女を愛する人という事実だけで、「精神病患者」や「変態性欲者」と見なされる世の中で、誰に自分の話ができますか、そこに行けば心が安らかになり、恋愛話も気楽にできたので。同じ話を交わすことができる人達に初めて会うことができ、そこは私と私たちが解放される空間の役割をしてくれました。

「レズビアン証言集シリーズ②50 代レズビアン、チェ・ジョンファンの話」(パクキム・スジン、2006)による

「シャネル」には、多くのレズビアンが集まり、レズビアンたちの主な活動空間としての役割を果たしていたが、実はこの店を開いた人はレズビアンではなく、異性愛者の男性であった。社長も来る客がレズビアンであったことを知っていたが、売り上げが高かったため、レズビアンたちの出入りについて気にしていなかった。しかし、この「シャネル」は、大麻の使用が発覚し、開業2年後に廃業することとなるが、ここで出会った人々はレズビアンという理由で差別する店がある時には、その店に対して不買運動を行ったりもした(ハン・チュン、2011:103)。

「シャネル」の他に、レズビアンが集まった空間として「PJ」というレストランがあった。「PJ」は、1つの建物の2階、3階を使用する規模が大きいレストランで、有名なフォークソング歌手の歌が聴ける場所であった。しかし、いつの間にか「レズビアン」の巣窟」という噂がたち、「PJ」の関係者から出入りについて規制を受けるようになった。「シャネル」にも「PJ」にも行くことができなかったレズビアンたちは自分たちが集まる場を自ら形成するようになった。そのようにして、できたのが「ギョウルナグネ(겨울나그네:冬の旅人)」である。しかし、明洞が風俗街のイメージから脱皮し始め、明洞に存在していたレズビアン・バーやレストランが姿を消すようになった。

イ・ヘソル(1999:366)によると、1980年代のゲイ・バーを通して、ゲイ・コミュニティと交流したレズビアンがいた。しかし、この点について、ハン・チュン(2011:103-104)は、慎重にアプローチする必要があると指摘し、現在のようなゲイ・バーが梨泰院にできたのは1990年代の初期頃で、当時、梨泰院ではゲイは男性同性愛者を意味する言葉ではなく、MTF トランスジェンダーを指す用語であったと述べている。そのため、当時の梨泰院のゲイ・コミュニティに加わったレズビアンは歴史はゲイとレズビアンとの交流の歴史というより、MTF トランスジェンダーとレズビアンとの交流の歴史として新しく解釈しなければならない

と主張している。

以上をまとめると、1960年代までは人づてに伝えられ、秘密が守られ、また地理的に目立たないところにセクシュアル・マイノリティが集まってコミュニティがつくられたが、1970年代になると、劇場中心のコミュニティ形成は見られなくなり、バーや喫茶店などがより複数の地域に広がるようになった。このような空間的なコミュニティの形成は、出会いや居場所の意味を超えて自分を隠しながら社会に合わせて生きてきた人々が、大きな不安やリスクを感じずに集まれる場所を確保することができ、自分のアイデンティティを再確認し、セクシュアル・マイノリティとして社会に出てきたという点で意義がある。

第4節 当事者性にみる問題意識の芽生えーヨウンへの誕生

第3節では親睦中心のコミュニティの形成について概観してきた。この節では、そのような親睦中心のコミュニティを通して問題意識が芽生えたセクシュアル・マイノリティたちの活動についてみていきたい。

セクシュアル・マイノリティへの認識がもたれるようになるその進展のスピードは遅いものではあったが、韓国の社会においてセクシュアル・マイノリティの抱える課題は少しずつ社会問題として認識されるようになってきた。このような認識の変化をもたらすようになった一つの要因に当事者による運動団体の組織化とその活動がある。

このような運動の性格を持つ初めての組織が、レズビアンにより1970年代に結成された「ヨウンヘ」(여운회:女運会)である。会員の90%がタクシー運転手であったため、女子運転士会という意味で、その頭文字をとって「ヨウンヘ」と名付けていた。1996年に発刊されたレズビアン雑誌『ト ダルン 세산 (또 다른 세상:また違う世界)』(1996)によると、ヨウンヘの構成員の年齢は10代から50代までで、レズビアン組織であることが知られており、秘かに全国から人が集まってきた。年齢による上下関係が厳しく、例えば、定期会などの一度の行事に何千人もの人々が集まった。少ない時でも1,200人から1,300人は集まったという。構成員の中には、結婚するカップルもいたし、結婚後、養子を迎えるカップルもいた。他方では「ヨウンヘ」を単なる親睦のための場ではなく、社会的な目的をもった団体としての承認を得るための試みでもあった。例えば、「ヨウンヘ」は性転換手術をした後の住民登録変更など自分たちの存在を合法化させるための活動も行っていった。また、「ヨウンヘ」は会員の誕生日や結婚、還暦、葬式なども助け合いながら家族愛を重視していた。すなわち、「ヨウンヘ」はレズビアン組織として、親睦会や結婚する会員への支援など当時のレズビアンのニーズに合わせた活動を続けてきた。「ヨウンヘ」は会員が1,000人を超えるほどの大規模な組織として10年ほど活動を続けたが、会員たちが高齢化し活動が活発でなくなったり、会長選出の時の会員同士の意見の違いなどによって解散した(ハン、2011)。

レズビアン組織でありながらも、団体名を「ヨウンヘ」と名付けていたことは、意図的(または戦略的)に団体名をあいまいにして、その団体が特定できないようにし、積極的に活動

ができるようにしたものとする。また、このような戦略が、「ヨウンヘ」が社会から批判や攻撃を受けずに、10年間も活動が続けることができた一因といえよう。

「ヨウンヘ」が形成される以前にも、レズビアンたちのコミュニティは存在していたが、既存の明洞や梨泰院のコミュニティは運動の性格は持たない親睦の性格が強いコミュニティであった。イ(1999)は梨泰院のレズビアン・コミュニティについて「経済的自立と再生産を含む共同体的な家族主義をめざした『ヨウンヘ』とは違って、梨泰院のレズビアン・コミュニティは消費文化に染まり、共同体を求める情熱や努力の痕跡は見当たらない。単に個別の人びとが集まって散ってゆく姿を見せていた。一中略—自分の否定的なアイデンティティに対する悩みを打ち明け、共同体的に問題を解決していこうとする努力よりも、現実には安住し順応しながら、梨泰院コミュニティの文化を楽しむことに終わったもの」と解釈している。

「ヨウンヘ」の他にも、「Sappho」という在韓外国人レズビアンのコミュニティがある。設立者は米軍のために働いていたアフリカ系アメリカ人のレズビアンで、U.S.O (United service Organizations: 在韓米軍兵士の福祉と余暇サービスなどの情報提供のための非営利組織)と「コリアンタイム」、「コリアンヘラルド」のような英字新聞を通して、このようなコミュニティの存在について広報をした。その広報をみて参加した人が8人いたが、その中で3人が韓国人のレズビアンであった(イ・ヘソル 1999、Kim&Cho2011)。具体的な活動については、Sapphoに関連する当時の記録が残っておらず、ほとんど知られていないため、把握することができない。

「Sappho」は韓国社会の中にできた初の公式的な同性愛者組織であったが、その組織の設立者もアメリカ人であり、中心になって活動した人間も外国人であったため、最初の韓国人によるセクシュアル・マイノリティ組織と言い難い。しかし、Sapphoを通してお互いの存在を知るようになった韓国人のゲイ3人とレズビアン3人により、1993年12月に韓国初の同性愛者人権運動団体「チョドンヘ」が結成されるようになる。その点から考えると、「Sappho」が韓国初のセクシュアル・マイノリティ組織とは言い難いかもしれないが、「Sappho」の存在や活動は、韓国初のセクシュアル・マイノリティ人権運動団体の結成において大きい役割を果たしたと考えられる。既存のコミュニティが親睦だけを目的としていたのに対し、Sapphoは親睦を中心としていながらも、雑誌を通し、広報活動を行うことで、自分たちの活動について知らせていた。すなわち、このような活動がきっかけとなり、その組織を知ったセクシュアル・マイノリティたちが、その中で出会ったセクシュアル・マイノリティたちと相互作用することで、親睦を超えた人権という問題意識を芽生えさせたのである。さらに、そのような意識が人権運動団体の形成にも繋がったと言えるだろう。

今までは、出会いの場としてのコミュニティを通して韓国のセクシュアル・マイノリティ個人がセクシュアル・マイノリティとしての自覚を持ち、自分のことについて肯定していく過程について見てきた。このプロセスを序章の第2節で示した図1に当てはめると第4象限の「非認知ニーズ」に位置づけることができる。「非認知ニーズ」とは、未経験やまだ知られていないために当事者でさえ気づいていないことや、気づいたとしても要求のレベル

までは発展していない状態のニーズである。

セクシュアル・マイノリティに関連する記録は、1920年代から見られていたが、セクシュアル・マイノリティに対する否定的な認識が多く、セクシュアル・マイノリティを「変態」あるいは「精神病者」として扱っていた。しかし、このようなセクシュアル・マイノリティに対する認識は、大衆のみならず、セクシュアル・マイノリティ当事者も自分たちのことについて異常であると考えていた。そのため、自分と同じセクシュアル・マイノリティに会いたいという欲求を持ちながらも、自分たちのことを異常であると考えていたセクシュアル・マイノリティたちはそれをニーズとして認識することができず、むしろ隠すべき問題であると考えていた。それは当時のセクシュアル・マイノリティたちの出会いの場が劇場、公園、サウナ、バスターミナルのトイレなどであったことから考えられる。また、そのような場で行われる出会いは一回性で終わるものであり、主に、性的交渉を目的としていたものが多かった。

しかし、このような出会いが1回性で終わるものであるとしても、そこで知り合ったセクシュアル・マイノリティたちが同じセクシュアル・マイノリティたちとの交流を通して、自分たちのアイデンティティを自覚し、肯定できるようになったという点で意義がある。さらに、このような経験は、親睦というニーズを生むことになり、それが後でゲイ・バーやレズビアン・バーの形成にも繋がっている。それは、今まで自分と同じ境遇の人々に出会った経験がないセクシュアル・マイノリティが、自分と同じ立場にある人たちに出会うことによって、「私のような人が他にもいるんだ、親睦を求めているセクシュアル・マイノリティが多いんだ」ということに気付いたからである。このようなセクシュアル・マイノリティたちの変化に伴い、セクシュアル・マイノリティが集まる多くのバーや喫茶店が形成されるが、そのほとんどが親睦のための空間であった。

「ヨウンへ」や「Sappho」のように運動的側面を持った組織も存在していたが、当時の組織が行う運動は消極なレベルであった。特に、「ヨウンへ」はレズビアン組織でありながらも、組織名を女子運転士会にするなどにして、外からその実態がバレないように工夫していた。このことは当時のセクシュアル・マイノリティが依然として自分たちの問題を自分たちの問題としか認識していないことをよく表している。一回の定期会に1,000人を超える会員が集まるほか、会員の誕生日や冠婚葬祭などの助け合いをしていたことから、セクシュアル・マイノリティ同士の結束力が強くなったといえる。また、性転換手術後の住民登録変更を要求するなどの活動も行っていたことは、単なる親睦というニーズを超えて、親睦以外の問題も少しずつではあるが、ニーズとして認識するようになったことを裏付けている。

しかし、誕生日や、結婚、還暦、葬式などの問題については、お互いに助け合いながらその問題を組織の中で解決しようと試みていたことから、自分たちのニーズとは認識していたが、社会に要求できるニーズであるとは認識できず、「非認知ニーズ」に留まっていたことが分かる。このような「非認知ニーズ」は、「Sappho」の活動からも確認することができた。英字新聞を通し、自分たちの存在を知らせ、同じ立場のセクシュアル・マイノリティを

集めていたことは、親睦をニーズとして認識していたことを表している。しかし、その他に社会に対する活動があまり見られていないことは、自分たちが抱えている悩みや問題を社会に要求できるニーズとしては認識していなかった。

以上のように、1990年以前の時代は、今まで自分たち自身のことやニーズについて無知であったセクシュアル・マイノリティたちが、出会い場のコミュニティでの経験を通して、自身を肯定化するプロセスとその中で生まれるニーズを自覚する時期であったことについてみてきた。その結果、当時のセクシュアル・マイノリティたちはコミュニティでの交流を通し、自分と同じセクシュアル・マイノリティに出会う経験をし、親睦がニーズであるということへの気付いていくプロセスであったことを明らかにした。しかし、親睦というニーズには気づいたものの、生活する上で生まれる他の問題や悩みについてはニーズとして認識せず、気づいたとしても社会への要求のレベルに発展させることなく「非認知ニーズ」に留まっていた。

第3章 セクシュアル・マイノリティ当事者の可視化と活動の変容—当事者性の獲得

第1節 軍事政権の終焉とセクシュアル・マイノリティ運動の始まり

前章に述べてきたように、1980年代までが親睦中心のコミュニティが形成された時期であれば、1990年代は当事者運動の組織が芽生える時期であり、当事者運動が本格的に展開されはじめる時期でもあった。また、1990年代は多くの活動家のカミングアウトによりセクシュアル・マイノリティ問題が社会問題として可視化されるようになった。「Sappho」は親睦の性格が強かったが、すでにみたようにこの組織を通して出会った韓国のレズビアンとゲイ7人が韓国最初の同性愛者人権運動の団体である「チョドンヘ（초동회：草と緑は同じ色である）」が1993年に結成された。

当時のセクシュアル・マイノリティに対する社会での認識にあつては、Rock Hudson や Freddie Mercury などの欧米有名人のエイズ感染のニュースによって同性愛はエイズの主な原因だと思われており、同性愛者の存在やその人生に対する関心はそれほど高くなかった（BUDDY、2002、17）。では、なぜこのような時期に当事者組織が芽生え、セクシュアル・マイノリティが運動を始めるようになったのだろうか。

「チョドンヘ」が結成された1993年は文民政府が誕生した年である。韓国は1961年から朴正熙の5.16軍事政変後の32年間、全斗煥、盧泰愚などによる軍事政権の統治が続いたが、1987年6月民主抗争を機に大統領直選制が実施された。その結果、1993年2月25日には第14代大統領に軍人出身ではない金泳三が当選し、文民政府が始まった。この文民政府の開始を契機に金泳三政権は30年にわたった軍部独裁政権時代のさまざまな残滓と不合理で非民主的な制度を改革しようとした。文民政権の誕生は、異質なものに対して厳しかった軍事政権に比べて、社会的に異質な存在とされていたセクシュアル・マイノリティが自分自身を現すのには自由な環境となった。

1980年代は、民主化運動が最も激しくそして最も大衆的に広がった時期であり、国民の政治的不満が爆発的に噴出した時代とも言える。1980年代の光州抗争から始まり、1987年6月の抗争で噴出した1980年代の民主化運動の経験は、386世代²²の人生において最も重要な経験とされ、それは「ソウル大学出身の386世代に対する調査」においても確認することができる（チョ・デヨプ、2007）。この調査は、1981年から1989年に渡ってソウル大学でハン・サンジン教授の科目を受講し報告書を提出したことがある学生を対象に韓国精神文

²² 1960年代に生まれ、1980年代に大学に通いながら、学生運動と民主化運動の先頭に立った世代を指す言葉。「386」の各数字には、それぞれの意味があり、「3」は1990年代当時の年齢が30代の人を意味し、「8」は1980年代に大学に通っていた1980年代の学籍番号を意味する。そして、「6」は1960年代に生まれた人のことを意味する。

Doopedia 百科辞典、http://www.doopedia.co.kr/search/encyber/new_totalSearch.jsp
2019年6月2日閲覧

化研究院が郵送で実施した調査であり、650名の386世代から得た回答を分析している。その結果、人生において、最も影響を受けた事件の第1番目として「1987年の6月抗争」を、第2番目として「1980年の光州抗争」をあげている。このように、韓国の1980年代は、長年持続されてきた軍事独裁政権を打倒し、民主化に至る闘争の歴史として記録されている（ジョン・ウォンゲン、2015：145）。

1970年代の社会と1980年代の社会の最も異なる点は、「性の規制の有無」にある（イ・ヒョンジン、2014）。軍事政権が権威主義的な政治を実施していたことには違いはないが、1970年代の長髪を取り締まりやミニスカートの規制、夜間通行禁止令などの国家による直接的な規制²³は1980年代に入ってから緩和されたからである。さらに、1980年代は、「エマブイン」や「オウドン」、「ビョンガンセ」などの多くのアダルト映画が誕生する時期でもあり、今までの社会の雰囲気とは異なる社会的風潮が形成された。特に、1987年以降は民主化により、これまでタブー視されてきた朝鮮戦争時の左右翼の対立、軍部独裁時代の学生運動などの社会問題を扱う映画や、韓国の歴史をテーマにした映画も出現していた（天地日報、2019.5.31）。

1980年代の民主化以降の韓国社会の自由主義的变化により、セクシュアル・マイノリティの領域においても大きな変化が見られる。1990年代は自分たちの姿を表すセクシュアル・マイノリティたちが現れるようになった。また、1991年には民間放送のSBSで初めて同性愛をテーマとしたドキュメンタリーが放送され、今まで見えていなかったセクシュアル・マイノリティの存在が知られるようになった。このような社会・政治的な変化は、セクシュアル・マイノリティが自身の性的欲望を自分のアイデンティティとして認識し、既存の同性愛者たちの間に形成されていた社会的なネットワークを「文化」という概念で定義し、自分たちの組織を結成するように働きかけていった。このような当事者による活動の組織化は、韓国社会においてセクシュアル・マイノリティが抱える問題が社会問題として可視化されるようにした。

特に、1980年代には同性愛をAIDSの感染源だとする認識が蔓延し、韓国人にとって、同性愛は退廃した西洋の出来事であるという認識が一般的であり、常に差別や蔑視の対象であった。このような経験と社会・政治的な変化に支えられ、当時のセクシュアル・マイノリティは、親睦という目的を超えて、歪められているセクシュアル・マイノリティに対する認識を正すための活動を試みた。それが韓国社会で最初のセクシュアル・マイノリティ組織として知られている「チョドンヘ」をはじめとした一連の組織の登場の背景であるとされる

²³ 1970年代の朴正熙政権時、公序良俗を保護するという名分で若者たちの頭髪や服装に制約をかけたが、1980年代に入って廃止された。「軽犯罪処罰法」によると、長髪は取締りは、両側の髪が耳を覆う長さである場合や、後ろの髪が襟に付く長さであったり、パーマをかけたりした場合が取り締まりの対象となった。ミニスカートは、膝上の20センチまでが取り締まりの対象であった（イ・イムハ、2014）。

(ソ・ドンジン、2005:76)。

「チョドンヘ」は、同性愛者に対する認識を正すために、季刊誌である『大学同性愛者情報誌』を制作し、鍾路一带のゲイ・バーと劇場に配布する活動を行っていたが、設立から2か月後に解散した。その解散の主な理由は男性と女性の活動のやり方と志向する目標の違いにあった(ナム・グンソン、2008:139)。同性愛者という名で共に活動するには男性と女性の社会的な立場はあまりにも異なったため、「チョドンヘ」の活動の中でレズビアンに関する事業は排除されることになり、女性のメンバーたちはレズビアン独自の組織の必要性を感じるようになった(韓国女性セクシュアル・マイノリティ人権運動団体キリキリ、2004:44)。

韓国は男性中心の社会であり、女性は男性に比べて社会的な位置づけが低い存在であった。このような男性中心という思考はセクシュアル・マイノリティ団体である「チョドンヘ」の中でもたいして変わらないことであった²⁴。男性は軍隊内での人権とエイズなどの問題に活動の焦点を当てていたが、女性は社会の中で蔓延する女性抑圧問題からアプローチすることを優先したことが「チョドンヘ」解散の主な理由となった。

「チョドンヘ」のメンバーの男性らはチョドンヘの解散2か月後、男性同性愛者人権運動団体である「チングサイ」を設立した。一方、「チョドンヘ」のメンバーの女性らは「チョドンヘ」解散の約1年後になってようやく女性同性愛者人権運動団体である「キリキリ」を設立した。両団体の立ち上げまでの期間が異なる理由は、「チングサイ」の場合すでに地域の中にゲイ・コミュニティが形成されていたのに対して、レズビアンは地域的基盤が弱いこと²⁵と男性中心的な社会であることによるものである。

第2節 セクシュアル・マイノリティ運動の担い手の登場

第1節で述べたように、1990年代の韓国の社会は民主化の影響で人権をめぐる言説が形成され、セクシュアル・マイノリティが設立した人権運動団体が多く現れるようになった(ナム・グンソン、2008:12)。また、主要大学においても学生によるセクシュアル・マイノリティに対する認識が形成されるようになり、大学生セクシュアル・マイノリティたちによる活動が目立つようになってきた。

「チングサイ」は、セクシュアル・マイノリティの人権を保障し、セクシュアル・マイノリティに対し差別のない世の中を建設することを目的に、1994年2月に設立された韓国初の男性同性愛者人権運動団体であり、韓国で最も歴史が長い。「キリキリ」は、1994年11月に誕生した韓国初の女性同性愛者人権運動団体であり、フェミニズム運動とレズビアン運

²⁴ 堀江(2015)は、「レズビアンとゲイは、『同じ同性愛者』として、(ヘテロ)セクシュアリティ化された空間を問題化する可能性をともにもちつつも、そこには、ジェンダーの違いが横たわっている」と指摘している。

²⁵ 当時、ゲイ・バーは鍾路地域にだけ2~30ヶ所ほどあったが、レズビアン・バーはほとんどなかった(ハン・チェユン、2011)。

動の両方を目的としていた。「チングサイ」と「キリキリ」の設立は、今まで否定されてきたセクシュアル・マイノリティの存在を社会に可視化したし、セクシュアル・マイノリティが社会的な活動し、公に活動をする場を開いた(チングサイ、2011: 63)。

この設立をきっかけに、「チングサイ」では、1990年代から活動していたソ・ドンジン、イ・ジョンウ、チョン・ジョンナム、イソン・ヒイルなどが(チングサイ、2011: 74)、「キリキリ」では、ジョン・ヘソン、イ・ヘソル、パク・ハニ、ジャン・ミナ、ジョン・ヌリなど(キリキリ、2004: 45)がメディアを通してカミングアウトした。そのあと、「チングサイ」は会員らのカミングアウトを支持し、2001年からはカミングアウトインタビューを始めた。しかし、「キリキリ」はカミングアウトした多くのレズビアンが職場を失い、家族から絶縁されるなどの不利益があったため、カミングアウトすることには慎重に対処するようになった。「キリキリ」はカミングアウトの支持活動よりも相談の専門化のために相談室を設けて、レズビアンの相談に関する各種の事例と資料収集や相談活動などに力を入れていた(キムソン、1999: 45)。

「チングサイ」のカミングアウトインタビューは、インタビューを通して公にカミングアウトするプロジェクトとして100名が参加し、それを本にまとめようという趣旨で企画された。企画されて18年が経った現在(2019年6月基準)までで、42名がカミングアウトインタビューに参加している(チングサイのホームページによる)。この数をみると、韓国の社会がいまだカミングアウトしにくい環境にあることが分かる。

1995年には韓国初の大学団体である延世大学の「カムトゥギャザー(컴투게더: Come Together)」が結成され、続いてソウル大学の「マウム 001(마음 001: 心 001)」、高麗大学の「サラムグアサラム(사람과사람: 人と人)」などのセクシュアル・マイノリティ団体が設立されるようになった。大学生たちによる活動は、民主化運動において主導的な役割を果たし、キャンパスでの活動はセクシュアル・マイノリティの社会運動のはずみとなった。1995年6月には「チングサイ」、「キリキリ」、「カムトゥギャザー」、「マウム 001」の4団体が連合して「韓国同性愛者人権運動協議会(한국동성애자인권운동협의회)」を結成した。この団体が韓国初のセクシュアル・マイノリティ連合会である。「韓国同性愛者人権運動協議会」は1995年6月26日ソウル麻浦区のあるビルで記者会見を開き、同性愛は異常な現象ではなく、異性との恋愛と同じ独自の愛と性の制度であると主張して同性愛者に対する社会の非難の中止と同性愛の人権運動に対する社会的支援体制の整備、同性愛に対する民主的な教育機会の提供などを要求した²⁶。また、「消息誌」(ニューズレター)の発刊、セミナーや親睦などの内部の活動と集会、記者会見などの活動を行った(チングサイ、2011)。この団体は今までの同性愛者組織の試みとは違って、開放的な広報と共に放送などにも出演した(ナム・グンソン、2008)。実際1995年、KBSの朝の番組にイ・ジョンウとソ・ドンジンが出演し、

²⁶ 朝鮮日報(1995年6月27日)「同性愛者人権協結成—チングなど4団体の会員100人」2015年8月19日閲覧

「もう一つの愛、同性愛」をテーマに議論した。

セクシュアル・マイノリティによる団体は、ソウルだけではなく、地方においてもその動きが見られた。具体的には、大邱・慶尚北道地域の同性愛者団体「デギョンへ(대경회:大慶会)」、光州・全羅南道地域の同性愛者団体「ビッドンイン(빛동인:光同人)」、釜山・慶尚南道地域の同性愛者団体「ガットウンマウム(같은마음:同じ気持ち)」、釜山・慶尚南道地域の女性同性愛者団体「アンジョンジデ(안전지대:安全地帯)」がある。これらの組織は、今までセクシュアル・マイノリティが集まる場が存在しなかった地方のセクシュアル・マイノリティたちにとっての居場所となっていた。

1996年には、SBS「ソン・ジナの取材ファイル」でレズビアンが姿を現した。これらのカミングアウトをみて今まで自分の存在を隠してきたレズビアンたちが自分たちの性的アイデンティティについて矜持を持つようになり、発足当時5人だった「キリキリ」の会員数は、2年後には200人にまで増えた(キリキリ、2004)。また、同性愛者キリスト教徒の集まりである「ロデム木陰教会」(로뎀나무그늘:ロデム木陰)も同じ年に発足した。1997年11月にはソウル大学、延世大学、高麗大学の連合会である「大学同性愛者人権連合」が正式に発足し、労働法や安全企画部法に反対する労働者連帯闘争にも参加したり、クィア映画祭開催の白紙化に抗議する「同性愛弾圧反対と表現の自由のための署名運動」を全国的に展開する活動も行った。

セクシュアル・マイノリティ運動団体は1997年6月28日、ソウル、パゴダ公園で中高校教科書における同性愛者に対する差別用語の改訂を要求する集会を開いた。集会には「キリキリ」、「チングサイ」、PC通信ハイテル同性愛者団体「トゥハナウサラン(또하나의사랑:もう一つの愛)」、「デギョンへ」、「ビッドンイン」、ソウル大学の同性愛者団体「マウム003」、「カムトゥギャザー」、ソウル市立大学の同性愛者団体「レスボス(레스보스:Lesbos)」が参加した(ナム・グンソン、2008:144-145)。

1997年2月には、「ドンイモ(동의모:同性愛者の医療者の集まり)」が発足した(BUDDY、2002)。当時韓国ではカミングアウトした政治家や芸能人、弁護士や検事、判事、医師などのような専門職従事者はほとんどいなかった。この団体は、医師、漢方医、看護師、助産師と、その関連大学の学生で構成され、同性愛者のための医療相談を行っていた。相談には、セックス相手がエイズ患者でなくても、同性愛だとエイズに感染する可能性があるのかなどの基本的な質問から、交通事故を通して何日か前に自分がエイズに感染していたことを分かったが、このあと自分はどうなるのかなどがあった。

1998年6月27日には23の同性愛者団体の協議体である「韓国同性愛者団体協議会」の発足式が宗廟で開かれた。同年に第1回ソウル・クィア映画祭が開かれた。この映画祭は1997年度に開催される予定であったが、上映予定作が映像物等級委員会(現:公演倫理委員会)の審議を経ていないなどの問題もあり失敗に終わった。この映画祭が開かれるようになった理由は、映画祭が失敗に終わった1年前と比べて日本文化の開放などがあり、また主催者側も映画祭の中身よりは開催自体に焦点を当てていたからである(ナム・グンソン、2008:

148)。

「大学同性愛者人権連合」は、大学生セクシュアル・マイノリティ以外のセクシュアル・マイノリティ問題にも関心を持つ必要があるということで、1998年1月に「同性愛者人権連帯」に改名することになる。その後、1999年7月29日に、高校の教科書が同性愛を不健全な性文化、エイズの原因などであると歪曲して説明していると、教育部に教科書の修正を要求する申請書を提出した。問題になった倫理の教科書には「エイズ、同性恋愛、売春、性的暴行、麻薬、ポルノビデオ、低質な漫画などが増えることによって性道徳の乱れが社会問題化されている」と記述されていた。また、教練の教科書には、「同性間の愛や性行為はエイズなど、様々な副作用を起こすため、健全な性意識と役割を持つことが重要だ」と記述されていた²⁷。

このように、1990年代以降のセクシュアル・マイノリティによる活動は今までのセクシュアル・マイノリティの活動とは異なり知的かつ文化的で、エリート的な性格を帯びていた(イ・ビョンリャン、2010:276)。また、セクシュアル・マイノリティ運動団体の登場により、韓国社会では人権をめぐる言説の場が形成され、セクシュアル・マイノリティの問題も個人の問題ではなく社会的問題として認識されるようになった(ナム・グンソン、2008:)。

1990年代後半からは、オフラインのコミュニティのみではなく、セクシュアル・マイノリティに関する雑誌などが見られるようになった。1998年には『BUDDY』という韓国初のゲイとレズビアン専門雑誌が活動家ハン・チュンによって創刊された。この雑誌は同性愛者に関する情報提供以外にも歪曲された同性愛者のイメージを正すための機能も果たした。正式に出版されて全国の書店で販売することになるが、財政的な問題で5年後には廃刊されている(なお、現在はオンラインで利用されている)。それ以前にもゲイを対象にした雑誌である『ポリッジヤル(보릿자루: 麦袋)』とレズビアンを対象にした『ニアカ²⁸(니아까: 리야카)』という雑誌があった²⁹。しかし、これらの雑誌はミニコミであったため、購読する人は主にセクシュアル・マイノリティに限定されていた。『BUDDY』は同性愛に対する正しい知識と情報共有を目的に企画された雑誌であるが、その中で扱う内容は、セクシュアル・

²⁷ ハンギョレ (1999年7月30日) 「同性愛を卑下する内容の教科書 削除を」

<http://newslibrary.naver.com/viewer/index.nhn?articleId=1999073000289113004&editNo=6&printCount=1&publishDate=1999-07-30&officeId=00028&pageNo=13&printNo=3568&publishType=00010> 2015年8月21日閲覧

²⁸ ニアカは、イカ、トッポギ、ヘアバンドのような物を売るリヤカーから取った言葉である。

²⁹ ポリッジヤルは、ソウルを始め全国にあるゲイ業者から広報費をとって運営していたためかなり収益が多かった反面で、『ニアカ』は後援を依頼するようなレズビアン業者の数が限られていたために廃刊することになったという。メディアイルダ idaro.com 2010年4月28日「風来者 雑門家」 http://www.ildaro.com/sub_read.html?uid=5282§ion=sc5 2015年8月21日閲覧

マイノリティのカミングアウト・ストーリーから同性愛者の恋愛・セックス・宗教・家族・エイズにまつわるテーマまでと幅広かった。実際にこの雑誌を通して多くの活動家たちがカミングアウトし、自分たちのありのままの姿を見せながら積極的に活動していた。『BUDDY』第19号(2001)には、エイズ感染者として初めてカミングアウトしたエイズ感染者の会の代表であるパク・ソングァンのインタビューも載っており、当時の活動家たちが厳しい環境の中でも主体性を持って活動していたことが分かる。このような活動家の自覚的な活動は、今まで人の目に付かないように隠れて生活していたセクシュアル・マイノリティが自分のアイデンティティを肯定し、自分たちの人生において自らを主体化することに役立ったと考えられる。

第3節 セクシュアル・マイノリティ存在の可視化の下での差別と嫌悪

今まで見てきたように、1980年代の民主化運動以来、人権にまつわる議論が浮上する流れの中で、セクシュアル・マイノリティ運動は人権概念を通じて自分たちの社会的現実を問題化し、またこれを通してセクシュアル・マイノリティを、権利に関する理解と関心を共有するマイノリティ集団として位置付けてきた(ソ・ドンジン、2005:78)。それに従って、1990年代には1980年代の親睦会の形で維持されたセクシュアル・マイノリティのコミュニティが人権運動組織となり、セクシュアル・マイノリティの人権運動団体が本格的に組織され始めた。

特に、1990年代は多くの当事者によるカミングアウトが行われ、セクシュアル・マイノリティの存在が社会に知られるようになったが、社会にその存在が知られるにつれて、セクシュアル・マイノリティに対する差別も顕著になった。1990年以前にもセクシュアル・マイノリティに対する差別や偏見が存在しなかったわけではないが、当時はセクシュアル・マイノリティの存在が不可視化されていたため、認知されておらず差別の対象としても見られていなかった。

1990年代当時のセクシュアル・マイノリティに対する差別は、2000年代に比べるとそれほど目立つことはなかったが、主に保守的なキリスト教界によって行われた。また、1990年代半ばは、インターネットの普及が活発になる時期でもあり、ネットやメディアを通して不特定多数に同性愛が広がることを心配する記事などが多く見られた。詳しい内容については、この後に取り上げる記事や雑誌の内容から確認することができる。

政治的性格がそれほど極端ではない中道保守的性向を持っている国民日報の1994年8月6日付けの信仰相談形式の記事では、「聖書では同性愛者をどう見ていますか」という質問に対し、「聖書のどこにも、神様が特定の男性と女性に同性愛的性向を持つように作ったという暗示はない」と答えている。この記事は、露骨に同性愛を否定しているわけではないが、聖書のどこにも神様が同性愛的性向を持つように作った暗示はないと言いながら、同性愛について肯定していないことを表していることが分かる。次に、1995年2月25日付けの記事には、同性愛に対する聖書の句を根拠に同性愛は神の国の不法な行為であり、正しい教え

に逆らうことの報いであるとし、その結果の現われがエイズであるという記事を掲載している。この記事では、同性愛を不法な行為として定義し、エイズの原因が同性愛であるかのように描写している。このことはエイズについて当時の人々が歪曲された認識を持っていたことをよく現わしている。当時、一般人の間では、同性愛者がエイズウイルスを作り出すという誤った情報が流され、同性愛者すらエイズについてまともな認識を持っておらず、自分たちのことについて不安を抱いていた。そのため、1990年代に設立されたセクシュアル・マイノリティ人権運動団体はセクシュアル・マイノリティに関する啓蒙活動の他にも、エイズについての正しい情報を知らせるための活動に力を入れていた。実際当時の「チョドンヘ」や「チングサイ」も同性愛者が HIV・AIDS の感染源という歪曲された認識を正すことを活動目標としていた。このようなセクシュアル・マイノリティの人権団体の働きかけによって、セクシュアル・マイノリティたちのエイズに対する認識に少し変化が見られた。

その変化については、国家疾病研究管理機関である疾病管理本部の「2017年 HIV/AIDS 申告現況年報」（2018）を援用し、確認していきたい。この年報は、韓国国内の HIV/AIDS の申告現況を体系的かつ統合的に整理して国民に提供することと関連する研究および予防管理政策の樹立に活用することを目的として作成されたものである。韓国で HIV/AIDS 感染者が初めて報告された 1985 年から 2017 年までの申告資料を基に分析している。提示された統計は、申告日を基準として作成されている。表 1 は、1985 年から 2017 年までの年度別 HIV/AIDS 内国人感染経路を表している。表 1 をみると、1985 年度から 1987 年まで同性との性的接触により感染したと申告した者は 0 名である。しかし、1990 年代に入ってから同性との性的接触により感染したと申告した者が徐々に増えている。詳しくみると、1990 年には、同性との性的接触による感染者が 4 名、1991 年には 6 名いたが、1992 年度には 22 名と一気に増え、1993 年には 13 名、韓国初のゲイ人権運動団体である「チングサイ」とレズビアン人権運動団体である「キリキリ」ができた年である 1994 年には、同性との性的接触により感染したと申告した者は 22 名いた。その翌年である 1995 年にも、同性との性的接触による感染者が 21 名であり、毎年徐々に増加し、1999 年には同性との性的接触により感染したと申告した者が 51 名もいた。このような変化はセクシュアル・マイノリティの人権運動団体が同性愛とエイズとの無関係さを知らせることに力を注いできたからである。

しかし、2000 年代の申告現況の件数と比べると、1990 年代の同性との性的接触による感染は異性との性的接触による感染に比べるとかなり低い数値であることが分かる。2016 年度の申告現況をみると、異性との性的接触により感染したと申告した者が 387 名であり、同性との性的接触により感染したと申告した者は 325 名である。また、2015 年度にも異性との性的接触による感染者が 364 名、同性との性的接触による感染者が 288 名と大きい差はなかった。すなわち、1990 年代には同性との性的接触により感染したと申告した者が平均約 20%に止まっていたのが、2000 年代に入ると平均約 40%を超えていた。

表3 - 1 : 1985年～2017年のHIV/AIDS感染原因別の申告現況

年度	性的接触		
	計	異性	同性
1985	1	1	0
1986	3	3	0
1987	6	6	0
1988	20	18	2
1989	34	27	7
1990	51	47	4
1991	35	29	6
1992	66	38	28
1993	63	50	13
1994	83	61	22
1995	101	80	21
1996	90	69	21
1997	114	73	41
1998	107	73	34
1999	156	105	51
2000	190	130	60
2001	283	188	95
2002	352	205	147
2003	470	238	232
2004	535	279	256
2005	609	328	281
2006	659	375	284
2007	626	406	220
2008	593	349	244
2009	562	339	223
2010	577	354	223
2011	649	359	290
2012	541	321	220
2013	599	357	242
2014	652	368	284
2015	652	364	288
2016	712	387	325

出典 疾病管理本部の「2017年HIV/AIDS申告現況年報」(2018)を一部修正して引用

それでは、なぜ、同性との性的接触による感染者が2000年代に入って2倍近く増えたのだろうか。実は、それはカミングアウトと関係がある。エイズの感染者がでると、疫学調査を通じて感染原因を追跡することになるが、そのやり方が主にアンケートによる場合が多い。そのため、同性愛者の感染者の場合、同性愛者であることをカミングアウトしなければならないという負担があり、風俗通いなどの他の理由をつけることになり、これが異性との性的接触による感染として集計されるからである (BUDDY、2001)。

すなわち、1990年代がセクシュアル・マイノリティ運動により、セクシュアル・マイノリティの存在が可視化された時期ではあったが、エイズに感染していることをカミングア

ウトした当事者もほとんどおらず、情報や知識が不足していたため、同性との性的接触によって感染したとしても自分が同性間性行為によって感染したという真実を語ることはなかったのではないかと考える。

次に、1995年6月7日付けの「先端文化に病む青少年性文化／『わいせつなチャット』原因・弊害・対策」記事では、青少年のわいせつなチャットと同性愛が拡散する原因とそれに伴う弊害と対策などについて述べている。この記事では、先天的に同性愛者である人は極めて少数であり、多くの青少年の同性愛は、汚染された環境から起因する側面が大きいと説明している。青少年たちを同性愛に誘引する主犯として雑誌やパソコンの通信サービスなどの様々な情報メディアを挙げて、これらのメディアを通じて同性愛に接した青少年たちが好奇心で同性愛に陥りやすいと指摘している。また、同性愛は青少年たちの心身を荒廃化させる深刻な疾病と定義し、同性愛を経験した青少年は成人になってからでも正常な夫婦生活が難しくなるし、犯罪集団につながる可能性も高くなると記している。つまり、当時の同性愛はわいせつな行為であり、疾病、犯罪にもつながる可能性が高いこととして見られていたのである。また、インターネットの普及と共に、不特定多数の人々に、その中でも特に環境に汚染されやすい青少年たちに同性愛が広がることを恐れていることがよく分かる。このような懸念は、連合ニュース³⁰（1997年4月4日付け）からも見ることが出来る。「キリスト教倫理実践運動」は2か月間に渡り、アルバム販売順位の1位から30位までの30のアルバムを対象に、ここに収録された120曲の歌詞を分析した。その結果、死と自殺を美化したり、男女の性行為や同性愛を露骨に暗示する扇情的で退廃的な内容を盛り込んでいる曲が23曲にもなると指摘しながら、青少年に誤った価値観を植えつける恐れのあるメッセージを伝えていると批判した。この記事では、同性愛に関連する曲は、青少年に誤った価値観を植え付ける恐れがあると述べているが、その根拠になることはどこにも示されていない。つまり、同性愛は、正当な理由があって差別されたのではなく、同性愛そのものが差別の原因になった。

『BUDDY』第7号（1998）にも同性愛に対するキリスト教の論理が次のように掲載されている。キリスト教雑誌である『ナジュンウルタリ（낮은울타리:低い垣根）』（1998年7月号）では、「あなたもゲイかもしれない」という特集記事が掲載されたが、その記事に対してハン・チェユン、ホン・ミンウ（1998）は、表から見ると同性愛について客観的に扱っているように見えるが、記事の所々にホモフォビアが隠されていると批判している。例えば、記事の中に「同性愛が盛んになっている欧州」という一節があるが、盛んになっているという言葉の中には、すでに同性愛を流行り物とみる否定的な意味が含まれていると解釈している。また、特集記事の中では、同性愛に反対する理由として、「同性愛は創造秩序を壊す非正常

³⁰ 연합뉴스（1997년 4월 4일）「〈가요〉 대중가요, 청소년정서 해치는 가사 많아」（連合ニュース（1997年4月4日）「〈歌謡〉大衆歌謡、青少年情緒を害する歌詞が多い」）2018年12月14日閲覧 <https://news.v.daum.net/v/19970404132200658?f=o>

な行為であり、神の形象としての人間性と性的アイデンティティを破壊する」(『BUDDY』第7号、1998) ということをあげている。この主張に対しては、「男性と女性が結婚することが創造原理であると信じているのと、その原理がすべての人に適用されるべきだというのは次元が異なる問題である。同性愛が男女に対する創造の原理を否定するものであれば、同時に独身や一部の多妻の風習を持っていた旧約の族長たちも、創造の原理に反すると主張するのが公平である」(『BUDDY』第7号、1998) と指摘している。次に、同性愛が先天的であるという科学的立証がないため、同性愛を認めることが出来ないという主張に対しては、その原因が明らかになる前には同性愛に対する価値判断を保留するのが公正ではないかと反問している。

第4節 セクシュアル・マイノリティ差別への危機感とオンラインコミュニティの急増

セクシュアル・マイノリティによる運動団体の形成は韓国でセクシュアル・マイノリティの存在を知らせるきっかけとなり、セクシュアル・マイノリティたちが公的に社会活動ができる場を開いた。しかし、第3節にも述べたように、セクシュアル・マイノリティの存在が可視化されると、それに伴う差別も可視化されるようになり、同性愛がエイズの主犯のように偏見を助長する新聞記事や同性愛に反対する勢力も登場するようになった。このような目に見える差別に危機感を感じるセクシュアル・マイノリティたちが増え、自分の姿がそのまま現れるオフラインコミュニティへの参加を拒否するセクシュアル・マイノリティたちもいた。そのため、セクシュアル・マイノリティたちは以前のように自分たちを表に出さず、匿名性が保証されないオフラインコミュニティよりも、安全に他のセクシュアル・マイノリティに会えるオンラインコミュニティを好むようになった。

韓国でセクシュアル・マイノリティのPC通信コミュニティが登場したのは1996年である(『BUDDY』第20号、2002)。PC通信におけるコミュニティの登場は、外に出かけなくても他のセクシュアル・マイノリティとの交流が可能になったということと、どこでも接続できるということで今までソウル中心であったコミュニティが全国に広がり、出会いや情報共有、人権運動などといった共通のニーズをもったセクシュアル・マイノリティのコミュニティが増える契機となった。

当時の代表的なPC通信のコミュニティには、1996年に開設された「レインボー(레인보우)」と「トハナエサラン(또하나의사랑: もう一つの愛)」、「QUEER-NET(퀴어넷)」などがある(『BUDDY』第20号、2002)。「レインボー」は、当時約500人の同性愛者の会員が活動しており、親睦活動を基盤に、学術や漫画など様々なテーマで活動をしていた。「トハナエサラン」は通信を通じた同性愛者の人権伸張と親睦を目的としていた。そして、「韓国同性愛者人権運動協議会」の所属団体として、エイズ予防運動やメディアによる同性愛に対する歪曲された報道の是正運動など、社会から同性愛者が受ける人権侵害事件に対する対応をしていた。「QUEER-NET」は、同性愛者の人権伸張と親睦を図ることを目的としていた。このようなセクシュアル・マイノリティのコミュニティの成長に伴い、1997年から1998年の間に

は PC 通信コミュニティの他に 153 電話コミュニティ³¹、人権運動組織、大学運動組織などが組織され、公式的に組織名が知られていたコミュニティが 30 を超えた(『BUDDY』第 20 号、2002)。1997 年にはオフライン活動に加えて韓国初の同性愛者インターネットサイトである「Exzone (엑스존)」が設立された。このサイトの特徴は、自己紹介を掲載して相手を募集することができることと、自分の好きなタイプの人々を探ることができることである。「Exzone」の他にも、体格が大きい人や太っている人のための「Korean Bear Club (한국베어클럽)」、カミングアウトしたゲイカップルのホームページである「Sam&Joony (샘과주니)」、様々なセクシュアル・マイノリティの声が聴ける「Club 『HAPPYEND』(클럽해피엔드)」、1998 年 4 月に開設されたデートの名所やゲイ・バーを紹介する「ガンアジバン (강아지방 : イヌの部屋)」などがある。

1999 年後半に入り、インターネット専用線の普及によりインターネットサイトの制作が容易になり、その影響でセクシュアル・マイノリティコミュニティは 2000 年に入り、完全にインターネット中心に切り替わり、インターネットサイトの一つ一つが独立したセクシュアル・マイノリティのコミュニティと位置づけることのできる時代が開幕した(『BUDDY』第 20 号、2002)。また、インターネットの検索サイトである「Daum」が 1999 年 5 月に Cafe サービス³²を開始した以降、330 の同性愛者 Café ができるようになり、今までの成人中心の同性愛者団体が歓迎されなかった青少年同性愛者が自分たちの声を出し始めた(ユン・スジョン、2012 : 189)。

このようなパソコン文化の発達により、セクシュアル・マイノリティは自分たちを出さずに安全に活動ができるインターネットというコミュニティに魅了されることにより、1990 年代から始まった人権運動に参加する当事者が少なくなった(『BUDDY』第 20 号、2002)。

今まで述べたように、1990 年代は多数のコミュニティが形成され、セクシュアル・マイノリティの問題を社会問題として認識する当事者が増える時期であった。その背景には、韓国社会が軍事独裁政権から文民政権に変わったことで、表現の自由が保障される社会の中で活動ができるようになったことがある。また、1998 年はセクシュアル・マイノリティのコミュニティの歴史からみたときに一つの分岐点といえる。1998 年を起点としてセクシュアル・マイノリティのオンラインコミュニティが量的にも質的にも成長したが、それは金大中政権(国民の政府)の発足と関係があると考えられる(カン・ジョンヒョン、2002 : 56-57)。金大中大統領が直接セクシュアル・マイノリティの人権について言及したことはないが、文民政府以降に国民の人権と表現の自由を代弁する大統領の登場はセクシュアル・マイノリティが自分たちのアイデンティティを肯定し、受動的な存在から能動的な存在へと変わる機会を与えたと推測できる。このような社会の変化は、今まで受動的で親睦中心のコミ

³¹ 韓国通信が提供する 153 サークルサービスを韓国男性同性愛者人権団体である「チングサイ」が会員間の連絡を密にし、親睦を図るために開設したものである。

³² 韓国のインターネット検索サイトである「Daum」が 1999 年から提供している同好会サービス。

ユニティを求めていたセクシュアル・マイノリティに対して、自分たちのアイデンティティに自信をもち、自分の人生において主体としての意識を持つことができるようにした。

今まで見てきたプロセスを序章の第2節で示した図序-1に当てはめると第3象限の「要求ニーズ」に位置づけることができる。「要求ニーズ」とは、当事者のニーズがまだ社会的には認められず、要求の段階に留まっている状態のニーズである。つまり、当事者は自分が抱える問題をニーズとして認識し、そのニーズを顕在化させ、社会問題として位置付けるために、社会に訴え続けているが、そのニーズが社会の中では、問題として承認されず、セクシュアル・マイノリティたちの要求で終わっていることをいう。

1990年代はセクシュアル・マイノリティ問題が社会問題として可視化され始めた時期であり、何人かの大学生によるカミングアウトが行われた時期でもある。今まで目には付かないところで主に親睦を求めて集まっていたセクシュアル・マイノリティたちが1990年代には単なる親睦のためのコミュニティではなく、社会変革のための団体を結成し組織化を図るようになった。今まで親睦を求めて集まっていたセクシュアル・マイノリティたちが、このように変わった背景には、1980年代の民主化による社会政治的な変化と、それに伴うセクシュアル・マイノリティたちの認識の変化がある。

韓国社会の自由主義的变化により、セクシュアル・マイノリティ領域においても大きな変化がみられ、1990年代にはレギュラー番組のKBSやSBSに出演し、自分たちの顔を公開し、カミングアウトするセクシュアル・マイノリティ当事者が登場したのである。実際にかれらのカミングアウトを見て今まで自分の存在を隠してきたレズビアンたちが自分たちの性的アイデンティティについて矜持を持つようになり、発足当時5人だった「キリキリ」の会員数は、2年後には200人までに増えた（キリキリ、2004）。

このようなセクシュアル・マイノリティの登場は、一般市民はもとよりセクシュアル・マイノリティたちにも大きな影響を与え、セクシュアル・マイノリティたちは、1993年に韓国初の同性愛者人権運動団体である「チョドンヘ」を結成するようになる。この「チョドンヘ」の結成をきっかけに韓国の社会において本格的にセクシュアル・マイノリティによる社会運動が始まり、セクシュアル・マイノリティによる人権運動団体が形成された。1980年代のコミュニティが主に親睦をニーズとして形成されていたのに対して、「チングサイ」や「キリキリ」、大学セクシュアル・マイノリティ団体など1990年代のコミュニティは、セクシュアル・マイノリティの中でも主に同性愛者の存在の可視化と同性愛に対する正しい情報提供、歪曲されたエイズに関する認識を正すことを目的として形成された。このことから、当時のセクシュアル・マイノリティが親睦のみならず、同性愛やエイズに対する社会の認識改善など社会変革もニーズとして認識していたことが分かる。そして、その問題を顕在化させ、社会問題として位置付けるために、社会に訴え続けていたことから1990年代のセクシュアル・マイノリティ運動は「要求ニーズ」の段階に位置づいていることが分かる。

1995年6月に結成された「韓国同性愛者人権運動協議会」は、セクシュアル・マイノリティ人権団体と大学のセクシュアル・マイノリティ団体が連合した人権運動団体として、当

時記者会見を開き、セクシュアル・マイノリティ人権運動に対する社会的支援体制の整備や同性愛に対する民主的な教育機会の提供を要求するなどの活動をしていた。このことは、当時のセクシュアル・マイノリティたちが同性愛問題を自分たちだけの問題ではなく、人権にまつわる問題及び、社会的支援体制が必要な問題として認識していたことをよく表している。また、今までのセクシュアル・マイノリティ団体の会員が低所得層や貧困層であったのに比べて、1990年代には大学生を中心に活動が行われ、1980年代の親睦中心のコミュニティから、1990年代には、知的かつ文化的で、エリート的な性格を持つ団体へと変わってきたことが分かる。

上にあげた団体の他にも、同性愛者キリスト教徒の集まりである「ロデム木陰教会」、「デギョンへ」や「ビッドンイン」などの地方のセクシュアル・マイノリティ人権運動団体、同性愛者の医療者の集まりである「ドンイモ」などが、1990年代に結成され、信仰、地域、医療などセクシュアル・マイノリティの様々なニーズに対応していた。このことから、1990年代のセクシュアル・マイノリティたちが、セクシュアル・マイノリティという理由で、生活する上で生まれる問題や悩みについてニーズとして認識し、社会に訴えていたことから、それらが「要求ニーズ」であることを確認することができる。さらに、1990年代後半からは、オフラインコミュニティのみではなく、セクシュアル・マイノリティに関する『BUDDY』や『ボリッジャル』、『ニアカ』などの雑誌も制作され、セクシュアル・マイノリティのカミングアウト・ストーリーから同性愛者の恋愛・セックス・宗教・家族にまつわるテーマまで幅広く扱っていた。

今まで述べたように、セクシュアル・マイノリティ運動団体の形成は韓国でセクシュアル・マイノリティの存在を知らせるきっかけとなり、セクシュアル・マイノリティたちが公開の場で社会活動ができるようになるなど、成果があったといえる。しかし、同性愛者の存在が可視化されるにつれて、同性愛がエイズの原因のように偏見を助長する新聞記事や同性愛に反対するキリスト教界も登場するようになり、同性愛に対する差別が目に見えるようになった。目に見える差別に危機感を感じるセクシュアル・マイノリティたちは、匿名性が保証され、オフラインコミュニティよりも安全に活動ができるオンラインコミュニティを好むようになり、当時PC通信やインターネット上でのコミュニティが急増した。以前のように自分たちが表に出なくても、安全に活動ができるということで運動の方法が大きく変わった。しかし、親睦を基盤としていながらも、同性愛者の人権伸張や、社会から同性愛者が受ける人権侵害に対する対応などの活動も行っていた。オンラインコミュニティを利用するセクシュアル・マイノリティも、オフラインコミュニティと同じく社会変革をニーズと認識していた。

以上のように、1990年代のセクシュアル・マイノリティコミュニティは、親睦中心の今までのコミュニティとは違って、運動の性格が強く、社会運動の活動家としての当事者の主体的な関わりが見られるようになり、同性愛者の活動家によるカミングアウトも行われていた。このことは今までセクシュアル・マイノリティについて無知であったセクシュアル・

マイノリティたちが、セクシュアル・マイノリティについて理解し、セクシュアル・マイノリティとしての自覚や誇りを持つことに変わったことを意味している。また、当時のセクシュアル・マイノリティコミュニティの活動を通して、セクシュアル・マイノリティの問題を人権問題としてアプローチしていたことが確認できた。しかし、そのような当事者の努力にも関わらず、当事者のニーズは社会的には認められず、要求の段階に留まっていたことから、1990年代のセクシュアル・マイノリティ運動を「要求ニーズ」に位置付けることができると考える。

表3-2：セクシュアル・マイノリティによる社会運動の動きと当事者コミュニティ

政権 (年代)		政府	自治体	セクシュアル・マイノリティ コミュニティ	
朴正熙 (1961~1979)	軍事	1960年代		【明洞を中心としたゲイ・コミュニティ】 ・明洞のドンミョン劇場周辺、乙支路に親睦中心のゲイ・バー	
		1962年	軍刑法制定		
全斗煥 (1980~1988)	政権	1970年		【乙支路・新党洞・鍾路を中心としたコミュニティ】 ・女運会(女子タクシー運転手会) ・明洞に女性専用のバー「シャネル」登場	
		1974年			
		1980年	5・18 光州民主化運動		
盧泰愚 (1988~1993)		1991年		【梨泰院を中心としたコミュニティ】 ・梨泰院を中心としてレズビアン・コミュニティが活性化	
金泳三 (1993~1998)	文 民 政 府	1993年5月 1994年	文民政府発足	【インターネットや雑誌を中心としたコミュニティ】 ・在韓外国人レズビアン組織であるサフォ誕生 ・韓国最初の同性愛団体であるチョドンへ誕生 ・韓国ゲイ人権運動団体チングサイ結成 ・韓国女性同性愛者人権運動組織であるキリキリ結成 ・大学団体を中心に韓国同性愛者人権運動協議会を結成 ・韓国初の同性愛雑誌<BUDDY>創刊/第1回ソウルクィア映画祭	
					1995年
					1998年
					2000年
盧武鉉 (2003~2008)		2001年	国家人権委員会設立	【新村・麻浦を中心としたコミュニティ】 ・芸能人ホン・ソクチョンのカミングアウト ・クィア文化祭が大学路で開催/トランスジェンダー芸能人ハ・リスのカミングアウト	
		2005年	国家人権委員会人権状況		
		2006年	実態研究所委託報告書 性転換者の性別訂正許可申請事件など事務		
		2010年	処理指針		
李明博 (2008~2013)		2007年		・人権団体の連合会のムジゲヘンドン発足 ・性的指向・性別アイデンティティ(SOGI)	
		2011年	京畿道学生人権条例 光州広域市学生人権保障 および増進に関する条例		
朴槿恵 (2013~2017)		2012年	ソウル市特別学生人権条例	・キムジョ・グァンスの公開同性結婚式 ・韓国 LGBTI コミュニティ社会的欲求調査 ・大学セクシュアル・マイノリティ団体の連合会キューブ発足 ・第1回釜山クィア文化祭/済州クィア文化祭開催 ・第1回光州クィア文化祭開催	
		2013年			
		2014年			
文在寅 (2017~現在)		2015年	済州特別自治道人権保障及 び増進に関する条例		
		2017年			

出典 ハン・チュン&韓国セクシュアル・マイノリティ文化人権センター (2011)「韓国レズビアン・コミュニティの歴史」、韓国ゲイ人権運動団体「チングサイ」(2011)「チングサイと韓国のゲイ人権運動」、SOGI 法政策研究会 (2018)『韓国 LGBTI 人権現況 2018』

第4章 セクシュアル・マイノリティ運動の「あいまいな当事者性」戦略—社会変革を目指して

第1節 セクシュアル・マイノリティ芸能人の登場と差別の本格化

1. セクシュアル・マイノリティ芸能人の登場とその反応

チョン・ヒョンヒ (2000: 74) は同性愛者人権保障の段階を大きく3段階に分けて①同性愛自体を非犯罪化する段階、②同性愛者に対する差別を禁止させる段階、③法律として同性愛を認める段階に区分した。キム・テミョン (2003) は西欧社会ではすでに②段階から③段階に進んでいるが、韓国はまだ①段階から②段階に移る過程にあると分析し、セクシュアル・マイノリティの人権保障の水準が低く、西欧先進国に比べて遅れていると指摘している。

韓国社会の公的な領域でセクシュアル・マイノリティに関する問題が表面化し始めたのは1990年代以降であり、セクシュアル・マイノリティの人権問題に関する議論が本格的に始まったのは2000年代に入ってからである。2000年は韓国で最初にクィア文化祭が開かれた年であり、芸能人ホン・ソクチョンがカミングアウトした年でもある。2001年には、ハ・リスが「男性も化粧すれば女性より綺麗になる」というコンセプトのCMを通してトランスジェンダーであることをカミングアウトした。また、同年に、セクシュアル・マイノリティを保護する韓国唯一の法律である国家人権委員会法が制定された。国家人権委員会法については後に詳述するため、ここでは省略する。

有名人によるカミングアウトは、セクシュアル・マイノリティに対する認識の変化に大きい影響を及ぼした。インターネット上ではホン・ソクチョンのカミングアウトをめぐって賛否両論の対立が起っていた³³ (韓国毎日経済、2000. 10. 9)。同性愛を支持する人たちの意見には、個人の性的指向をめぐりこのように論争する必要があるのかという個人的な観点から、少数者である同性愛者の権益と人権も保障しなければならないという社会的観点の意見があった。また、このようなセクシュアル・マイノリティに対する大衆的な関心は制度的変化までもたらし、2003年に国家人権委員会は各種の辞書に残っていた同性愛差別表現の削除、同性愛サイトに対する規制撤廃、軍隊内セクシュアル・マイノリティの差別禁止のための関連法令を修正した。

反対の意見には、「同性愛者は変態である」という意見が多かった。また、「同性愛者を過度に美化している」、「自分の家族の中に同性愛者がいたら、今のように堂々と支持できるのか」という意見があった。

³³ 매일경제 (2000년 10월 9일) 「와글와글 사이버 세상 '홍석천 커밍아웃' 찬반 팽팽」

(毎日経済 (2000年10月9日) 「ワイワイサイバー世界 'ホン・ソクチョン カミングアウト' 賛否膨張」) 2019年5月4日閲覧

<https://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=105&oid=009&aid=0000055>

社会におけるセクシュアル・マイノリティ当事者の可視化は、それまでセクシュアル・マイノリティに対して無関心だった市民の関心を引き寄せることには効果があった。しかし、それと共に、同性愛はエイズに感染するとか、同性愛者が身近にいると同性愛者になる可能性が高くなるなど、セクシュアル・マイノリティに対するデマが拡散された。このようなデマは、一般市民の不安と恐怖を煽る結果となり、セクシュアル・マイノリティへの抑圧や差別はより顕著になった。実際にホンもカミングアウト後、青少年に悪い影響を与えるという理由で、出演していたすべての番組から降板させられた。このことをきっかけに「同性愛者人権連帯」の会員、人権運動「サランバン」(사랑방;愛の部屋)、その他にも個人的にセクシュアル・マイノリティたちが集まって「ホン・ソクチョンカミングアウトを支持する会」を結成し、彼の番組からの降板に反対する運動を行った(チングサイ、2011:67)。それにもかかわらず、ホンに対する社会の非難は収まらず、より激しくなる一方であった。ホンに対する一般市民やマスコミなどの非難を見たセクシュアル・マイノリティは自分たちの性的指向や性別アイデンティティが明かされると被害を受けるかもしれないという恐れを感じ、オフラインコミュニティからオンラインコミュニティへ姿を隠した。

同性愛サイト「エクスジョン」が2000年10月3日、1,185名を対象に実施したアンケート調査によると、同性愛者は抑圧された性的欲求を表現するためにインターネットサイトを利用していることが分かった。インターネットが同性愛のコミュニティに与える影響について「非常によい」と答えた人が516(43.54%)名で、「大きな影響はないが良い」と答えた人が438(36.96%)名と、合わせて80%程の人々が自分たちに肯定的な影響を与えていると答えていた(国民日報、2000.10.3)。

このような社会の雰囲気は、当事者たちの人権運動の無関心につながり、セクシュアル・マイノリティ運動組織にも影響を及ぼした。例えば、チングサイのメンバーがセクシュアル・マイノリティに関する情報誌を作成しソウル市鍾路のゲイ・バーの客などに配ろうとしたが、余計なことをやるなと言われ、追い出されてしまったこともあるという(『BUDDY』第20号、2002)。

有名芸能人のカミングアウトにより、セクシュアル・マイノリティに対する否定的であった社会の認識にはしだいに寛容さが見られ、社会問題として議論されるように変わったことは間違いないが、セクシュアル・マイノリティに対する差別は様々な場面で行われていた。

2. セクシュアル・マイノリティに対する差別の実態

その差別の実態については、2005年に国家人権委員会が行った「国家人権政策基本計画樹立のためのセクシュアル・マイノリティの人権基礎現況調査」から把握することができる。アウトティングとは、セクシュアル・マイノリティに対して、本人の了解を得ずに、公にしている性的指向や性アイデンティティ等の秘密を暴露する行動のことをいう。他のマイノリティとは違って、セクシュアル・マイノリティにはこのアウトティングを口実とした性的暴行がしばしば起きる。

高校2年生のB氏は、サークルのMT(Membership Training)へ行くことになった。他のサークルの人たちはみんな寝床に入り、先輩と二人だけが残った。B氏は、先輩から君がゲイであることを知っている、私と性行為をしてくれないと、君の性アイデンティティをすべてうわさにすると脅迫を受けた。先輩は、私も男と一度ぐらい寝てみたかったとし、引き続き性的関係を強要した。B氏は先輩の提案を拒否したが、結局、性的暴行を受けてしまった(国家人権委員会、2015)。

このようなアウトティング問題は、家族によっても行われており、アウトティングのみならず、監禁および精神科治療まで強要されていた。実際に、自分の子どもがレズビアンであることを知った父親が子どもの交際を防ぐため、子どもを部屋に6か月間閉じ込めた事件や、レズビアンの子どものみを総合病院の精神科に強制入院させ、治療を強要した事件があった(国家人権委員会、2015)。

この他にも、セクシュアル・マイノリティは施設利用、相談機関や警察などの公共機関を利用する際や、軍隊の中、メディアによる差別などを受けていた。セクシュアル・マイノリティの人権団体と人権活動家たちは、行事のための場所を借りる場合においても困難が伴う。それはセクシュアル・マイノリティ関連の行事という理由だけで場所の使用を認められないからである。2004年には、梨花女子大学のレズビアン人権団体が、女性のセクシュアル・マイノリティの自尊心を抱くプログラムを学内で進めようとしたが、学校側が講義室の使用を拒否したことがある。またセクシュアル・マイノリティは催しへの参加を拒否されることもある。同性愛者として知られたホン・ソクチョンは、国会議員たちから国会への出入りを拒否されたし、「釜山女性セクシュアル・マイノリティ人権センター」のレズビアン人権活動家は、「釜山広域市女性センター」が開設した女性活動家のための講座プログラムへの参加を拒否された。このことについて、「釜山広域市女性センター」は、「釜山女性セクシュアル・マイノリティ人権センター」は女性団体ではなく、この団体の活動は男女平等と無関係だという理由をあげていた。国会と女性団体でこのようなことが起こったことは、この当時の社会がセクシュアル・マイノリティに対してどれほど大きな誤解や嫌悪を抱いていたかを示している。

3. 公的な機関での差別

このようなセクシュアル・マイノリティに対する差別は、セクシュアル・マイノリティに正しい情報を提供し、情緒的な支持をしなければならない相談機関の相談者においても行われていた³⁴。相談者はセクシュアル・マイノリティに対する正確な知識や情報を持っていない場合が多く、相談中に同性愛を否定する発言をしたり、来談者に正しくない情報を伝えたりすることがあった。例えば、同性愛を否定する発言には、「同性愛に関する質問には答えられません。それは人生の正解ではないからです」、「このような症状は異性と付き合う機会

³⁴ 「同性愛相談『薬より毒：10代同性愛相談の現住所—1』、『ilda』、2003年6月9日

がなく生じる場合があります」、「正常な異性間の愛の結合方式とは異なって、変態的な性行為として知られている非正常的な性生活が、彼らが非道徳的で非人間的に見える最も重要な原因だといえます」などがある。正しくない情報には、主にエイズに関連する情報が多く、同性愛によりエイズに感染し、生命まで脅かされかねないというような回答が多かった。

警察などの公共機関を利用する際においてもセクシュアル・マイノリティに対する差別は絶え間なく行われていた。性暴力犯罪において強姦なのか強制わいせつなのかを区別するのは生殖器挿入の有無である。すなわち、男性の性器が女性の性器に入れられる場合は強姦であり、そうではない場合は強制わいせつになるのだ。2005年当時「性暴力特別法」の強姦罪の客体は女性になっていたため、同性間の性的暴力は強制わいせつ行為としてのみ処罰されていた。これは、男性が性暴力の被害者である場合は、その事件を強姦と処罰できなくするし、女性が女性に性暴力をされても生殖器の挿入がないため、強姦として処罰できなくしていた。しかし、生殖器の挿入がなかったとして被害者が受ける苦痛が異性間の性暴力の被害者より軽いわけではない。事件の被害者が加害者を告訴するためには、自分の性アイデンティティを捜査関係者に話さないといけないことがあるが、その時に、捜査担当者の同性愛に対する偏見及び無知により、不快な思いをすることもある。また、捜査中に家族に連絡がいく場合もあるので、性暴力を受けても通報を避ける同性愛者が多い。

韓国で男性に生まれると、必ず経なければならぬのが兵役であり、それは同性愛者においても同じである。軍隊組織は、一般社会と共通する点もあるが、戦時という非常事態に備えるために、個人の恣意的な行動を統制するだけでなく、一糸乱れぬ命令系統を確立することが絶対的に必要であり、命令と服従関係が明確に規定された高度に階層化された組織という点で一般社会とはまったく異なる特性を持っている（ホ・ギョンユン、2014：22）。つまり、軍隊組織は、言える（チョン・ミンファ、2011）。軍刑法 92 条では、「鶏姦³⁵、その他の醜行をする者は1年以下の懲役に処する」とし、同性同士の性行為自体を処罰することが規定されている。

このような環境の中での同性愛者の兵営生活の困難は、言うまでもなく想像できる。実際に、2003年7月、上官の性暴力に耐えられず、兵士が自殺した事件があった³⁶（東亜日報、2003年7月11日）。また、同性愛者であるという理由で、国軍精神病院に送られた兵士もいたが、病院に送られた最初の3日間は独房に隔離され、強制的にHIV検査まで受けさせられた（国家人権委員会、2005）。このように、軍隊での同性愛者に対する嫌悪差別は深刻であった。

³⁵ 男性同士の性行為

³⁶ 동아일보 (2003년 7월 11일) 「투신자살 사병 고참이 성추행」 (東亜日報 (2003年7月11日)「飛び降り自殺 私兵 古参がセクハラ」) 2019年6月17日閲覧
<https://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=100&oid=020&aid=0000196445>

メディアによる差別には、セクシュアル・マイノリティに関する虚偽の記事の作成、歪曲された情報の流出、セクシュアル・マイノリティのアウティング、セクシュアル・マイノリティ存在の戯画化などがあった。

今まで述べたように、2000年代は韓国のセクシュアル・マイノリティにとって特別な意味を持つ時期で、2000年を起点として韓国のセクシュアル・マイノリティ運動に大きな変化が見られた。2000年にはゲイ芸能人であるホン・ソクチョンのカミングアウトやクィア文化祭の開催、2001年にはトランスジェンダーであるハ・リスのカミングアウトや国家人権委員会法の制定などがあった。しかし、このようなセクシュアル・マイノリティに対する関心の高まりと共に、セクシュアル・マイノリティに対する差別も激しくなり、セクシュアル・マイノリティ運動は2000年代に入って、今までの運動とは異なる様相を帯びることになった。つまり、1990年代には、セクシュアル・マイノリティの人権運動というと当事者がカミングアウトし、自分たちの声で自分たちのことを社会に主張するやり方が主流であった。そして、その運動の担い手が同性愛者であるため、同性愛者の人権に関連する運動が中心であった。その一方で、2000年代のセクシュアル・マイノリティ運動は、セクシュアル・マイノリティ存在の可視化と共に差別も激しくなったため、1990年代の活動家のように、カミングアウトして運動をする活動家が少なくなった。また、強制力は持たないが、差別行為に対する調整・勧告ができる国家人権委員会法の制定により、同運動はセクシュアル・マイノリティ問題に対して人権問題としてアプローチするようになった。そして、同性愛者中心であった既存のセクシュアル・マイノリティ運動からLGBTQIなどのあらゆるセクシュアル・マイノリティ人権を考える運動が進められるようになった。

第2節 人権問題として取り上げられるセクシュアル・マイノリティ問題

1. 国家人権委員会の姿勢と取り組み

韓国でセクシュアル・マイノリティの人権と市民権に対する議論がされ始めたのは、セクシュアル・マイノリティ運動が本格的に始まった1990年代以降である(ソ・ドンジン、2005: 67)が、国家人権委員会法が制定される前まではセクシュアル・マイノリティの人権どころかセクシュアル・マイノリティの存在すら知らない人も多かった。しかし、国家人権委員会法が制定され、その法の中に含まれている性的指向の項目をめぐって賛否の世論が分かれ、メディアでも大きく報道されるようになり、その影響力はセクシュアル・マイノリティの問題を社会問題として可視化させ始め、セクシュアル・マイノリティ問題は人権という観点から議論されるようになった。

国家人権委員会については、第1章でも触れたが、2001年11月25日に設立され、立法、司法、行政のどこにも属さない準国際・準司法的な人権専門の国家機関として政策、調査・救済、教育・広報、国内外協力などの業務を担当している(国家人権委員会HPより)。国家人権委員会の設立をめぐって韓国社会の中で議論がされ始めたのは1993年以降である。国連のウィーン会議が世界各国に向かって国家人権委員会設立の勧告案を採択してから韓国

の人権運動団体は持続的に国家人権委員会の設立を要求してきた (pressian、2001.11.29)。そして本格的に議論が始まったのはすでに1章で述べたように1997年11月に金大中大統領候補が「人権法制定及び国家人権委員会の設立」という大統領選挙における公約を発表し、100 大政課題の一つとして国家人権機構の設立を掲げ、『国民人権委員会設立準備団』を発足させてからである。1998年の当選後に3年にわたって行われた法務部と人権団体との交渉と調整の末に2001年5月24日国家人権委員会法が国会を通過し公布され、2001年11月25日に施行された。法務部は自己の管轄支配下の特殊法人とすることを意図し、NGOは独立の国家機関とすることを主張した。交渉には、「同性愛者人権連帯」と「韓国同性愛者団体協議会」も参加し、意見を述べていた。この国家人権委員会法は韓国の社会でセクシュアル・マイノリティを保護する唯一の国家レベルの施策であり、国家人権委員会法第30条2項(当時)でセクシュアル・マイノリティの人権について次のように述べられている。

「平等権侵害の差別行為とは合理的な理由なく性別、宗教、障害、年齢、社会的身分、出身地域(出生地、登録基準地、成年になる前の主な居住地などを言う)、出身国、出身民族、容貌など身体条件、既婚者・未婚・別居・離婚・死別・再婚・事実婚などの婚姻の有無、妊娠や出産、家族形態または家族の状況、人種、肌の色、思想または政治的意見、刑の効力が実効された前科、性的指向、学歴、病歴などを理由にした次の各目のいずれかに該当する行為をいう。ただし、現存する差別をなくすため、特定の人(特定の人たちの集団を含む。以下この条で同じである)を暫定的に優遇する行為とこれを内容とする法令の制定・改正及び政策の樹立・執行は平等権侵害の差別行為(以下“差別行為”という)とみなさない」(2014年3月18日施行)(国家法令情報センターHPによる、2019.3.3閲覧)。

同性愛者たちは、自分たちが受ける差別をこの人権法に準じて権利を主張するきっかけを用意したことから、人権運動の強力な動因になる力を得たといえる(ナム・グンソン、2007:130)。

国家人権委員会は、性的指向を明示した本法に基づいてセクシュアル・マイノリティの人権に対しての取り組みを行っている。以下では、実際には是正措置の勧告が行われた事例³⁷を用いて国家人権委員会がセクシュアル・マイノリティ問題についてどのように対応をしているかをみる。

³⁷ 勧告の内容と結果は国家人権委員会のホームページから入手した。

国家人権委員会 ホームページ、2018年9月24日閲覧

http://www.humanrights.go.kr/00_main/main.jsp

最初の同性愛者のインターネットサイトである「エクスジョン」は2000年代前半、情報通信倫理委員会から本サイトは青少年有害媒体であると告示／指定されたが、2003年3月31日、国家人権委員会が青少年有害メディアの個別審議基準に同性愛が含まれるのは憲法に反するものであり、同性愛サイトは青少年有害メディアではないので同性愛の項目を削除するように青少年保護委員会に勧告した。その後、2004年4月30日に青少年有害メディアの審議基準から同性愛が削除された。

2012年度には麻浦区庁からセクシュアル・マイノリティ関連横断幕の掲示が拒否される事件が発生した。麻浦レインボー住民連帯が掲げようとした横断幕は「今、ここを通る人の10人のうち1人はセクシュアル・マイノリティです」と「LGBTである我々が今ここに暮らしています」の2種類であった。これに対して麻浦区庁は横断幕の内容は青少年の保護・指導を妨害する恐れがあり、広報の文言が直接的すぎで大げさな所があるという理由で内容修正を要求してきた。麻浦レインボー住民連帯は性的指向による差別であると国家人権委員会に陳情を出した。国家人権委員会は麻浦区庁があげている青少年の保護・指導を妨害する恐れがあるという主張については2004年4月青少年有害メディアの審議基準から同性愛条項が削除されたため麻浦区庁の主張は適切ではないとした。また、LGBTという言葉は直接的な表現であるため不適切であるという主張についてもLGBTは国際連合人権理事会の報告書などにも使用する国際的に通用している用語であり、単純にアイデンティティを表現する言葉であるため、当事者を明示的に表現するだけで他人の名誉や権利または社会的法益（性道徳）を侵害するとは言い難いと判断し、麻浦区庁に①管轄している屋外広報物の掲示において広報物の内容がセクシュアル・マイノリティと関連するという理由で排除しないこと、②業務と関連している職員に対してセクシュアル・マイノリティ差別禁止の人権教育を実施することと勧告した。

2013年9月17日セクシュアル・マイノリティ人権運動の連帯組織であるセクシュアル・マイノリティ差別反対ムジゲヘンドン（虹行動という意味）はカミングアウト文化祭を開催しようと麻浦区庁文化観光課に舞台使用申請書を提出したが、区庁は①特定企業及び団体の広報のための広報行為としての場所使用の承認条件に反していること、②セクシュアル・マイノリティの公演に反対する近隣住民たちの反対意見を参考にしており、セクシュアル・マイノリティの文化祭を開催承認する場合には賛成と反対の立場のさまざまな市民団体との対立とコンフリクトが予想されること、③舞台がある近辺には小学校があるが文化祭のゲイ及びレズビアンによるプログラムは性的観念が未成熟な子どもたちに悪い影響を与える恐れがあることを理由に承認を不許可とした。

2013年10月24日ムジゲヘndonは性的指向を理由とした差別であると国家人権委員会に陳情書を出した。国家人権委員会は麻浦区庁が主張している点について次の理由を挙げて反駁している。①行事目的と行事内容を検討した結果、この公演は広報行為ではないこと、また2年間この舞台で開催された他の公演などと比較してみても麻浦区庁が主張している場所使用の承認条件に反しているとは言い難いこと、②青少年の有害メディアの審議基準

から同性愛が削除された事例からみると同性愛に関連する行事であるからといって青少年に有害とは言い難いこと、③国家及び地方自治団体は、たとえ集団間での見解により対立とコンフリクトが発生してもその過程で社会的マイノリティが不合理な差別や抑圧の対象にならないように保護し、マイノリティに対する偏見と嫌悪を無くすために努力をする義務があることを示しながら、今後セクシュアル・マイノリティ関連行事の施設利用申請において合理的な理由無しに不承認とすることがないよう再発防止対策を用意することを勧告した。

このように国家人権委員会は様々なセクシュアル・マイノリティの差別について対応してきている。しかし、国家人権委員会の対応は国家人権委員会法に基づいて行われているため、すべての差別に対しては対応が出来ないということと、強制力がないため実質的な問題解決には至らず勧告の水準に留まるといった限界がある。

2. 地方自治体のアプローチ

2000年代に入って韓国社会では国家レベルの国家人権委員会法が制定されただけでなく、地方レベルではいくつかの地方自治体で人権憲章や人権条例、学生人権条例などが制定されており、セクシュアル・マイノリティの人権の擁護を規定している。2019年12月現在、学生人権条例を制定した教育庁は京畿道、光州広域市、ソウル特別市、全羅北道の4か所である。学生人権条例以外にも光明市市民人権条例(2011.9)、果川市性平等基本条例(2013.8)が制定されており、セクシュアル・マイノリティの人権に関連する項目が明示されている。京畿道、光州広域市、ソウル特別市、全羅北道の学生人権条例では差別されない権利の領域の中に性的指向を理由に差別されないという項目を設けてセクシュアル・マイノリティの権利について述べている。さらにソウル特別市と全羅北道ではマイノリティ学生の権利保障の対象にセクシュアル・マイノリティを入れてセクシュアル・マイノリティに対する差別を防いでいる。この学生人権条例には性的指向以外にも暴力から自由になる権利、個性を実現する権利、個人情報保護される権利などが明示されている。光州広域市では学生人権条例の他にも光州人権憲章を制定して第12条の中で性的指向に関連する項目を明示している。

このような学生人権条例制定の背景には国家人権委員会の活動と支援が考えられる。国家人権委員会が設立されて以降、国家人権委員会は体罰による陳情を絶え間なく受付けており、学生に対する人権侵害が問題として現れるようになった。ソウル特別市と光州広域市、京畿道、全羅道などの地域では進歩的な性格を持つ教育監³⁸が選出され、その教育監らの主

³⁸ 教育・学芸に関する事務(私立学校に関する事務を含む。)を管掌するための機関として、特別市・広域市・道に「教育監」及び「教育委員会」が設置されている。「教育監」及び「教育委員会」の委員は住民による直接選挙で選出される。「教育監」は、特別市・広域市・道の教育・学芸に関する事務を分掌するため、首長と別に設置された執行機関である。「教育監」に

導により学生人権条例の制定の動きが始まった(アン・ジン、2011)。

しかし、このような憲章と条例の制定過程には多くの困難があった。最初に制定された条例は2010年10月に教育監政策で制定された「京畿道学生人権条例」であり、それに次ぐのが2011年10月に制定された「光州広域市学生人権保障及び増進に関する条例」である。「ソウル特別市学生人権条例」は2012年1月、京畿道と光州に続き、3番目に制定された。京畿道と光州広域市では、大きな反対なく条例制定が可決されたが、ソウル特別市の場合には条例の制定まで多くの課題があった。京畿道では教育監が当選した後に学生人権条例が制定された。

光州広域市の場合、2005年8月全国教職員労働組合の教員らと当時教育委員であったジャン・フィグック教育監の主導により光州学生権利条例推進委員会が構成され、制定に向けての活動が行われ始めた。推進委員会は条例案を作成し、光州広域市の教育庁に上程しようとしたが、一部の教育委員の反対により上程されず廃案とされることになった。その後条例推進を主導した教育委員が教育監に当選し、推進委員会で活動した全国教職員労働組合の教員らが条例制定諮問委員会に参加し、光州広域市の学生人権条例は制定されることになるが、これは推進委員会の活動と当時なされたさまざまな議論を土台として形成されていたために可能になったと考えられる。

ソウル特別市の人権条例は韓国で初めて住民発議により制定された。ソウル特別市は住民発議案がほとんど原案通り通過したという点で京畿道と光州広域市との違いがあるが、他の地域が大きい苦痛をともなうことなしに制定されたことに比べて、ソウル特別市ではさまざまな反対勢力と揉めることが多かった。ソウル特別市の「学生人権条例」の制定に当たっては、キリスト教団体を中心に構成された同性愛問題対策委員会はキリスト教精神に適合的ではない「毒素条項³⁹」があると主張し、同性愛擁護条項の削除を要求した。同性愛問題対策委員会が毒素条項と指摘した内容は、学生人権条例第5条差別を受けない権利に明示されている。第5条は「学生は性別、宗教、年齢、社会的身分、出身地域、出身国家、出身民族、言語、障害、容貌などの身体条件、妊娠または出産、家族形態または家族状況、人種、経済的地位、肌の色、思想または政治的意見、性的指向、性別アイデンティティ、病

は、条例案等の議案提出権、予算の編成・執行権など首長と同様の広範な権限が与えられており、首長から独立してその事務を執行している。教育監の下にある組織を総称して「教育庁」いう。(財団法人自治体国際化協会ソウル事務所「韓国の教育自治」(財)自治体国際化協会「CLAIR REPORT NUMBER」254(2004年5月28日))

³⁹ 一般的に法律や公式文書などで本来の意図を巧みに制限する内容をいう。すなわち、法律の場合、その法律が本来意図する目的があるが、理論的あるいは現実的にその意図を妨げる文句が挿入されていることをいう(naver辞典により)。

<https://ko.dict.naver.com/#/search?query=%EB%8F%85%EC%86%8C%EC%A1%B0%ED%95%AD>
2019年9月20日閲覧

歴、懲戒、成績などの理由で差別をされない」というものである。これに対しての具体的な修正要請内容は①差別禁止の理由で同性愛およびトランスジェンダーを正常と誤認させる恐れがある性的指向と性別のアイデンティティの削除、②未成熟な学生によって社会的混乱を加重させる恐れのある妊娠または出産、家族形態または家族状況の削除、③第 21 条と第 28 条 1 項にあるセクシュアル・マイノリティの削除であった⁴⁰(キリスト教広報、2013. 12. 30)。このように反発が激しかったのにも関わらず、原案をほとんど内容修正されずにそのまま通過させることができたのは、学生人権運動とセクシュアル・マイノリティ運動の影響であり、それは蓄積された経験と歴史が条例の制定過程において特定の年齢とセクシュアリティを排除してきた既存の市民権の範疇を拡張したからであるとされる(キム・ナ、2013 : 314-315)。

2014 年には、ソウルに引き続き光州広域市でも人権憲章と学生人権条例などに明示されたセクシュアル・マイノリティの人権問題が話題になっている。問題の始まりは 2014 年 11 月 27 日光州キリスト教教団協議会が「光州人権憲章」と「光州学生人権条例」の性的指向により差別されないという条項を改正してほしいと朝鮮日報に投稿したことによる⁴¹(全南日報、2014. 12. 24)。指摘された条項は「光州人権憲章」第 12 条の「すべての市民は肌の色、宗教、言語、出身地域、国籍、性的指向などに関係なく自分の文化を享有し、自分の宗教を表明して実践しながら自分の言語を使用する権利がある」と、「光州学生人権条例」の第 20 条「学生は性別、宗教、民族、言語、年齢、性的指向、身体条件、経済的余件、成績などを理由に差別されず平等な待遇と学びを享受する権利を持つ」であり、キリスト教団体は光州市長と光州教育監に条例の改正を要求した。

この要求に対して光州広域市は曖昧な態度で沈黙をしながら対応していたが、光州広域市教育庁は性的指向に関する条項は必ず含まれるべき条項であると強く反論した。性的指向または性別アイデンティティは個人の選択と決定の問題であり、セクシュアル・マイノリティに対する差別及び偏見は憲法と法律が保障する個人の人格権及び平等権に違反することであると答えている。また、同庁は同性愛者であるというのは性的指向であるだけで異性愛者と違う待遇をされてはならない、性的指向を理由とした教員の暴言、学生によるいじめなどにより自殺する学生も少なくないことから合理的な事由がない以上、内容の改正や削除をする計画はないと意見表明をした⁴²(全南日報、2014. 12. 24)。

⁴⁰ 韓国キリスト公報(2013 年 12 月 30 日)「学生人権条例、キリスト教精神と配置 毒素条項ある」

<http://www.pckworld.com/news/articleView.html?idxno=62764> 2019 年 9 月 4 日閲覧

⁴¹ 全南日報(2014 年 12 月 24 日)「性的少数者問題、熱いじゃが芋になった人権都市光州」<http://www.jnilbo.com/read.php3?aid=1419346800459004004> 2018 年 9 月 21 日閲覧

⁴² 全南日報(2014 年 12 月 24 日)「性的少数者問題、熱いじゃが芋になった人権都市光州」<http://www.jnilbo.com/read.php3?aid=1419346800459004004> 2018 年 9 月 21 日閲覧

今まで述べたように、2000年代に入ってからセクシュアル・マイノリティの人権問題に対して関心が向けられるようになった背景には国家人権委員会の設立がある。「国家人権委員会法」は、強制力はないものの、差別行為に対する調整・勧告ができる国家機関の設立により、今まで人権問題として取り上げることが出来なかったセクシュアル・マイノリティに対する差別問題を人権の観点から幅広く対応することができるようにした。

3. セクシュアル・マイノリティ運動団体の活動からみる人権認識

韓国のセクシュアル・マイノリティ運動団体の名前をみると、団体の名前に人権という言葉が入っている場合が多い。特に、2000年代のセクシュアル・マイノリティ運動を担っていた運動団体は活動の中で、人権を強調しているところが多かった。以下は、「同性愛者人権連帯⁴³」の活動原則である。

1. 私たちはこの社会の権力構造から疎外され差別を受ける、セクシュアル・マイノリティの権利を代弁する人権団体としてレズビアン、ゲイ、トランスジェンダー/性転換者、両性愛者、そして全てのセクシュアル・マイノリティの人権を取り戻すために努力する。
2. 私たちは韓国社会で生きていく、セクシュアル・マイノリティが不当な抑圧を受けていると認識しており、セクシュアル・マイノリティの人権を否定する勢力に対して全面的に対応する。
3. 私たちは労働者、女性、移住労働者、障害者、HIV/AIDS感染者、難民、児童、青少年、貧民などの抑圧や差別から自由でない社会的弱者たちと積極的に連帯して人権と多様性が尊重される平等な社会を作るために努力する。
4. 私たちは性別、年齢、社会的地位などのあらゆる差別的要素を撤廃するために努力する。
5. 私たちは、セクシュアル・マイノリティの人権団体間の連帯はもちろん、国際連携を強化し、全世界のセクシュアル・マイノリティの自由な意思疎通のために努力する。
6. 私たちは、セクシュアル・マイノリティのコミュニティ内部の全てのタイプの疎外と階級、階層、性別による差別をなくすために努力する。
7. 私たちは、セクシュアル・マイノリティの人権を支持する異性愛者たちとも同等の立場で一緒に活動する。
8. 私たちは個人のカミングアウトを支持し、カミングアウトに対する個人の意思を全面的に尊重する。

⁴³ 2015年2月28日「行動する性少数者人権連帯」に名称変更。

9. 私たちは多様なセクシュアル・マイノリティの文化を作っていくことを支持する。

10. 私たちは個人のセクシュアル・マイノリティを尊重する。

(「同性愛者人権連帯」HPにより、2013.9.8 閲覧)

以上のように主に人権に関する内容を扱っていることが分かる。その他の団体の活動においても人権問題に重点を置いていることがよく見られた。その中でも特に現在起きているセクシュアル・マイノリティの人権侵害問題に優先して対応を行っていた。

「韓国性的少数者文化人権センター」は、先述した韓国最初の雑誌『BUDDY』を作ったメンバーが中心になって2002年に設立した団体である。この団体は、韓国社会に根付いている異性愛主義を破ってホモフォビアに対抗することを目標にしている。同団体が主に力を入れている活動は青少年の人権に関連する事業である。2002年以降、一部の学校でイバン(이반; 二般、異般⁴⁴)検閲が行われた。同性愛者あるいは同性愛者と疑われる服装や髪型をした学生たちが教員に呼び出され、注意を受けた。2002年当時、メディアでは10代の同性愛者について一時的な感情または流行のような扱いをした(ホリック、2010:287)。このような10代の青少年たちのために行われたのがレインボーブリッジ(Rainbow Bridge)とクィア・ベンプロジェクト⁴⁵である。このプロジェクトは2007年「ソウル市ヌルプルン(늘푸른; いつも青い)女性支援センター」の支援を受け、性アイデンティティを理由に家出をする10代女性イバンの家出の予防のために実態調査を行った。このセンターでは10代の活動家を募集し、2007年クィア・ベンプロジェクトを始めたとき、10代の当事者を事業の対象としてではなく、事業の主体として位置づけた(ホリック、2010:288-289)。もう一つのプロジェクトはクィア・アーカイブを作ることである。2009年に「美しい財団」の支援を受け、韓国のセクシュアル・マイノリティに関連する国内外の歴史、文化、社会的な記録物を収集、保管する作業を行ってきた。

「性的指向・性別アイデンティティ⁴⁶(SOGI)法政策研究会」は2011年8月、活動家、弁護士、研究者が中心になって設立した研究会である。主に性的指向、性自認に関わる人権擁護

⁴⁴ イバン (iban) とは、韓国のゲイとレズビアンのコミュニティで同性愛者がかれら自身を指す言葉として使われている。

⁴⁵ 10代のイバン女性に対して行う街頭相談プロジェクトである。主に新村公園の内部での10代の女性イバンによる文化づくりを探求し、記録し残す作業をした。新村公園で3~7月まで毎週日曜日ごとに午後2~6時(後には午後5時~8時に変更)までござを敷いて相談を中心に様々なプロジェクトを進行した。相談内容は主に性アイデンティティ、恋愛、進路、セックスなどに関連することであった。

⁴⁶ 「SOGI」は、日本語表記では「性的指向・性自認」と訳されるが、団体名に関しては韓国の表現に従う。文章の中では「性自認」と表記する。

および差別是正のための法制度・政策分析や政策提案などを行っている。2014年には「韓国 LGBTI 人権現況」を出し、韓国社会の中で発生している性的指向および性自認にまつわる人権問題について具体的な事例を挙げながら領域別に整理している。例えば、軍隊の中での差別問題、差別禁止法に関わる問題、同性愛者であることが理由で入場を禁止された問題、トランスジェンダーの性別変更に関連する問題、トランスジェンダーの国民健康保険の加入と給付問題、同性結婚に関わる問題などがあげられている。

大学のセクシュアル・マイノリティ団体の連合会である「QUV」は、2014年大学セクシュアル・マイノリティ団体の連合体として発足した。現在（2015年度基準）「QUV」にはソウル大学、西江(ソガン)大、梨花(イファ)女子大学、KAISTなど全国18大学のセクシュアル・マイノリティのサークルが参加している。「QUV」は2012年に国立国語院の「愛」の定義が「ある相手の魅力にひかれて熱烈に想ったり好きになる心」から異性愛中心に変わったのをきっかけに結成された。かれらは、互いの活動をベンチマーキングして校内のセクシュアル・マイノリティへの嫌悪活動等について共同で対応するなど、活発な活動を続けている⁴⁷。

このように、2000年代のセクシュアル・マイノリティ運動は同性愛者だけではなく、レズビアン、ゲイ、トランスジェンダー、バイセクシュアルなど、その対象を幅広くとらえていた。そして、当時実際に起きている差別や個人では対応できない差別問題に対して、人権の観点からアプローチしていた。しかし、その一方で、そのようなセクシュアル・マイノリティ問題を人権問題として取り組もうとする動きに対し、反対の動きも激しくなっていた。

4. 保守的キリスト教団体と親団体による差別

韓国でセクシュアル・マイノリティ反対運動の先頭に立つ大半は保守的キリスト教団体と親団体である。彼らによる差別が激しくなってきたのは、「差別禁止法」の制定をめぐってからである。

差別禁止法の制定に関連する試みは、2007年、ノ・ムヒョン(盧武鉉)政権の末期に法務部により社会的弱者と少数者に対する差別を禁止する趣旨で始まった。しかし、法案に同性愛およびバイセクシュアルを認めるといった内容が含まれていたため、宗教界の反発により法案の可決が白紙化された。「議会宣教連合」(常任代表キム・ヨンジン前農林部長官)、「世界聖市化運動(Holy City Movement)本部」(共同総裁キム・インジュン牧師、チョン・ヨンテ長老)、「国家朝食祈祷会」(会長、キム・ミョンギョ長老)、「韓国キリスト教公共政策協議会」(総裁キム・サムファン牧師)が参加した「韓国教会同性愛・同性婚立法阻止緊急対策委員会」は2013年12日に、ソウル汝矣島(ヨイド)の国会正論館で記者会見を開き、同性愛合法化差別禁止法案に反対する声明書を発表した。同委員会は、この法案が可決されれば、同性愛に反対する講義や説教をした場合、損害賠償責任、国家人権委員会からの是正命令と

⁴⁷ 韓国日報 2014年10月22日「大学街に性少数者の声が高くなった」

<http://www.hankookilbo.com/v/0b5cdc33e1944ab0b48a357e01319> 2015年8月28日閲覧

履行強制金を賦課されるなどの処罰を受けることになる」と主張し、差別禁止法案がむしろ宗教と表現の自由を侵害する恐れがあると指摘した。また、韓国の教会は同性愛者を差別しないが、同性愛と同性婚は創造秩序に逆らう非倫理的な行為であるだけでなく、男女の結合による家庭を保護している韓国の憲法と民法、刑法の秩序にも真っ向から反する法案であるに違いないと指摘した⁴⁸。

この反対をきっかけに 2007 年 11 月 5 日にセクシュアル・マイノリティ差別反対「ムジゲヘンドン」(무지개행동: 虹行動)という人権団体の連合体が結成された。同団体には「同性愛者人権連帯」、「民主労働党セクシュアル・マイノリティ委員会」、セクシュアル・マイノリティ文化環境のための会「ヨンブンホンチマ」(연분홍치마: うすピンク色のスカート)、「オンニネットワーク」(언니네트워크: 姉ネットワーク)、「ワンジョンビョンテ」(완전변태: 完全変態)、梨花レズビアン人権運動会「ビョンテハヌルナルダ」(변태하늘을날다: 変態空を飛ぶ)、「進歩新党性政治委員会」、韓国ゲイ人権運動団体「チングサイ」、「韓国レズビアン相談所」、「韓国セクシュアル・マイノリティ文化人権センター」、個人活動家などが参加し、今も活動を続けてきている。これ以降も差別禁止法の制定に向けての試みを何度も行ってきたが、結局保守的キリスト教団体の反対により実現されていない。

これに対し、2019 年 6 月 13 日、国家人権委員会が、国連の経済的、社会的及び文化的権利委員会に韓国政府が提出した報告書に対する意見書を提出し、差別禁止法の制定に対して政府が履行の努力を見せていないと批判した⁴⁹ (ハンギョレ、2019. 6. 14)。

2012 年 9 月には、「XY 彼女」という韓国初のトランスジェンダーのトークショー番組が深夜の時間帯 (12 時 20 分) に放送された。トップクラスの大物タレントであるシン・ドンヨプと 2000 年に同性愛者であることをカミングアウトしたホン・ソクチョンを司会に据え、男性の性も知り女性の痛みも知るトランスジェンダーが、男女間の微妙な視覚の違いによって生まれる多様な悩みをテーマに、率直なトークを繰り広げる新感覚のトークショー」として企画された⁵⁰。シン・ドンヨプはふだんからセクシュアル・マイノリティの問題に関心があり、この放送を通してトランスジェンダーに対する偏見を解消するための手助けにな

⁴⁸ 国民日報 2013 年 3 月 12 日「同性愛に反対する説教を処罰する法 ダメ!!…教会 非常対策委員会、国会で係争中の差別禁止法案反対記者会見」

<http://news.kmib.co.kr/article/view.asp?arcid=0006979562&code=23111111> 2015 年 8 月 21 日閲覧

⁴⁹ ハンギョレ 2019 年 6 月 14 日「国家人権委員会、国連に意見書「韓国政府、差別禁止法履行の努力が見られない」 <http://japan.hani.co.kr/arti/politics/33670.html> 2019 年 9 月 21 日閲覧

⁵⁰ synodos、2012 年 10 月 11 日「韓国・性的マイノリティ番組の放送中止騒動について—韓東賢」 <https://blogos.com/article/48162/?p=1> 2019 年 7 月 16 日閲覧

るよう努力したいと語った。もう一人、司会を務めるホン・ソクチョンは同じセクシュアル・マイノリティの立場からトランスジェンダーのリアルなトークを引き出すことを抱負として述べ、期待を集めていた。この2人は以前から友人であり、シン・ドンヨブはホン・ソクチョンの苦勞を知る仲でもある。こうした出演陣の意気込みの一方で、保守的な保護者団体、教育者団体、宗教団体が放送中止を強く要求し、局の視聴者掲示板にも反発の声が集まっていたのも事実だった。番組内容についての芸能メディアの反応はおおむね好評だったが、抗議の声は放送後もやまなかった (synodos, 2012. 10. 11)。

「真の教育母親全国集会」「国を愛する学校父母会」「正しい教育教授連合」「ESTHER 祈禱運動」などの237の保守的な教育者・市民・宗教団体は「トランスジェンダー・性転換者を喧伝するKBS 反対国民連合」を結成し、「同性愛者のホン・ソクチョン氏を司会に据えトランスジェンダーを大挙出演させ男女の心理を扱うのは、青少年の性的アイデンティティに混乱を与える」「トランスジェンダーと同性愛がメディアを通じて青少年に拡散されたら社会問題を引き起こす」として繰り返し放送中止を要求してきた。初回の放送後、より波紋は広がって視聴者らの抗議を受けたあげく2回目の放送はできず、番組は中止されることになった。「XY 彼女」のプロデューサー (イム・ヨンヒョン) によると、今までのセクシュアル・マイノリティを取り上げる番組はその特異性と笑いという要素に注目していたが、今回の「XY 彼女」はセクシュアル・マイノリティを一般の人と同じ人であると位置づけたことによってより大きな反感と抗議を受けることになったと分析している (synodos, 2012. 10. 11)。

このような社会の雰囲気の中で、韓国で初めて同性愛者の結婚式を挙げたカップルがいる。その主人公は映画監督であるキムジョ・グァンスとレインボーファクトリー常任理事のキム・スンファンである。結婚式は2013年9月7日ソウル清溪川広通橋で行われた。しかし、このカップルも、キリスト教団体と親団体の反発を避けることはできなかった。結婚式のための舞台を設置していたところ、2人の結婚に反対するキリスト教団体会員たちが会場を占拠するという事件となった。広通橋にキリスト教信者たちが訪れ、賛美歌を歌うなど、会場を占拠して舞台や音響機器の設置を妨害した⁵¹。舞台に登って汚物を投げる人もいた。キムジョ・グァンスとそのパートナーはソウル特別市の西大門区役所に婚姻届を提出したが、民法上同性結婚は婚姻として認められないという理由で、婚姻届の受理が拒否された。そのため、キムジョ・グァンスカップルは民法のどこにも同性間の婚姻禁止条項がないと主張して、2014年5月西部地裁に不服申請を申し立てを行った⁵²。キムジョの弁護団にはク

⁵¹ Starnews 2013年9月7日「キリスト教団体 キムジョ・グァンス 結婚式場 乱入 一段落 …正常進行中」 <http://star.mt.co.kr/view/stview.php?no=2013090714492518826&type=1&utlink=1> 2015年8月22日閲覧

⁵² メディアペン 2015年7月12日「キムジョ・グァンスカップル初の同性結婚裁判を控えて 賛成・反対嘆願書続く」 <http://www.mediapen.com/news/articleView.html?idxno=83370> 2015年8月28日閲覧

シア文化フェスティバル組織委員会、訴訟代理人だったジャン・ソヨン弁護士などが参加した。ジャン弁護士は、パク・ウォンスン（朴元淳）ソウル特別市市長が2003年「同性愛者など少数者の人権に対する公益訴訟を展開する」という目的で設立した「公益人権法財団共感」に所属しており、現在ソウル特別市人権委員として活動している。この訴訟に対して、「公教育建て直しの保護者連合」、「真の教育広場の母の会」、「全国の父兄団体連合」、「正しい教師連合」などの16市民団体が2015年7月21日、ソウル西部地裁前で同性婚に反対するデモを行った。その他にも「韓国教会同性愛対策委員会」と「キリスト教大韓監理会」などのいくつかの団体が同性婚に反対する嘆願書を提出した⁵³。

これら保守的キリスト教団体と親団体による反対運動は激しくなっていた。ソウル特別市城北区では「2013年青少年セクシュアル・マイノリティのための支援センターの設立」が住民参加型事業の一つに選定され、5,900万ウォンの予算を確保した。その事業では鬱、自殺企図、同性愛嫌悪と暴力に苦しんでいる青少年セクシュアル・マイノリティの相談や教師、親、相談員に必要な相談マニュアルを制作・配布することを計画していた。しかし、2014年9月には城北区の保守的キリスト教団体の反発によって区は「青少年セクシュアル・マイノリティの実態調査および認識改善事業」に事業を変更したが、結局それでも反発にあい事業予算が否認された⁵⁴（Ildaro, 2015. 1. 6）。

ソウル特別市は、2014年にソウル市民が参加して人権憲章を制定すると発表した。ソウル市民の人権憲章はソウル市民が差別を受けず、享受する権利について規定する宣言文である。人権憲章の制定にあたってその項目については主婦、高校3年の受験生、タクシードライバなど各領域から選ばれた市民委員の190人が参加をし、2014年8月から11月まで3か月間議論を行い決めたのである。パク市長の公約で始まったこの事業は、発表予定日であった世界人権宣言日を前にセクシュアル・マイノリティ差別禁止条項が含まれているという理由で見送られた。反対する「キリスト教連合」は「現在我が国も同性愛が早い速度で拡散して、この10年間、青少年のエイズ患者が10倍に増加しており、このうち57%が同性愛によるものである」とし、「エイズ患者の約70%は同性愛により感染されたものであり、エイズが今のように急増するなら、国民は遠からず深刻な税金爆弾を迎えることになるだ

⁵³ 国民日報（2015年7月22日）「国内初の同性結婚訴訟に対する反対デモ・嘆願続き、…キムジョ・グァンス氏の訴訟めぐり、市民団体の裁判所前のデモ」

<http://news.kmib.co.kr/article/view.asp?arcid=0923169857&code=231111111&cp=rv>

2015年8月28日閲覧

⁵⁴ Ildaro（2015年1月6日）「消えた青少年性少数者たちのための予算-城北区住民参加予算事業を容認しないことに住民らの抗議」2018年9月21日閲覧

http://www.news1.com/ar_detail/view.html?ar_id=NISX20150105_0013394817&c

ID=10201&pID=10200

ろう」と主張した⁵⁵(Newsis、2014. 11. 17)。

ソウル市民人権憲章同性愛合法化条項反対市民連合のイ・ヨンヒ（李龍熙）共同代表は「喫煙者が非喫煙者に比べて肺癌にかかる確率が20倍なら、同性愛者がエイズにかかる確率は200倍」であるとして、「同性愛者のための真の人権保護は同性愛合法化憲章を廃棄して治療と回復を支援することである」と話した⁵⁶。これに対し、セクシュアル・マイノリティ団体はソウル市庁のロビーを占拠し6日間の座り込みを行った。座り込みの目的はパク市長がセクシュアル・マイノリティたちとの面談に応じること、人権憲章制定の過程での問題について謝罪すること、そして人権憲章の宣言、制定の過程で起きた嫌悪暴力について厳しく対応することを確認することであった。その中で面談と憲章制定の過程の問題点について謝罪を受けた。嫌悪暴力と今後の対策についてはこれから具体的に模索するという約束を受けて6日ぶりに座り込みを終えた⁵⁷(Newsis、2014. 11. 17)。

この他にも保守的キリスト教団体と親団体によるセクシュアル・マイノリティに対する差別はより激しくなり、それはセクシュアル・マイノリティ運動にも影響を及ぼしていった。

第3節 姿を隠すセクシュアル・マイノリティ運動の担い手ー「あいまいな当事者性」戦略

1. 姿を隠すセクシュアル・マイノリティ運動の担い手

1990年代のセクシュアル・マイノリティ運動は、セクシュアル・マイノリティの存在すら知られていなかった時代であったため、その存在を知らせるカミングアウト活動やセクシュアル・マイノリティについて知ってもらうための啓蒙活動などに力を入れていた。しかし、2000年代に入り、存在の可視化とともに本格化した差別を経験したセクシュアル・マイノリティは、今の韓国の社会は当事者であることをオープンにして活動できる環境ではないと判断した。そして、セクシュアル・マイノリティが取った戦略が、当事者ではなく支援者として運動に関わることであった。セクシュアル・マイノリティ当事者運動を担う当事者運動団体は活動を継続するが、意図的に当事者団体であることや活動する人が当事者であることを世間に分からないようにしていた。後述する数回にわたる韓国調査を通じて、当事者個人やセクシュアル・マイノリティ団体は当事者であることを意図的に顕示せず

⁵⁵ Newsis 2014年11月17日「キリスト教団体 ソウル市の同性愛憲章の合法化に反対」
http://www.newsis.com/ar_detail/view.html/?ar_id=NISX20141117_0013300640&cID=10201&
2015年8月28日閲覧

⁵⁶ Newsis 2014年11月17日「キリスト教団体 ソウル市の同性愛憲章の合法化に反対」
http://www.newsis.com/ar_detail/view.html/?ar_id=NISX20141117_0013300640&cID=10201&
2015年8月28日閲覧

⁵⁷ YTN Radio 2014年12月12日「ソウル市民の人権憲章宣布不発-ソン・チョンユン虹行動執行委員」http://radio.ytn.co.kr/program/?f=2&id=33265&s_mcd=0201&s_hcd=09 2015年8月28日閲覧

に活動をしている状況が確認された。

つまり、韓国のセクシュアル・マイノリティ当事者は社会からの批判や攻撃を恐れていた。運動を担っている活動家は当事者であるにも関わらず、ストレートに当事者とは言えない環境に置かれているため、当事者性を持ちながらも意図的（または戦略的）に自分たちの当事者性をあいまいにしながら活動していた。本研究では、当事者性をあいまいにしたこの戦略としての活動家のあり方を「あいまいな当事者性」戦略としてとらえる。ここでの当事者性とは中西正司・上野千鶴子が『当事者主権』において示したものである。韓国のセクシュアル・マイノリティ運動では、当事者は個人としてのニーズを持ち、当事者としての自覚を持っているが、活動において個人の顔が見えないようにし、他方で団体としての活動を通して当事者としての自覚を持ちながら、自分たちの置かれている現状を変えようとしてきた。そのための戦略として「活動家」と名乗ることで当事者性をあいまいにしている。「あいまいな当事者性」とは、当事者として自己ニーズは自覚しているけれども、個人としての当事者性を戦略的にあいまいにして運動の担い手となるための手段をいう。

この節では、2014年から2018年までの数回にわたって行った韓国調査を通じて見えてきたセクシュアル・マイノリティ運動における「あいまいな当事者性」戦略について論じていきたい。そして、セクシュアル・マイノリティ運動の基盤となった当事者コミュニティの存在と「あいまいな当事者性」戦略の関係について見ていく。

「あいまいな当事者性」戦略は、セクシュアル・マイノリティ運動団体のホームページからも確認することができた。団体のホームページに入って、活動に主に関わっているメンバーの紹介欄をみると、当事者よりは弁護士や行政・政策に関わっている専門職、医師などの職業を強調している団体が多かった。そして、活動している活動家たちが当事者である場合は、本名ではない活動家名を使っている場合が多かった。弁護士や医師、研究者として活動に関わる場合はそのまま自分の名前で活動をしていた。実際、調査で団体に訪問してみると、活動している活動家のほとんどが当事者であり、活動家名を使っていた。本名ではない活動家名を使う理由について聞くと、「家族や職場にまだカミングアウトしていないから自分のことが外に知られたら困る」、セクシュアル・マイノリティに対する差別・嫌悪が深刻であるため何をされるか分からないので怖いから」などの理由が多かった。つまり、社会から受けるかもしれない差別を恐れ、当事者性をあいまいにしていたのである。

このような「あいまいな当事者性」戦略は、活動家の名前のみではなく、団体の事務所の看板においても見られた。韓国のセクシュアル・マイノリティ団体の大半が会費や寄付金により運営されているため、常に財政的な問題を抱えている。そのため、事務所といっても古いアパートを借りて事務所として使用している場合が多く、看板もない所や看板があったとしても団体名そのままではなく記号や略語表現となっており、外からみるとセクシュアル・マイノリティ団体であることが分かりづらいところが多かった。例えば、「韓国レズビアン相談所」は、当事者が気軽に相談できるように韓国レズビアン相談所と名付けていたが、地域住民などからの偏見によるトラブルを恐れて事務所の前に看板さえ出せずに活動して

いた。また抱えている問題の可視化においても、他のマイノリティの場合、当事者が表に出て訴えるのが一般的であるが、調査で伺った話によると、「韓国レズビアン相談所」では相談を通して偏見や差別の実態をデータとして蓄積してセクシュアル・マイノリティ問題の可視化を図るという方法をとっていた。

2014年には、大学セクシュアル・マイノリティ団体の連合会である「QUV」(큐브: Queer University)が発足した。「QUV」には66大学74団体(2019年2月基準)が加入をしており、団体の形態や目的は非公開親睦会、公開親睦会、人権団体など多様である。主に、学内のセクシュアル・マイノリティへの嫌悪活動や社会全般のセクシュアル・マイノリティの人権向上を目的として活動している。「あいまいな当事者性」戦略は、数回に渡るインタビュー調査とアンケート調査⁵⁸を通じても確認することができた。「QUV」に所属している団体のメンバーはほとんどがセクシュアル・マイノリティ当事者であるが、セクシュアル・マイノリティ運動において個人や1つの学内団体としてではなく、「QUV」という連合会として活動しているため、特定の人または団体が攻撃を受けるリスクが低くなっている。アンケート調査結果によると、大学でメンバーが抱えている困難として、講義内容による差別と、教・職員による差別、他の学生による差別などをあげていた。また、学内での差別においても個人としてではなく団体として対応をしていた。「あいまいな当事者性」戦略は、このようなセクシュアル・マイノリティ運動においても機能しているといえる。

今まで見てきたように、韓国のセクシュアル・マイノリティは、自分たちのニーズを自覚し、現状を変えようと努力をしてきているが、一方で当事者性を強調するよりはセクシュアル・マイノリティに対し批判的な韓国社会に運動の焦点をあわせ、他方で自分たちの当事者性は戦略的にあいまいにし、活動家としてセクシュアル・マイノリティ問題へ取り組んでいた。そして、その背景には当事者コミュニティがあった。当事者コミュニティはセクシュアル・マイノリティ運動と相互に影響しあいながら、当事者がセクシュアル・マイノリティ運動に参加する契機を提供するなど当事者運動の今日的状況を形成してきた基盤である。

2. 当事者コミュニティの存在と「あいまいな当事者性」戦略の関係

第2章から第4章まで、セクシュアル・マイノリティ運動の展開の基盤となった当事者コミュニティの形成過程とその過程の中で、「あいまいな当事者性」戦略がどのように機能していたのかについて見てきた。そして、当事者コミュニティが果たしてきた役割について3点で整理することが出来た。

まず、1点目は、当事者コミュニティが果たしてきた役割はセクシュアル・マイノリティの居場所としての機能だけではなく、新たなコミュニティの創出という機能である。当初の当事者コミュニティは人の目に付かない劇場で形成され、それ以降、ゲイ・バーやレズビア

⁵⁸ 2015年12月、セクシュアル・マイノリティ大学連合会(QUV)に所属している30の大学団体(悉皆調査)を対象に実施。回収率は30%(9団体)である。

ン・バー、喫茶店、サウナの睡眠室、公共トイレを中心に形成されてきた。これらの場所の特徴は暗くて人の目に付かないところにあったことだが、それはセクシュアル・マイノリティの存在が可視化されていなかった1990年以前は、セクシュアル・マイノリティ本人も自身に負のアイデンティティを抱き、いわばやましさのような感情を持っていたため、暗くて人がいない場所を求めていたと考えられる。例えば、レズビアン・コミュニティは、自分のアイデンティティの確認と自己肯定が必要なレズビアンにとって、自分のアイデンティティに自信をもつことができる場、社会的連帯と希望を与えてくれる場所である(ハン、2011: 114)。1990年以前の当事者コミュニティは正式な組織として形成されたものではないが、「ヨウンヘ」の定期会の一度の行事に何千人も集まるということから考えてみると、誰にも自分のことを明かさずに隠して生活してきたセクシュアル・マイノリティにとって居場所の役割を果たしていたことに違いない。

また、在韓外国人レズビアンとバイセクシュアルコミュニティの「Sappho」がセクシュアル・マイノリティ団体としての「チョドンヘ」の結成に繋がったこと、ゲイ・バーが多い鍾路に「チングサイ」が位置していることなどは、当事者コミュニティがただの居場所としての機能を超えて、匿名性の下での出会いから組織的な活動へと展開され、そのことが新たなコミュニティの創出にも繋がっている。

次に、2点目は、同じセクシュアル・マイノリティであっても運動においてゲイとレズビアンの違いが存在したことである。韓国最大の学術データベースである DBpia(2) (DataBase Periodical Information Academic)への結果からみると、韓国のセクシュアル・マイノリティに関する研究は、同性愛に関する研究が多く、その中でも特にゲイに関する研究が多かった。レズビアンに関する研究の約40倍であった。韓国においてレズビアンに関する研究が少ない理由について、ユン(2013)は、男性的な思考を基礎とする家父長的な韓国の社会で、男性が除外された関係に対する興味が少なかったため、レズビアンに関する研究は研究としての価値を持つことが難しかったと述べている。また、カン(2015)は、ゲイとレズビアンは同性愛者という共通点を持つが、同性愛者である前にそれぞれ男性と女性として、韓国社会の中で占める位置が異なったため、社会から受ける待遇などに差があったと述べている。

このように韓国のセクシュアル・マイノリティの中で、レズビアンの立場はゲイに比べてより低い立場に置かれていたし、それは「チョドンヘ」の中でもそれほど変わらなかった。第3章でも述べたように、「チョドンヘ」は設立されて2か月後に解散したが、その理由は、ゲイとレズビアンが目指したゴールの違いと「チョドンヘ」の中にも存在していたゲイの家父長的な態度である(キリキリ、2004: 44)。

また、ゲイの場合は、運動が始まった初期から、カミングアウトの重要性を認識し、会員のカミングアウトを支持する活動をしてきているが、レズビアンの場合、運動初期にはカミングアウトは困難な時代状況であったことから、雑誌出版や相談などの活動を中心に行ってきた。実際、社会的認知度の高い有名人のゲイによるカミングアウトはセクシュア

ル・マイノリティ運動が始まった初期頃から持続的にみられているが、レズビアンの場合は、つい最近になってから有名人によるカミングアウトが見られるようになったが、その数は指を数えるぐらいである。このことから韓国社会において男女間のジェンダーの権力関係がセクシュアル・マイノリティ間にも反映されていることを指摘できる。

3点目は、セクシュアル・マイノリティ運動において、「あいまいな当事者性」が、セクシュアル・マイノリティに対しての社会的認識が厳しい韓国社会の中で戦略として機能していたことである。この「あいまいな当事者性」戦略が、戦略として本格的に活用されたのはセクシュアル・マイノリティに対する差別が激しくなる2000年代に入ってからであるが、実はその以前からも「あいまいな当事者性」戦略は存在していた。例えば、人の目に付かない所を探して、劇場や夜間の都心公園、バー、トイレ、サウナの睡眠室などで出会いを求めていたことや、「ヨウンへ」がレズビアン・コミュニティであるにも関わらず、外から攻撃を受けないように名前を女子運動士会を意味するヨウンへにしたことなどがある。また、匿名性が保障できるオンラインコミュニティの発達はカミングアウトしない当事者でも気軽に参加できる場として機能していた。

2007年の差別禁止法の制定の試みを起点として、セクシュアル・マイノリティ運動において個人の活動家であっても団体の活動家として活動することが多く見られた。韓国のセクシュアル・マイノリティは何か社会に訴える案件がある時には、さまざまな団体が連帯をし対応している。一つの団体だと力が弱く、攻撃を受けやすいが、連帯をすることによって、活動家や団体が特定されず、社会から受けるリスクが低くなるため、積極的に活動することができる。このような活動の展開は当事者コミュニティの拡大につながっており、2017年に行われた第18回目のクィア・パレードには史上最高の8万5,000人が参加したように参加者の増加などに表れている。パレードでは報道などにおいて顔を出している参加者も多く見られるようになったが、名前は仮名などをいまだに用いており、ここでも「あいまいな当事者性」戦略をみることができる。社会に声明を出す際にも、個人としてではなく、団体の活動家とすることで当事者性はあいまいになり当事者性は問われることがなくなり、差別の可能性に対して抗することができるし、運動を維持することができる。

保守的キリスト教団体によるセクシュアル・マイノリティへの抑圧がみられる中で、キリスト教界の動向について、セクシュアル・マイノリティを受け入れている数少ないキリスト教会である「ソムドルハンリン教会」、またセクシュアル・マイノリティがその運営を行っている「ロデム木陰教会」などの活動についても触れてみたい。

韓国のプロテスタント教派のひとつである「韓国基督教長老会（PROK）」に所属する「ソムドルハンリン教会」は2013年に「ハンリン教会」から分立された教会で、外国人労働者、農民、解雇労働者、分断民族の統一などとともにセクシュアル・マイノリティなどの問題に関心を持って支援活動を行っている。特に、同教会のイム・ボラ牧師はメディアなどのインタビューなどを積極的に利用して、セクシュアル・マイノリティの人権のための活動を行っている。イム牧師の活動が知られ、他の教会からセクシュアル・マイノリティという

理由で排除された人々が同教会を訪れている。礼拝にはセクシュアル・マイノリティではない者も参加しているため礼拝に参加することでセクシュアル・マイノリティであることが知らされる心配などはなく、セクシュアル・マイノリティが気軽に参加している。

「ロデム木陰教会」は、第2章でも述べたが、1996年11月、キリスト教信者でありながら同性愛者であることで悩んでいた者と、キリスト教のミッションと同性愛の理解に関心があった者の出会いによって設立された⁵⁹。この教会の礼拝には男性同性愛者が多く、他の団体からセクシュアル・マイノリティという理由で排除された人やキリスト教信者でありながら同性愛者であることで悩みを持っている人が参加している⁶⁰が、いまだ独自の事務所がなく、「チングサイ」の事務所を借りて活動している⁶¹。

以上のように、両教会は、セクシュアル・マイノリティが自分の当事者性をカミングアウトしなくても参加できる場であり、また自分のアイデンティティを肯定しながらキリスト教信者として生きて行くことができるコミュニティとしての機能を果たしていた。

すなわち、「当事者コミュニティ」はセクシュアル・マイノリティにとって自分を晒け出すという大きなリスクを負うことなく集まる場所として機能していたし、同じ立場の人に出会うことができるという可能性をもった空間的な意味を越えて、自分のアイデンティティを肯定できる場としての意義を持っていた。また、「あいまいな当事者性」戦略は、セクシュアル・マイノリティが大きなリスクを受けることなく安全に運動ができるように機能していた。

3. 「あいまいな当事者性」戦略の限界

今まで、セクシュアル・マイノリティ運動の中で、2000年以降に見られる「あいまいな当事者性」戦略について論じてきた。この時期に、芸能人のカミングアウトなどから韓国社会はセクシュアル・マイノリティに関心を抱くようになり、人びとはセクシュアル・マイノリティの存在を認識するようになった。その結果、一方では、セクシュアル・マイノリティへの理解を深めるための議論が広がることや、今まで隠れて生活していた当事者たちが自信をもつ契機となったが、他方では、セクシュアル・マイノリティへの批判や差別などが顕著になるという状況が生じ、当事者活動における「あいまいな当事者性」戦略につながった。

この「あいまいな当事者性」戦略に基づいたセクシュアル・マイノリティの運動によって、当事者は持続的に運動を展開し、自分たちの権利意識およびコミュニティを強化したことが、政策的な人権の向上にもつながっている。しかし、一般市民はメディアを通してセクシ

⁵⁹ ロデム木陰教会ホームページ、2017年11月26日閲覧

⁶⁰ 2015年の調査より。

調査は、2015年10月30日～11月4日に、「ソムドルハンリン教会」、「ロデム木陰教会」などの団体を対象に、半構造化面接によるインタビューを実施した。

⁶¹ ロデム木陰教会ホームページにより、2017年11月26日閲覧

ュアル・マイノリティの存在を知るだけで、日常生活の中で身近な存在であることや身近な出来事としてセクシュアル・マイノリティの問題を意識化することはほとんどない。したがって、セクシュアル・マイノリティに対する政策的レベルの人権と一般市民の人権意識にはズレが生じる結果となった。

セクシュアル・マイノリティたちが、運動の場面と日常生活の場面において自分たちの当事者性を切り分けて、当事者が誰なのかわからないようにするという、いわば、日常生活における当事者性の潜在化は、学校や職場などの日常生活の基盤となるコミュニティの構成員がセクシュアル・マイノリティの存在を意識することができなくなり、それは自然にセクシュアル・マイノリティをコミュニティから排除する働きとなる。例えば、ゲイやレズビアンに対する差別的発言や、性別が男か女の選択肢しか用意されていない状況など、生活におけるセクシュアル・マイノリティの排除は数えきれないほど多いが、当事者たちは自分たちの当事者性をあいまいにしてきたがゆえに、そのような状況において何も問題提起することができない。10代のセクシュアル・マイノリティ当事者の自殺が増え続けていることもこの問題と無関係ではないと考える。差別およびいじめを経験したセクシュアル・マイノリティ青少年の58.1%がうつ病になり、自殺を試みた青少年も19.4%に至っている（国家人権委員会、2014：36）。また2017年5月には、軍刑法92条に基づき、同性と性行為をしたという理由で陸軍大尉が逮捕される事件があるようにいまだ韓国社会では同性愛が犯罪扱いされている。近年、台湾やアメリカの全州で同性婚が認められるようになったが、そのことから考えても、今の韓国の現状はセクシュアル・マイノリティにとって厳しい状況にあるといえる。

第4節「あいまいな当事者性」戦略の転換

「あいまいな当事者性」戦略に最近変化が見られる。「あいまいな当事者性」戦略とその特徴の変化は2017年8月に行ったインタビュー調査⁶²において見いだすことができた。前述した「韓国レズビアン相談所」の訪問時の経験と同様に、「チングサイ」の事務所の訪問時にも、セクシュアル・マイノリティの有力団体であるにもかかわらずその事務所の看板が建物の外にはなく、事務所を探すことに苦勞をした。これらは社会からの批判や攻撃を恐れて、戦略的に分りにくいようにしていると考えられる。「チングサイ」は、活動目的に賛成し加入した会員で構成されている会員組織であり、運営委員会はほとんど当事者で構成

⁶² 筆者は2017年8月21日～2017年8月22日に、「ゲイ人権運動団体チングサイ」、「社団法人シンナヌンセンター」、「公益人権弁護士会希望法」、「公益人権法財団共感」、「セクシュアル・マイノリティの親の会」の5つの団体を対象に、半構造化面接によるインタビューを実施した。調査項目は、設立背景及び基本属性、セクシュアル・マイノリティ運動団体の連帯、運動の具体的活動内容、セクシュアル・マイノリティ運動団体における当事者性が持つ意味、セクシュアル・マイノリティが抱える問題を可視化するための方法などである。

されている。2017年、第19代の大統領の選挙の時には、セクシュアル・マイノリティの声を代弁しようということで、ゲイ・コミュニティ会員300人の要求案を作成し、それを主要候補に渡すプロジェクトなどを行った。また、会員が自分自身のアイデンティティを自覚し、肯定しながら活動ができるような機会を設けている。例えば、クィア文化祭を共に企画し、その運営に会員が関わるようにして、必ずしも活動家ではなくても、自分のアイデンティティを自覚しながら活動できるような企画をしている。

2017年8月、「セクシュアル・マイノリティの親の会」⁶³に調査の依頼をする際には、親の会であるため、インタビューには親の活動家が応じるものと思っていた。しかし、実際には若い当事者の活動家がインタビューに応じた。「セクシュアル・マイノリティの親の会」に参加している者の割合をみると、セクシュアル・マイノリティ当事者が6割で、親の割合が4割と親の参加率が少なくなかった。第3章でも述べたように、キリキリの会員たちは、カミングアウトを理由に職場を失ったり、親から絶縁されるなど、1990年代のセクシュアル・マイノリティは親からも受け入れてもらえない存在であった。しかし、今は親の会ができ、親と当事者が会の中で、一緒に活動でき、また会の活動が親同士のコミュニティとしての役割を果たしつつ、外部に対しての親の匿名性は保たれている。

韓国のセクシュアル・マイノリティは、自分たちのニーズを自覚し、自分たちの置かれている現状を変えようと努力してきているが、自分たちのニーズを社会に発信する際には、個人としてのニーズを顕在化するのではなく、集団のニーズとして顕在化させてきている。だが、最近、このような「あいまいな当事者性」の戦略に変化がみられる。

すでに述べたように、2014年に訪問した団体のほとんどが当事者を中心として構成された団体であったが、活動していた当事者たちは、皆、本名ではなく活動家名を使用していた。インタビューの際にも、当事者としてではなく活動家としての立場から話をした。しかし、2017年に訪問した団体の活動家たちは、自分のことを活動家として紹介しながらも、自分が当事者であることも伝えた。特に、2017年8月に訪問した「公益人権弁護士会希望法」と「公益人権法財団共感」で活動していた弁護士たちは、社会的にもカミングアウトし、当事者性を持つ活動家として活動をしている。韓国最初のトランスジェンダーの弁護士は、大学時代、自分の性自認に混乱が生じ学業を中断したという。その後、彼女は自分の性自認を隠す必要がなく、会社で解雇になる危険がない専門職になろうと思い、法学専門大学院へ入学し、カミングアウトした。弁護士になってからは一般の法律事務所ではなく、弁護士活動と人権運動ができる希望法を選択した⁶⁴。

⁶³ 2013年に行動するセクシュアル・マイノリティ人権連帯の小さな集いとして設立された。親の会は子どもの性のアイデンティティを知るようになって悩んでいる親のための団体である。

⁶⁴ kyunghyang 新聞 2017年4月25日「国内初のトランスジェンダーの弁護士`手術しなくても性別変更許可できるように`」

http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=201704241652001&code=940100

既存の韓国のセクシュアル・マイノリティたちが所属団体において当事者性を持ちながらも意図的(または戦略的)に自分たちの当事者性をあいまいにさせながら活動していたことからすれば大きな変化といえる。

これまで2000年以降の韓国のセクシュアル・マイノリティをめぐる社会状況とそれに対抗するセクシュアル・マイノリティの「あいまいな当事者性」戦略について述べてきた。この内容を序章で示したニーズ論に基づいて考察すると、2000年以降においては、「承認ニーズ」と「庇護ニーズ」が見られる。既述のように、「承認ニーズ」は当事者の「要求ニーズ」が社会に認められて展開されるものであり、「庇護ニーズ」は、当事者のニーズを当事者ではなく、社会が規定して展開するものである。したがって、1990年代に見られる当事者の「要求ニーズ」を踏まえて2000年代に制度及び政策化されたものは「承認ニーズ」と捉えることができ、それらの「要求ニーズ」の発生を踏まえずに展開されるものは「庇護ニーズ」と捉えることができる。

「承認ニーズ」の発生と充足は、当事者運動のみで成し遂げられるものではなく、当事者の要求を理解し、受け入れる社会の存在が前提になる。また、そのような社会になるために当事者運動が欠かせない。というのは、当事者運動と社会の相互作用の中で「承認ニーズ」は発生することになるからである。1990年代の韓国の市民運動は民主主義運動とともに人権意識が高まっており、その結果として2001年に国家人権委員会が発足した。そして、国家人権委員会を中心にセクシュアル・マイノリティを含めた社会的マイノリティに対する反差別や人権保障を掲げ、またセクシュアル・マイノリティ団体も「あいまいな当事者性」戦略の下に、人権を主張しつつ運動を展開してきた。このように当事者運動と社会変革が車の両輪のように、相互に力を与えつつ前に進んでいくことによって「承認ニーズ」は生まれる。2000年代の「承認ニーズ」の充足の具体的例としては、性的指向を理由とする差別を禁止する「国家人権委員会法」が制定され、各自治体で「人権条例」などが制定されるようになった。このことはそれまでセクシュアル・マイノリティを保護する制度的装置がなかった韓国の社会にあってセクシュアル・マイノリティ運動の成果として評価できる。

2000年代のセクシュアル・マイノリティの人権保障に反対する保守的キリスト教団体や親団体の主張にみる、セクシュアル・マイノリティを間違った教育や環境の中で発生する病気などと位置付け、改善しようとする動きは「庇護ニーズ」として位置付けられる。「庇護ニーズ」は、当事者の意思やニーズと相反する制度や政策となる場合もあり、パターンナリズムとなることもあるため、必ずしも当事者の利益にはつながらないものである⁶⁵。

⁶⁵ 当事者の声や当事者運動の要求に基づいていない制度や政策であっても、当事者の利益につながる場合は「庇護ニーズ」ではないことになる。しかし、実際、そのようなものは極まれであろう。

第5節 セクシュアル・マイノリティ運動にみるニーズの変遷過程—ニーズの発生と充足

第2章から第4章までを分析枠組みに基づき整理すると以下の図4-1のようになる。

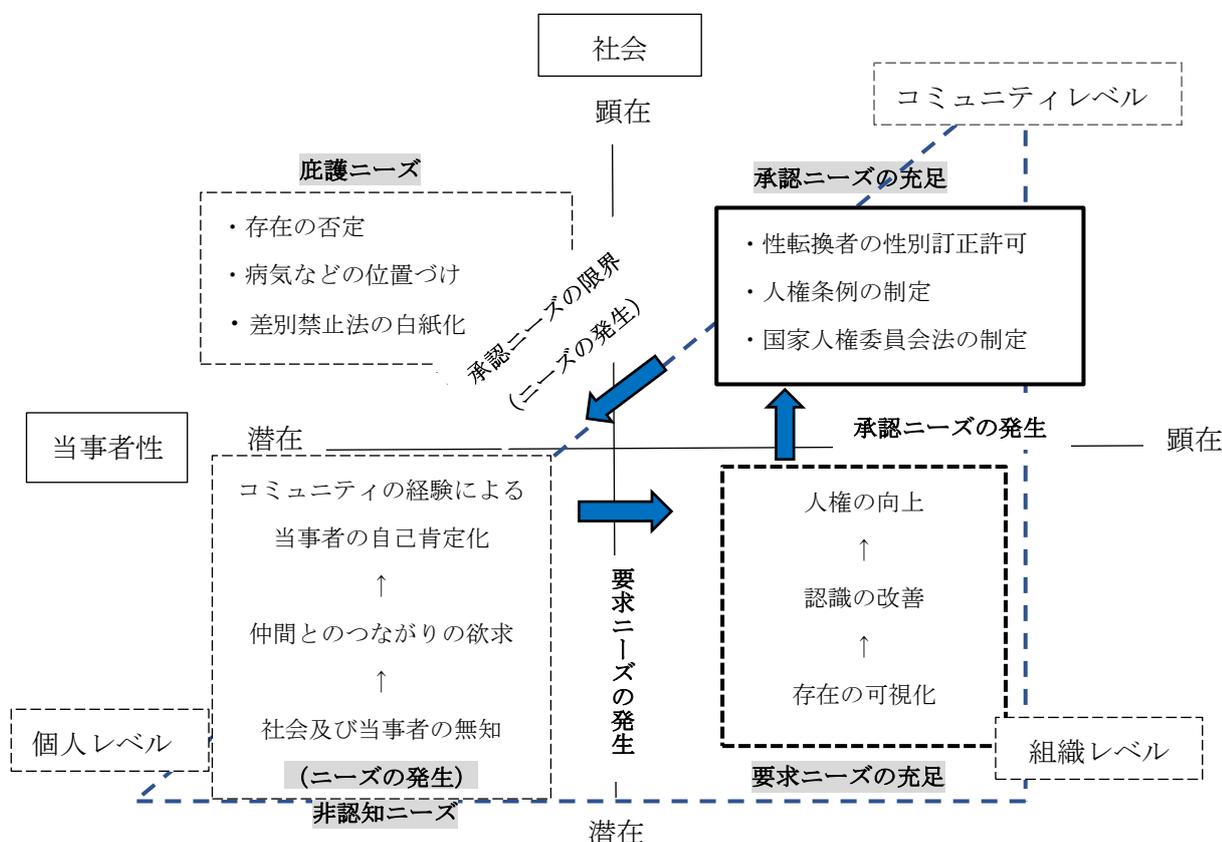


図4-1：韓国社会状況とセクシュアル・マイノリティ運動のニーズの変化
(上野(2011)のニーズ論を参考に筆者作成)

「非認知ニーズ」は、社会及び当事者の無知の時代から、セクシュアル・マイノリティたちが仲間とのつながりを求めるなかでみられ、自然にコミュニティが形成され、そのコミュニティの経験を通して当事者たちが自己肯定化していく。当事者性を獲得する中で「要求ニーズ」が生まれる。

「要求ニーズ」は、1990年代に自分たちの存在を社会に知らせるとともに、セクシュアル・マイノリティは病気でも異常でもないとし、多様性の中で捉えることを求めており、2000年代に入ると、「あいまいな当事者性」戦略のもと自分たちの姿を隠す中で人権の向上を謳うようになった。その主張は社会変革につながり、「要求ニーズ」を充足していく。

「承認ニーズ」は、上記したように、当事者運動と社会の相互作用の中で生まれる。「承認ニーズ」の充足は、社会変革のもとに行われる国家人権委員会法の制定や人権条例の制定、性転換者の性別訂正許可などがあげられる。

「庇護ニーズ」は、差別禁止法の白紙化、セクシュアル・マイノリティの直すべき病気と

しての位置づけ、存在の否定、保守的キリスト教団体や親団体による政治的・社会的働きかけなどが該当する。

「承認ニーズ」の充足である国家人権委員会法の中身を見ると、法律的な強制力がないため、実際に差別が起きても勧告で終わってしまい、処罰することはできない。このように、日常生活の中で起きている差別に対して対応することが難しいといった「承認ニーズ」充足の限界は同時に、新たな「非認知ニーズ」を孕んでいると言える。今後セクシュアル・マイノリティ運動は現在の自分たちをめぐる潜在化したニーズを「要求ニーズ」に変えていくことが求められる。次の第5章では、カミングアウトした著名人の活動など、新たな「要求ニーズ」を形成していく過程について触れたい。

第5章 セクシュアル・マイノリティ運動の新たな動きー「あいまいな当事者性」戦略の現状

第1節 セクシュアル・マイノリティをめぐる社会の新たな動き

1. セクシュアル・マイノリティをめぐる社会の新たな動き

前の章でも述べてきたように、韓国はセクシュアル・マイノリティにとってとてもカミングアウトしづらい環境にあり、それはセクシュアル・マイノリティ運動にも影響を与えていた。その影響により、セクシュアル・マイノリティ活動家の中でもカミングアウトする人は数えるほどであり、団体としての活動が多く見られていた。しかし、このようなセクシュアル・マイノリティをめぐる、最近韓国では新たな動きが見られている。その具体的な動きとして、カミングアウトするセクシュアル・マイノリティの増加や親による活動、セクシュアル・マイノリティを積極的に支持する政治政党の登場、クィア文化祭の地域的な広がり、クィアフェミニスト書店の登場などがある。

2015年11月に国内大学初のカミングアウトしたセクシュアル・マイノリティが学生会長となるできことがあった。その主人公は、ソウル大学の第58代総学生会長になった消費者児童学部のキム・ボミ氏である（ソウル新聞、2015. 11. 20）。彼女は校内で開かれた共同政策懇談会で同性愛者であることをカミングアウトした。当時カミングアウトについて、「カミングアウト後、自分に浴びせられる冷たい視線に対する心配が全くなかったわけではない。私のカミングアウトが自分自身を表すことができない人々に大きな応援と支持になると思い、勇気を出した」と語っている。キム・ボミ氏はカミングアウト後、選挙に出馬し、投票者8,837人(全体学生の53.4%)のうち7,674人(86.8%)の票を獲得し、学生会長に当選した。今までソウル大学の総学生会選挙は、開票要件である投票率50%を越えることができず、白紙化されたり、再投票をする場合が多かった。しかし、このソウル大学総学生会選挙では、5年ぶりに高い投票率で投票の締め切りを延長することなく当選者が確定した。つまり、以前に比べてセクシュアル・マイノリティに対する認識が大きく改善されたことを表しているといえる。

また、韓国の教育放送局であるEBSでは、2017年12月25日と、2018年1月1日の2回に渡りLGBTについて特集を行った。このセクシュアル・マイノリティの特集では、4人のLGBT当事者が出演し、「セクシュアル・マイノリティは性的に乱れている」、「レズビアンは強いだろう」、「ゲイは行動や話し方が女らしいだろう」というよく提起される誤解と、LGBTに関する様々な質問に対し、それぞれの当事者が答えるやり方で進められた。LGBTに関する質問には、性別アイデンティティと性的指向の違いや、どうやって同性が好きになれるのかなどが挙げられた。放送後、保守的キリスト教団体と全国父母会教育市民団体連合が激しく反発し、2回で番組が打ち切られたが、レギュラー番組にLGBT当事者が出演し、自分たちの声で自分たちの話を語るということは今まで見たことのない新たな変化である。

セクシュアル・マイノリティ当事者のカミングアウトの他にも、セクシュアル・マイノリ

ティの子どもを持つ親のカミングアウトが見られる。2018 年度には、セクシュアル・マイノリティとその親の語りが本として出版された。『カミングアウト・ストーリー』（セクシュアル・マイノリティ親団体、2018）というタイトルの本である。この本の構成は2章構成となっており、第1章には子どもからカミングアウトを受けた親の語りが、第2章にはセクシュアル・マイノリティの語りが載っている。セクシュアル・マイノリティの親の語りから、セクシュアル・マイノリティの子どもを持つ親が子どもからカミングアウトを受け、それを受け入れるまでどれほど大変であったかを知ることができる。そして、セクシュアル・マイノリティに対する正しい知識と情報を習得することが子どもとの関係回復において重要な役割を果たすことと、子どもをありのまま愛することから得る幸せについて読み取ることができる。子どもの語りではカミングアウトの如何とは関係なく、韓国社会でセクシュアル・マイノリティとして生きていく当事者の語りが載っている。その語りの中から自分の性的指向と性自認が親にバレたら親から怪物のような烙印を押されたり、家族との関係まで断絶することを恐れていたことの跡を見ることができる。

セクシュアル・マイノリティは、外見だけでセクシュアル・マイノリティであることを判断することができない。そのため、本人がカミングアウトしない限り、その存在が周囲に知られることは中々なく、セクシュアル・マイノリティが経験する偏見や差別についても触れる機会がほとんどない。差別や偏見は、知らないことから生じる怖さから始まる場合が多い。今までセクシュアル・マイノリティの生の声を聞くことが難しかった韓国の社会で、セクシュアル・マイノリティがどのような思いをしながら生きて来たのか、なぜ、カミングアウトがセクシュアル・マイノリティにとって重要なのかについて分かる本が出版されたことは大きな変化である。

セクシュアル・マイノリティをめぐる変化はこれだけではない。今まで主にソウルでしか開催されなかったクィア文化祭が様々な地域で開かれている。2017 年には済州と釜山で開催され、2018 年には、全州、光州、清州、仁川などの各地域で開催されている。2017 年 5 月 9 日に行われた 19 代大統領選挙においてもセクシュアル・マイノリティ問題が一つの議論のテーマとして挙げられていた。議論の内容だけをみると、同性愛を賛成するかしないかのレベルに止まっているが、全国民が視聴する公開の場の中でセクシュアル・マイノリティ問題を取り上げ、議論した点は大きな変化として見ることができる。

また、韓国の政治政党の一つである正義党はセクシュアル・マイノリティ委員会を発足し、セクシュアル・マイノリティへの差別や嫌悪に対する防止活動などを行っている。現在、正義党の副代表はレズビアンとしてカミングアウトしたチョン・ヘヨン⁶⁶氏である。チョン・

⁶⁶ The Korea Times (2017. 7. 14) 「[インタビュー] 레즈비언 정혜연 정의당 부대표… “다양성 존중하는 당 만들겠다”」

The Korea Times (2017. 7. 14) 「[인터뷰] 레즈비언 チョン・ヘヨン 副代表… “多様性を尊重する党を作る”」

ヘヨン氏によると、正義党の中でも様々な対立があったという。その度に、誰かを教育しようと思わずお互いの考えとやり方を認め合おうというメッセージを伝え続け、セクシュアル・マイノリティの同性結婚の合法化に反対する党員をセクシュアル・マイノリティ委員会の会員として呼び込んだことがあったという。

このように、最近韓国ではカミングアウトし自分をオープンにするセクシュアル・マイノリティたちが増え、またセクシュアル・マイノリティ運動においてもカミングアウトする活動家を目にすることが多くなった。カミングアウトするセクシュアル・マイノリティが増えたことは、それだけセクシュアル・マイノリティがカミングアウトしやすい環境になったことでもある。

2. カミングアウトとは

「もともと『カミングアウト (coming out)』という英語はゲイやレズビアンが、仲間が集まるバーに初めて行くようになるなど、なんらかのかたちで『コミュニティ』に参加するようになることを意味する言葉だったという。しかし、いつしか、自らの性的指向を誰かに（おもに異性愛者に）伝えることを指すようになっていった」（砂川、2007：195）。つまり、「同性愛者にとって、＜カミングアウト＞とは、存在を可視化するために、自己を語る社会的行為である」（堀江、2015：119）。

HIV感染者が問題の重要性を社会にアピールし、同じHIV感染者を励まそうとして、自分も感染者であることを明かしたことがきっかけに国際的にカミングアウトという言葉が広く使われるようになった。その後、ハンセン病、HIV感染者、在日コリアン、部落出身者などが自分の立場を明かすこともカミングアウトと呼ぶようになった。

マイノリティにとって自分の立場を明かすことは大きなリスクが伴われる。社会にはマイノリティに対する差別が根強く、自分のアイデンティティを明かしたことにより自分が所属した組織や社会から排除されてきた。また、本人の許可なく行われるアウティングは、本人はもとよりその家族まで苦しませる。

2019年4月9日、タレントのロバート・ハリ氏が麻薬投薬の疑いで立件されたというニュースが報道⁶⁷された。しかし、麻薬投薬の疑いよりも強調して報道された部分が同性愛者の恋人と一緒に麻薬を投薬したという点である。ロバート・ハリ氏はアメリカ出身の帰化韓国人として、家族には妻と息子3人がいる。事件の本質である麻薬事件とは関係のないハリ氏の性的指向とプライバシーが刺激的に報道され、ロバート・ハリ本人はもとよりその家族

(http://www.koreatimes.co.kr/www/news/nation/2017/07/356_233036.html)

⁶⁷ 동아일보 (2019. 4. 9) 「‘마약 로버트할리’에 몰문교 신자들 당혹, “현재도 교인인데…”」

東亜日報 (2019. 4. 9) 「『麻薬のロバート・ハリ』にモルモン教信者当惑、『現在も教人なのに…』」

(<http://www.donga.com/news/article/all/20190410/94980251/2>)

まで注目を浴びることとなった。さらに、多くの新聞社がロバート・ハリ氏の性的指向を素材にした記事を掲載し、その記事の大半がセクシュアル・マイノリティを嫌悪する内容であった。

上記の記事からも確認できたように、セクシュアル・マイノリティにとって自分の意志に反するアウティングは自らの属するコミュニティからの差別や排除は言うまでもなく、その人の命にまで影響を与えていた。しかし、このようなリスクはアウティングのみならず、カミングアウトにおいても背負わざるを得ないことである。それにもかかわらずセクシュアル・マイノリティ領域においてカミングアウトは重要なキーワードであり、自分たちの権利を確保するためにカミングアウトを用いてきたセクシュアル・マイノリティもいる。

カミングアウトがセクシュアル・マイノリティにとって重要なキーワードとなるのは、セクシュアル・マイノリティは今まで「社会的強制により押入れの中にいるかのように追い込まれ、自分のある面を隠して」（森実、2006：49）生活をせざるを得なかったことに起因する。

当事者がカミングアウトするのをためらう原因はおもに、社会のなかでゲイ、レズビアンに関する誤解が多く、否定的なイメージが根強いことにある。そして、それは当然、カミングアウトを受けた人が戸惑ったり悩んだりする原因でもある。

桐原ら（2003：76-78）のカミングアウトに対する反応についての調査をみると、同性の友人からの恋愛感情の告白は、友人からのカミングアウトに比べ衝撃が大きく、否定的なイメージが強い。これは、あくまでもカミングアウトは他人ごとであり、そのような人たちが存在していることは認知していたが、自分に起きることだとは思っていなかったため、同性の友人からの告白に対して否定的に受け止められる傾向が強いのである。

同性愛者であることをカミングアウトすることによって受ける差別や偏見も少なくない。また、カミングアウトは同性愛者であることを告げる単なる一つの行為だけではなく、そのあとの関係の変化ややりとりまでを含んだ、一連のプロセスであるため当事者がカミングアウトするのをためらう要因にもなる。（桐原ら、2003：76-78）そして、セクシュアル・マイノリティの場合、家族に対するカミングアウトも厳しい状況であるため、家族の中でも孤立している可能性が高いのである。

社会から排除され続けてきたセクシュアル・マイノリティの存在が本格的に可視化されたのは、1969年、アメリカで起こった「ストーンウォールの反乱」以降である。この反乱は、ニューヨークのゲイ・バー「ストーンウォール・イン」への警察による踏み込み調査などの迫害に対して、同性愛者たちが初めて警官に立ち向かった抵抗運動であり、これを機にセクシュアル・マイノリティ解放運動が広がったと言われる。このような解放運動の成果により、1971年には同性愛者を差別するソドミー法が撤廃され1972年にはミシガン州アナーバー市が同性愛者の人権保護を条例化するなど、合衆国の同性愛者らの境遇は飛躍的に向上するようになった。この例からもわかるように、カミングアウトは単純にセクシュアル・マイノリティ個人が抱えている生きづらさを解決する手段だけではなく、彼ら彼女らが自

分たちの置かれている社会的抑圧の構造に対抗し、現状を変えようとする社会運動的な側面⁶⁸を持っているといえる。

すなわち、カミングアウトは単なる個人の問題ではなく、社会の「当たり前」さに疑問を投げかけるもの⁶⁹であり、マジョリティが支配する社会の抑圧構造を可視化できる概念である（ヴィンセントら、1997：122）。

第2節 セクシュアル・マイノリティ人権運動に反対する近年の動向

1. 反対する近年の動向

カミングアウトするセクシュアル・マイノリティが増えると、それとともにセクシュアル・マイノリティに反対する勢力の動きも広がる。

2014年『標準国語大辞典』の「愛」の定義⁷⁰が「ある相手の魅力にひかれて熱烈に恋しがったり、好きな心」から「男女間に恋しがったり、好きな心」に修正された。この定義は2012年、大学生5名がオンラインにおける国民参加ポータル「国民申聞鼓⁷¹」を通じて「異性愛中心的な言語が、セクシュアル・マイノリティ差別を醸成する」と、愛の定義を変えることを提案し、その年の11月に変えた内容である。しかし、保守的キリスト教の反発により、再び異性愛中心の定義に戻るようになった。

第1節で、新たな動きとしてクィア文化祭がソウル以外の地域でも開かれるようになったことについて触れたが、実は未だにもクィア文化祭をめぐる反対の声は大きい。

2019年8月31日に仁川で開催される仁川クィア文化祭に関する一般市民の意見を聞くために、世論調査専門機関であるオピニオン코리아が仁川広域市に居住している満19歳以

⁶⁸ 堀江（2015）は、カミングアウトは、「同性愛者としての負のラベルを張り付けられた疎外状態から、そのラベルを引き剥がして、単純に開放へと向かうプロセス」ではなく、「自身のあり方を語ることに、誰かによってイメージを語られるという受動的な位置から、語りの主導権を回復するという手段を通して行使される、抵抗の行為として位置づけられる」ものであると指摘している。

⁶⁹ 堀江（2015）は、カミングアウトを「異性愛が“あたり前”とされる社会にインパクトを与える政治戦略の実践」であると定義している。

⁷⁰ 세계일보（2014. 3. 31）「사랑의 정의 원위치, '어떤이'에 대한 그리움' → '남녀간 그리움' 으로... 표준국어대사전」

世界日報（2014. 3. 31）「愛の定義元位置、『ある人に対する懐かしさ』 → 『男女懐かしさ』に…標準国語大辞典」

（<http://www.segye.com/newsView/20140331000505?OutUrl=naver>）

⁷¹ 新聞鼓は、朝鮮時代に、民が悔しさを訴える時に打たせた太鼓。現在のような国民申聞鼓は、政府が国民の意見を受け付ける窓口としての役割を充実させるためにすべての行政機関で運営される請願・提案・政策討論など対国民窓口を一本化しオンライン窓口として構築。

（Korea Net 「韓国電子政府、世界と共有へ（6）：国民申聞鼓」2019年8月31日閲覧）

<http://japanese.korea.net/NewsFocus/Policies/view?articleId=142922>

上の成人男女 1,000 人を対象に世論調査を実施した。その調査によると、仁川市民の 57.1% がクィア文化祭の開催に反対すると答えており、それは賛成 (21.8%) より 3 倍大きい数値であった。また、68.6% の人々がクィア文化祭は青少年にとって適切ではないイベントであると答えており、否定的な認識が強い傾向が見られた (健康な社会のための国民連帯⁷² のホームページにより)。セクシュアル・マイノリティに対する反対の動きはこれだけではない。

2018 年 8 月 27 日、韓国国家人権委員会の委員長候補者である崔永愛の公聴会の時に、野党 (自由韓国党) の議員は、崔永愛候補者が過去にセクシュアル・マイノリティを支持する発言をしたことがあることを指摘しつつ、崔永愛候補者が委員長になることは同性愛を助長する恐れがあると批判した (MBC NEWS、2018. 8. 27)。また、2018 年 8 月 7 日に法務部 (日本の法務省) は性平等政策の「第 3 次国家人権政策基本計画」を発表したが、これに対してセクシュアル・マイノリティの人権を支持する立場と批判する立場の双方から激しい批判を受けている。前者を代表する人権団体からは、計画の中にある社会的弱者の概念において 1、2 次計画には対象者として入っていたセクシュアル・マイノリティが今回の計画には抜けていることに対して批判をしている。他方で、後者を代表する宗教・市民団体からは、計画の中に書かれている「性平等」の概念が男女平等ではなくジェンダー平等 (gender equality) の意味であり、その結果、あらゆるセクシュアル・マイノリティの在り方を認めてしまうと、韓国には大きな社会的混乱が生じると指摘している。

以上を見ると、未だに韓国におけるセクシュアル・マイノリティの人権に対する社会的共有は難しいと思われる。しかし、性平等が目指しているのがセクシュアル・マイノリティの差別されない権利を認めることであると考え、社会的弱者の対象には入っていないが、セクシュアル・マイノリティの人権は確実に向上しつつあると考える。韓国の研究所 (韓国 Gallup⁷³ とアサン政策研究院) の調査によると、19 歳から 29 歳までは同性結婚合法化の賛成が 66% で、同年代の 2010 年 30.5%、2014 年 60.2% の調査結果と比べると 20 代のセクシュアル・マイノリティに対する認識は変わりつつあることが分かる (時事ウィーク、2018. 7. 25)。

2. 韓国のキリスト教の特殊性

前の章でも述べてきたように、セクシュアル・マイノリティ反対の先頭に立っているのはいつも保守的キリスト教団体であった。

韓国的嫌悪現象の道徳的系譜学研究団の「韓国社会の社会的差別と嫌悪に対する市民意識の調査」 (韓国的嫌悪現象の道徳的系譜学研究の 1 次年度の成果発表会、2019) においても、キリスト教 (プロテスタント) の信徒は他の宗教の信徒よりセクシュアル・マイノリティに対する嫌悪度が高かった。回答者の中のキリスト教 (プロテスタント) 信徒のセクシュア

⁷² 同性愛の危険性について主張する脱同性愛、同性愛嫌悪運動団体である。

⁷³ 2018 年 5 月 30 日～6 月 1 日まで 19 歳以上の男女 1004 人対象にした調査。

ル・マイノリティに対する嫌悪程度は5点満点に3.1点であり、他の宗教集団と比べて最も高かった。イスラム教などその他の宗教が2.93点、仏教が2.86点、キリスト教（カトリック）が2.63点の順とキリスト教（カトリック）が他の宗教に比べて最も嫌悪度が低かった。

次に、セクシュアル・マイノリティの差別禁止法のようなセクシュアル・マイノリティの嫌悪防止政策の支持程度を見ても、キリスト教（カトリック）信徒が3.54点で最も高く、仏教が3.49点、キリスト教（プロテスタント）が3.01点に支持度が最も低かった。

なぜ、保守的なキリスト教界はセクシュアル・マイノリティを異常な存在としてみるのだろうか。保守的なキリスト教界の主張の背景を明らかにするために、崔亨黙の『権力を志向する韓国のキリスト教—内部からの対案』（2013）を援用しつつ、韓国のキリスト教の特質について見ていく。

「キリスト教」はイスラム教、仏教とともに世界三大宗教の1つでイエスを救い主（キリスト）として信じる、世界でもっとも信者数が多い宗教と言われている。キリスト教といってもその国の文化や社会状況などによって異なり、韓国のキリスト教も韓国固有の社会状況や文化と絡んで他の国のキリスト教とは異なるいくつかの特徴がある。

その特徴の1つ目は、韓国の「キリスト教」は信者人口が多い国の1つである。韓国統計庁が2005年に発表した「人口住宅総調査」によると、韓国の総人口は約4,728万人であるが、その中で「キリスト教」人口は約1,380万人（全人口の29.2%）であり、その内訳はキリスト教（プロテスタント）が約865万人（18.3%）、キリスト教（カトリック）は約515万人（10.9%）である。全人口の3割を占めるこの割合は世界的にもとても高い数字である。

2つ目は、キリスト教（プロテスタント）は政治と関係し権力を有することである（崔、2013）。

キリスト教（プロテスタント）は、内部では牧師を頂点とする上下関係を基盤としている。韓国は朝鮮時代から儒教思想が広がり、儒教思想が韓国国民の生活や文化と深くかかわっている。孔子によって体系化された儒教は仁義の道を実践し、上下秩序を重視する。キリスト教のなかでも牧師や何かの職責が与えられた人は同時に権威も与えられ、それが自然に教会の中で上下関係を形成すると考えられる。

キリスト教は政治と関係が強く、キリスト教つまりプロテスタントにおいても保守的キリスト教と進歩的キリスト教に区別される（崔、2013）。

権威主義の政権に協力していた保守的キリスト教の勢力が、民主化の結果誕生した改革的な政権に抵抗する態度に出たのに対し、権威主義的政権に抵抗していた進歩的キリスト教の勢力が、改革的な政権に協力する態度をとったというのが、過去二十年間民主主義の制度化が進行した時期の風景である。（崔、2013：19）

このように、歴史的に見ても「キリスト教は他の宗教に比べて、異例なほど急速に影響力を拡大して」（崔、2013：39）きており、そこにはキリスト教が政治や政権と密接にかかわりながら自分たちの勢力を確保してきたことがある。

第3には、信徒は非主体化され、画一化される傾向がある。上記のように教会は上下秩序が明確になっているため何も職責を持たない普通の信徒（平信徒）は基本的に従順に従うことが求められる。それは疑問を持たず素直に信じるのが「善」とされ、それに反する思いや行為は「悪」とされて悔い改めの対象となる。崔（2013：78）が「教会において、位階的な信仰文化を強化するのに最も決定的に寄与している要因は、何よりも一般の信徒たちの非主体性」と記すように、信徒の非主体性や受動性は教会の体制を維持させる主体となり、それは能動的力となっていく。なぜ平信徒は自ら非主体的存在になろうとするのか。それは生活の不安や苦しみなどを自分より上の絶対的存在に託したいまたは依存したい思いが基盤にあるからであろう。特に韓国は高学歴、高収入、外見重視など競争社会に向かっている国であるだけに自分に対する無力感や弱さは誰もが感じることである。

韓国では2015年6月、韓国教会連合、韓国基督教総連合会、韓国長老教総連合会、未来牧会フォーラム、韓国教会言論界の国内の大きな教団5団体が中心に「韓国教会同性愛対策委員会」を立ち上げ、同性愛やクィア文化祭をはじめ、セクシュアル・マイノリティへの人権保障に関する行政の動きを批判し、反対の声を出している。今までお互いを批判することが多かった国内の教会団体がこのように力を合わせて同じ声を出すことは珍しい。それほど韓国でのキリスト教とセクシュアル・マイノリティの人権保障の方向性との間の溝は深い。

3. セクシュアル・マイノリティ問題をめぐるキリスト教と人権団体との争点

「韓国教会同性愛対策委員会」の反対声明や神学研究者のキム・ジェヨン(2011)によると、韓国キリスト教集団とセクシュアル・マイノリティの人権保障を主張する人びとの間で争点となるのは大きく宗教的観点と社会病理的観点の2つに分けることができる。

宗教的観点は、聖書に基づいたイエス（キリスト）の教えとセクシュアル・マイノリティの人権保障の方向が異なることが争点である。それは前述のように「聖書によると同性愛は罪(sin)である」と認識されていることに起因する。神が最初に作った人間とされるアダムとイブの話からのメッセージでは、性関係は男と女の間でのみ成立し、性関係は性欲のためではなく子供を出産するための行為であるため、結婚した関係でのみ許される。これが人間を作った神の思いとされ、その思いに反する行為は全て罪と認識されるが、同性愛はこの全てに違反することになってしまう。男性は男性的魅力を有して、女性は男性とは異なる女性としての魅力が存在し、お互いとその異性をもつ固有の魅力に惹かれる形に造ったのが神の思いとされる。しかし、同性愛はその形に当てはまらない存在であることから罪と認識さ

れるのである。言い換えると、キリスト教で同性愛を罪とする根本的理由はアダムとイブの誕生を通して神様が伝えた創造秩序を守らなかったことである。その罪の結果、人間は罰を受けることになる。旧約聖書、『創世記』(6章-9章)に出てくるノアの方舟という物語は人間が墮落してしまい、それを罰するために神様が洪水を引き起こしたストーリーである。人間が墮落したことの具体的な例が同性愛や近親相姦といった性に関することである(キム・ジェヨン、2011: 31-32)。キリスト教は同性愛などが社会に広がると、私たちはいつかノアの方舟のような世紀の終末を再び迎えることになるかと警告している。

もう1つの争点となっているのが社会病理的観点である。つまり、同性愛などセクシュアル・マイノリティの性的指向やアイデンティティは罪や非道徳的であるという議論とは別に、セクシュアル・マイノリティの存在自体が社会病理の一現象とされる。したがって、それを容認するとそのような現象が社会により広がり、社会は病的になると主張している。社会病理的な観点には、同性愛が先天的な要因により決定されるという生物学的原因、同性愛者が異性愛者より性的な発達が遅れているという精神分析学的原因、後天的な経験や環境の影響により同性愛者になるという学習理論的原因などがある(キム・ジェヨン、2011: 21-28)。このようなことを根拠にして、韓国のキリスト教は、同性愛は治療の対象であり治療さえすれば治ると主張している。また同性愛は未成熟な青少年に悪い影響を及ぼすため絶対認めていけないと強く反対をしている。

今まで見てきたようにセクシュアル・マイノリティ問題において韓国社会ではキリスト教団体による反発の強さが目立つが、これとは異なる動きもみられる。チョン・ウォンヒ(2014: 61-87)の「韓国プロテスタントの同性愛論争と社会的実践—感情の動学と儀礼を中心に」では参加主体の同性愛問題に関して解釈や感情を調べるために新聞記事に登場したキリスト教主体のリストを収集して彼らが差別禁止法の制定、同性結婚などセクシュアル・マイノリティの市民権獲得について反対または支持をしているかどうかを基準に敵対的態度と友好的態度に分類した。そして、その結果を90年代から現在に至るまで、新聞記事に登場した回数によって積極的に参加(6回以上)、選択的参加(3回以上~6回未満)、消極的参加(3回未満)と名付けて整理した。友好的態度の積極的参加グループは、韓国キリスト青年学生連合会、差別のない世の中のためのキリスト教者連帯、ソムドルハンリン教会がある。選択的参加グループには第3時代キリスト教研究所、韓国教会協議会、韓国基督学生会総連盟がある。最後に消極的参加グループには監理教神学大学、キリスト教社会宣教連帯会議、キリスト女民会、新しい民族教会、『月刊キリスト教思想』、聖公会大学、韓国神学研究所、正義平和のためのキリスト教者連帯、差別禁止法への対応及び性少数者の嫌悪差別を阻止するための緊急行動、韓国女性神学者協議会がある。

ここでは、友好的態度の積極的参加グループの一つであるソムドルハンリン教会の活動を検討しながらキリスト教の中でセクシュアル・マイノリティを支持している団体の立場について検討したい。ソムドルハンリン教会はセクシュアル・マイノリティを支持しているいくつかの教会の中でも最も活発に活動している団体である。ソムドルハンリン教

会は 2013 年ハンリン教会から分立された。母体になるハンリン教会は 1950 年 5 月 17 日、超教派独立教会、平信徒教会、共同体教会、立体教会の 4 つの精神を掲げて平信徒らによって設立された。ハンリン教会は創立 40 周年の 1993 年に教会は絶えず自らを改革して変わらなければならないとし、信仰告白宣言を制定・発表した。ハンリン教会の信仰告白の特徴は信仰告白の内容を進歩的神学に整理したことである(ホン・グンス、2001 : 127-130)。また、民主的共同体を実現するために既存の教会で多く見られた家父長的な運営方式から脱皮して若い人や女性を長老として選出していることもハンリン教会の設立理念と一致している(ホン・グンス、2001 : 127-130)。

ソムドルハンリン教会もこのような精神を受け継いで外国人労働者、農民、解雇労働者、分断民族の統一、セクシュアル・マイノリティなどのあらゆる領域の問題に関心を持って支持活動をしている⁷⁴。セクシュアル・マイノリティ問題においては特にソムドルハンリン教会のイム・ボラ牧師の活動が注目される。イム牧師は 2013 年 4 月 24 日、「MBC ソン・ソキの視線集中⁷⁵」に出演し、セクシュアル・マイノリティ問題に激しく反対している保守的キリスト教団体に対して「社会的弱者を差別することにキリスト教が先頭に立つのは宗教的な姿勢ではない」、「キリスト教の律法が社会的弱者の保護に基礎を置いていることから男女間での結合だけが正常な結合であるという聖書の内容は再検討するべきである」と批判の声を上げた。また、保守キリスト教団体が根拠としているソドムとゴモラの罪の解釈については当時のイスラエル社会の状況を反映しきれた解釈ではないと言い、ソドムとゴモラの滅亡が同性愛によるものだという解釈は間違っていると話した。(市民日報、2013. 4. 24)。

また、第 4 章の 2 節でも述べたように、2014 年「ソウル市民人権憲章」を制定する時も性的指向に関連する部分について保守キリスト教団体による反対が激しかったが、そのことに対してもイム牧師は「セクシュアル・マイノリティ嫌悪勢力は生命の尊厳性を抹殺して破壊する者であり、暴力を振るう人間に施す慣用はない」、また「人権憲章に性的指向が明示されること(への反対)に関しては一歩も譲ることができない」と強く主張した(newscham、2014. 10. 23)。

長年にわたって韓国のセクシュアル・マイノリティはさまざまな差別を受けてきた。そのなかで世界の人権的アプローチの影響から、韓国社会もセクシュアル・マイノリティの差別問題を人権の観点から考えるようになった。特に国家人権委員会を中心にした政府や条例づくりを中心にした地方自治体のアプローチはセクシュアル・マイノリティの人権保障を確立する方向に向かわせているといえる。また韓国のセクシュアル・マイノリティに対する社会的な認識を差別事象などを通してみると、上述したように反対勢力の動きが大きく取

⁷⁴ 筆者の 2015 年 11 月に実施したある伝統的なキリスト教派への聞き取り調査では、表立ってのセクシュアル・マイノリティへの支持はできないが、水面下での支援が行われている事例もあった。

⁷⁵ MBC ラジオ FM で放送される示唆・情報プログラムである。

り上げられ、社会的に共有された認識のように受け止めかねない現状がある。しかし、本章で述べたようにもっとも激しい反対をするキリスト教団体も決して一枚岩ではない。

セクシュアル・マイノリティの人権保障の方向性とキリスト教の考え方にはいくつか争点が出てくるが、韓国のキリスト教は政治的権力が強いため、セクシュアル・マイノリティの人権問題は難しい状況にあるのが現状である。しかし、同じくキリスト教に属するもののセクシュアル・マイノリティの人権保障の方向に反しない集団が現れ、その中の代表的団体がソムドルハンリン教会である。この教会は韓国のキリスト教が有する上下関係や権力関係の代りに、平等の関係を重視し、同性愛を罪とする聖書の理解に対しても神学の解釈の問題として新たな聖書の解釈を試みている。すなわち、セクシュアル・マイノリティの存在を罪と認識するキリスト教の集団とセクシュアル・マイノリティの人権を考える動きとの間に生じる争点または溝を埋められる可能性をもつ流れとしてソムドルハンリン教会の取り組みを提示した。

罪深い人間を救うために現れたのがイエスであるとしたら、そのキリスト教が人を苦しめるための活動をするのは許されない。人権とは特定の人や集団が付与の可否を決めるべき問題ではないと考える。本章で出している争点を差別や人の基本的生活といったより生活に密接なものとして捉え、話し合う場を形成していく必要があると考える。しかし、セクシュアル・マイノリティに対する反対が激しい韓国の環境は、セクシュアル・マイノリティ団体にも影響を与えており、それは団体の活動においても現れている。今まで述べた内容と訪問調査から得られたデータを踏まえると、今の韓国のセクシュアル・マイノリティ団体はいくつかの特徴と課題を持っているが、このことについては次の節で述べることにする。

第3節 セクシュアル・マイノリティ運動の中で抱える運動団体の課題

今まで見てきたようにセクシュアル・マイノリティ問題において韓国社会ではキリスト教団体による反発の強さが目立つ。セクシュアル・マイノリティに対する反対が激しいこのような環境は、セクシュアル・マイノリティ団体にも影響を与えていた。今まで述べた内容と訪問調査から得られたデータを踏まえると、今の韓国のセクシュアル・マイノリティ団体はいくつかの特徴をもっている。

韓国の当事者団体の特徴の1つは、権利獲得を強調する意味としてセクシュアル・マイノリティ問題を人権問題として位置づけていることである。政府や他の公共機関など人権という用語は韓国社会のなかで多分野にわたって広く使われていることもあるが、当事者運動の団体名だけでなく、その活動のミッションにおいて人権を強調することが見られる。

2つ目は、韓国固有の社会的・文化的状況に対応しつつ、当事者運動を展開していることである。政治や文化など社会全般に強い影響力をもっているキリスト教がセクシュアル・マイノリティに対して反発する立場にあることや、根強い男性の権威主義などによってセクシュアル・マイノリティの可視化とともに社会から排除されることになる。第4章でも述べたが、この状況からセクシュアル・マイノリティはカミングアウトできないことや、当事者団

体が周りの批判を恐れ事務所の看板さえ出せないこともあった。

最後に3つ目は、当事者運動は連帯し、幅広いテーマに取り組んでいることである。たとえば、「韓国レズビアン相談所」は女性団体と連帯して運動を行い、大学のセクシュアル・マイノリティ団体が連帯して作った「キューブ」、さらに「ムジゲヘンドン」はあらゆるセクシュアル・マイノリティ団体だけでなく人権団体や弁護士団体とも連携をしている。さらに、運動のテーマもセクシュアル・マイノリティ問題のみならず、障害者や移住労働者、女性問題など他分野の社会的弱者の人権問題に取り組んでいる団体が多い。

韓国の当事者運動は人権を強調することの他、固有の文化的問題などを背景に主体的に運動する個人としてさえカミングアウトできない状況や、当事者団体の事務所が看板も出せない状況が見られた。しかし、当事者の主体性は重視され、当事者たちは連帯しながらセクシュアル・マイノリティの人権問題のみならず社会全般の人権レベルの向上や個別相談から調査および政策提言まで幅広い運動を展開していた。

セクシュアル・マイノリティの権利を考える上で、当事者が抱えている生活課題を可視化することは極めて重要であるが、上述したように、韓国は儒教的・宗教的・文化的影響により、セクシュアル・マイノリティの存在そのものが否定されることがあり、セクシュアル・マイノリティの日常生活の中で生じている生活課題も顕在化せず、認識の社会的共有もされていない。そして、そのことのもう一つの背景として、韓国のセクシュアル・マイノリティ団体が抱えている財政的基盤の弱さが考えられる。

「2018 韓国セクシュアル・マイノリティ人権運動団体现況：1次実態調査⁷⁶最終報告書」(社団法人雨上りの虹財団、2019)によると、この実態調査に参加した団体の大半が財政的な困難を抱えている。書面調査に参加した20団体の内16団体が活動費用の確保において困難を抱えており、定期後援金を主な運営基金としている団体は11団体しかなかった。このような財政的基盤の弱さと不安定な状況は、活動に必要な事務所や活動家のための福利厚生などのインフラにも影響を与え、調査に参加した24団体の内、独立した事務所を確保している団体は8団体しかなかった。そして、「活動家のための福祉が円滑に行われていますか」という質問に対し「そうだ」と答えた団体は3団体しがなく、21の団体が「円滑に行われていない」と答えている。

このように、韓国では会員の会費と寄付金で団体の運営を賄っているところが多く、常勤活動家を置くことができず、活動家の大半がボランティアであるため、常に担い手が足りない現状である。担い手の不足により、一人の活動家が担当する業務が多く、最初意欲的に活動に参加した活動家も1、2年で活動をやめることが多い。頻回な活動家の交代は、活動の

⁷⁶ この調査は、韓国社会で現在セクシュアル・マイノリティの人権をテーマに活動している団体及び集いの現状を把握し、現時点で最も必要な外部的支援を明らかにするために行われた。24団体が調査に参加し、3団体とは対面調査と書面調査を、4団体とは対面調査のみを行った(社団法人雨上りの虹財団、2019)。

持続性を落とす原因にもなり、新しい活動家が入ってきたとしても、その活動家が活動に慣れるまでの時間が必要になるため、その間の他の活動家の業務がまた過重になるという悪循環が発生する。実際、今まで筆者が調査（2014年～2018年）で訪問した団体も常勤活動家は一人か二人の場合が多く、中にはいないところもあった。そのため、多くの団体が最小限の予算と人員で団体を運営しており、活動も個々人のセクシュアル・マイノリティが抱える生活課題より、可視化されている差別事件への対応や差別禁止法の制定や同性婚の合法化、軍刑法第92条の削除の要求など、マクロ的な課題への対応が多かった。

韓国で家出をした青少年セクシュアル・マイノリティが安全な空間を探すことは簡単なことではない。家出青少年のためのシェルターはあるものの、そのようなシェルターは、保守的キリスト教が運営する場合が多く、セクシュアル・マイノリティであるということだけで矯正の対象となったり、強制退所されたりするため、青少年セクシュアル・マイノリティにとって安全な場所ではない。

危機状況に置かれている青少年セクシュアル・マイノリティを支援するセンターが2014年12月22日にソウル特別市城北区に設立された。青少年セクシュアル・マイノリティ危機支援センターである「ティンドン⁷⁷ (땡동)」である。「ティンドン」は、危機状況に置かれている青少年セクシュアル・マイノリティに対し、相談や医療支援、必要な物品の提供、シェルターの提供などの支援を行っている。しかし、他の団体と同様に「ティンドン」も財政的困難を抱えており、シェルターを24時間運営することができず、夜寝泊まる場所がない青少年セクシュアル・マイノリティをどこに案内すれば良いのかという課題を抱えていた(Ildaro, 2014. 12. 25)。それでは、5年経った現在(2019年9月基準)の「ティンドン」のシェルターは24時間運営に変わったのだろうか。実際に「ティンドン」ホームページに入ってみると、シェルターの運営は11時から21時までとなっていた。この運営時間から「ティンドン」の経済的基盤がシェルターを24時間運営するのに未だ弱いということが推測できる。

今まで述べたように、セクシュアル・マイノリティ団体が安定的に活動をしていくためには、活動を持続的に担ってくれる担い手の確保が必要であり、活動家が仕事として活動に専念できる体制の整備が重要である。しかし、大半のセクシュアル・マイノリティ団体が財政的困難を抱えており、少ない人員で多くの課題を担っている現状であるため、すでに可視化されている問題にしか対応できない限界がある。しかし、セクシュアル・マイノリティが抱えている問題には可視化されている問題だけではなく、未だ可視化されていない日常生

⁷⁷ ベルの音。青少年のレズビアンたちがレズビアンであることをお互いに確認する際に好んで使った隠語で、青少年セクシュアル・マイノリティたちが気軽にここのベルを押すという意味も含まれている(Ildaro, 2014年12月25日) http://www.ildaro.com/sub_read.html?uid=6933 (Ildaro (2014年12月25日)「青少年セクシュアル・マイノリティのための空間`ティンドン`国内初の青少年セクシュアル・マイノリティ危機支援センター開所」) 2019年9月7日閲覧

活上における問題も多くある。それでは、セクシュアル・マイノリティが日常生活をする上で、どのような困難を抱えているのかについて次の節で具体的に見ていきたい。

第4節 「あいまいな当事者性」戦略によるセクシュアル・マイノリティの日常生活課題の潜在化

2014年国家人権委員会は「性的指向・性別アイデンティティによる差別実態調査」を行った。その調査によると、セクシュアル・マイノリティは学校、雇用領域などさまざまな場面で差別を受けていることが分かる。この調査は国家機関が実施した最初のセクシュアル・マイノリティの差別実態に関する調査であり、多様な領域での差別についてそれぞれ調査を行っている。すでに2005年度に国家人権委員会が実施したセクシュアル・マイノリティの人権現況に関連する調査があるが、その調査はセクシュアル・マイノリティを直接対象にして行った調査ではなく、新聞やメディアから得られた情報をまとめたものであるため、差別の実態を知るのには限界があった。また、セクシュアル・マイノリティに関わる領域においては今まで国家機関による調査が行われていないため正確なデータを得ることができなかった。その点から考えると2014年度に国家人権委員会が行った「性的指向・性別アイデンティティによる差別実態調査」は1,000人を超えるセクシュアル・マイノリティを対象にし、彼らが受けている差別の現状について当事者から回答を得たということで意味がある。

この調査の結果を用いて韓国におけるセクシュアル・マイノリティが日常生活の中で、どのような差別を受けているのかについて検討して行きたい。

まず、国内で中学・高教に通った経験があるセクシュアル・マイノリティで満13-18歳の青少年200人を対象にして行った学校内での差別実態をみると、教員から嫌悪表現を使われた経験がある人が160人(80.0%)であり、他の学生から嫌悪表現を使われた経験がある人は184人(92.0%)いた。「男性が男性を愛することは自然ではない」と教員から言われた学生が130人(65.0%)で、同選択肢について他の学生から言われた学生が156人(78.0%)と最も多かった。その次に「同性愛は道徳ではない」と教員から言われた学生が118人(59.0%)、他の学生から141人(70.5%)と最も多かった。選択肢の中にはその他にも「同性愛者は学生たちに悪い影響を与える」、「同性を愛する心は治療できる」、「学校で同性愛について教えると異性愛者も同性愛者になってしまう」、「生まれた性別と違う性別で生きたがるのは幼い時に悪い経験をしたからである」、「生まれた性別と違う性別で生きたがるトランスジェンダーは強制的に治療をして生まれた性別で生きさせないといけない」などがあった。

表5 - 1 : 一般的嫌悪表現の経験

単位：名 (%)

表現	教員	他の学生
男性が男性を愛することは自然ではない	130 65.0%	156 78.0%
同性愛は道徳ではない	118 59.0%	141 70.5%
同性愛者たちは学生たちに悪い影響を与える	91 45.5%	106 53.0%
同性を愛する心は治療できる	78 39.0%	84 42.0%
女性が女性を愛することは幼い時に悪い経験をしたからである	56 28.0%	66 33.0%
学校で同性愛について教えると異性愛者も同性愛者になってしまう	47 23.5%	67 33.5%
生まれた性別と違う性別で生きたがるの(トランスジェンダー)は幼い時に悪い経験をしたからである。	41 20.5%	52 26.0%
生まれた性別と違う性別で生きたがるトランスジェンダーは強制的に治療をして生まれた性別で生きさせないといけない	31 15.5%	65 32.5%
その他セクシュアル・マイノリティを無視したり非難する言葉	117 58.5%	164 82.0%
全体	200 100%	200 100%

出典：国家人権委員会（2014）「性的指向・性別アイデンティティによる差別実態調査」、p.21
 ※他の学生とは、セクシュアル・マイノリティではない学生である。

セクシュアル・マイノリティの青少年は性的指向・性別アイデンティティを理由にした差別やいじめを受けており、実際学校から懲戒処分を受けた学生もいた。同性と交際した経験がある学生が114人(57.0%)いたがその内交際を理由に懲戒処分を受けた学生が4人(2.0%)、「女性らしくない」、「男性らしくない」という理由で懲戒処分を受けた学生も人(3.5%)いた。教員からは40人(20.0%)の学生がセクシュアル・マイノリティであることを理由に侮蔑的言葉を言われたり批難・無視されていた。他の学生からのいじめの経験がある学生は108人(54.0%)と半分以上を占めており、その中で「侮辱的な言葉を言われた」が95人(47.5%)と一番高かった。それ以外にも「勝手に性的指向を明らかにされた」、「アウトィングを口実に脅迫された」、「セクハラまたは性暴力を受けた」などの経験が報告された。

性的指向・性別アイデンティティを理由に差別を経験したセクシュアル・マイノリティの学生の 80.6%がストレスを感じたと答えている。さらに、差別やいじめの経験は自殺や自傷といった恐ろしい行為にまでつながる場合もあり、今回の調査でも 18 人(19.4%)が自殺企図を、15 人(16.1%)が自害をした経験があると答えた。

セクシュアル・マイノリティに対する差別は雇用の場でも行われている。この間韓国では大手企業に勤めたセクシュアル・マイノリティが性転換手術のために休暇の届けを出したが、女装をした自分の写真が会社の内部で流され大騒ぎになり結局会社を辞める事件があった(朝鮮日報、2015. 12. 24)。

同調査によると、セクシュアル・マイノリティは雇用の採用過程だけではなく職場の中でも差別を受けていた。同調査の 948 人の成人のセクシュアル・マイノリティを対象にした雇用領域における調査では、雇用の領域で起きている差別について明らかにした。まず、採用過程での差別実態をみると法的性別と実際の外見に差があるという理由で差別を受けた同性愛者・バイセクシュアルは、回答者 619 人の内 27.8%、トランスジェンダーは回答者 71 人の内 38 人(53.5%)が該当した。採用過程での差別は主にセクシュアル・マイノリティであることを理由にした採用拒否であり、例えば、面接の時のカミングアウト、生まれた性別と実際の外見の不一致などがある。実際に調査の結果でも生まれた性別と他人に認識される性別が一致する場合は採用拒否経験がないが、不一致の場合には採用拒否が 11 人(22.0%)もあった。

セクシュアル・マイノリティは就職が出来たとしても性的指向・性別アイデンティティを理由にした差別は絶え間なく起きている。同調査では、セクシュアル・マイノリティは様々な理由で差別を受けているが、その差別の中で最も多かったのが「女性らしくない、男性らしくないという理由で繰り返して指摘された」が同性愛者・バイセクシュアルの場合には回答者 516 人の内 174 人(33.7%)が、またトランスジェンダーでは 50 人の内 27 人(54.0%)を占めていた。その次に「私の非難や悪口をするのを聞いたことがある」という問いについては、同性愛者・バイセクシュアルの場合が 86 人(16.7%)、トランスジェンダーの場合が 15 人(30.0%)であった。その他に「勝手に性的指向を明らかにされる」、「重要な情報をわざと教えてくれなかった」、「性暴力を受けた」、「身体的な暴力を受けた」などがあげられた。

セクシュアル・マイノリティに対する差別行為は人々の生命を扱う医療機関においてもしばしば行われていた。回答者 858 人のうち 92.7%が最近 5 年間医療機関を利用した経験があると答えている。そのうち、医療機関で差別をされた経験があると答えた人が 14.2%である。経験した差別の内容としては、「不適切な質問」、「侮辱的な言葉を言われたり非難される」、「不当な検査や治療の要求」、「入院室の制限」、「診療や治療の拒否」などがあげられた。具体的には、医療者の固定観念により適切な診療を受けることができない場合がある。韓国の産婦人科の大半が男性との性行為経験を前提に診療を行っているが、男性との性行為でないという理由で検査を拒否したことがある。また、婦人科診療の際に必要なだと思って性行為経験について率直に話したが、医師から「同性愛者なのか。なぜ、そうしたか」など

の不適切な質問を受けたことがある。その他に精神科の診療における差別も多数報告され、性アイデンティティは精神疾患から派生されたものであるため、精神科治療を受ければ異性愛者になれると診断されるケースもある。

この調査によると、医療機関での差別経験は可視性と深く関わっている。医療機関の利用経験がある同性愛者/バイセクシュアル回答者の 795 人の内 19.0%が医療者及び職員から自分の性アイデンティティを疑われた経験があると答えている。そのうち半分以上の 55.0%の人が差別を経験している。医療機関での可視性は男性が女性より高く、性別表現が実際の性別と不一致の場合高くなる。実際、トランスジェンダーの回答者 90 人の内、医療機関からの差別を経験した人は 35.9%であり、同性愛者やバイセクシュアルより高いことが分かる。特に、トランスジェンダーの場合は性転換に関わる医療において多くの人が差別を経験しており、差別経験として、「性転換に関わる医療的措置では健康保険適用がされないこと」(57.0%)、「性転換に関わる医師の知識不足により他の病院を探す」(39.4%)、「性転換に関わる相談、診断、医療措置を拒否される」(14.1%)、「成人なのに、性転換関連手術する際に、親の同意書を求められたこと」(14.1%)が挙げられている。

セクシュアル・マイノリティに対する差別は、機関だけではなく市民たちが日常的に使用する公衆トイレ⁷⁸においても行われている。公衆トイレは男女と分かれているため、多様な性別表現を持つセクシュアル・マイノリティが他の施設利用者から侮辱的な言葉を言われたり利用を拒否されることがある。同性愛者やバイセクシュアルの回答者の内 12.9%が公衆トイレの利用時、施設管理者や他の利用者から差別を受けた経験があると答えている。公衆トイレでの差別経験の割合は性別表現と実際の性別が不一致する時に高くなる。回答者の記述をみると、髪が短い女性の場合、公衆トイレを利用することにおいて日常的な困難を抱えており、他の利用者から暴力を振るわれた人もいる。

トランスジェンダーの場合は 44.2%が公衆トイレを利用する際に差別を経験したと答えており、半分に近い人々が公衆トイレを利用するにあたって困難を抱えていることが分かる。それは、公衆トイレの利用を諦めた経験からも確認することができ、回答者の 41.1%の人が公衆トイレの利用を諦めていた。

セクシュアル・マイノリティは宗教機関においても差別を経験している。宗教機関で差別を経験したセクシュアル・マイノリティは回答者の 10.2%である。差別経験の内容としては、「侮辱的な言葉を言われた」(7.3%)、「変な目で見られる」(6.1%)、「利用を拒否される」(1.9%)などがある。例えば、セクシュアル・マイノリティという理由で教会から入場拒否されたり、説教の中でセクシュアル・マイノリティに対する嫌悪表現が頻回に行われ、周りに知られることへの不安により信仰生活を諦めることなどがある。既に述べたように、このような状況にあるため、セクシュアル・マイノリティが信仰の場を求めて「ロデム木陰教会」を設立するような試みがなされている。

⁷⁸ 公衆トイレは、地下鉄や高速道路のサービスエリアのような交通施設、学校、映画館、公園などに設置され、市民たちが日常的に使用する施設である（国家人権委員会、2014）。

今まで学校や雇用、医療機関、公衆トイレで起きるセクシュアル・マイノリティに対する差別実態について見てきたが、その他にもいまだ可視化されていない日常生活におけるセクシュアル・マイノリティの課題は様々である。潜在化しているセクシュアル・マイノリティ差別問題を可視化するためには、個々人が声をあげなければならないが、運動においてカミングアウトする活動家は最近増えたとしても、いまだ個々人のレベルでは「あいまいな当事者性」戦略が維持されているため、個人のレベルから変えていくことが求められる。

終章 新たなコミュニティの創造によるエンパワメント

第1節 韓国のセクシュアル・マイノリティ運動におけるコミュニティの機能

1950年代以降から2000年代までのセクシュアル・マイノリティをめぐる韓国社会および韓国のセクシュアル・マイノリティ運動について論じてきたが、その運動の変遷にはセクシュアル・マイノリティが形成したコミュニティの存在が大きい。セクシュアル・マイノリティがアイデンティティを自覚し、素の自分のままでいられることができたのは、居場所の機能を果たしたコミュニティの存在があったからである。そして、居場所を通して多くの仲間と交流を行い、互いの悩みを共有する中で自分たちをめぐる理不尽な社会の側面に気付くことができ、組織を結成して活動することにつながった。また、交流および活動をする中で自分たちを抑圧する社会の存在に気付き、次第に運動の場としてのコミュニティが形成されるようになり、社会に向けて問題提起をすることが可能になっていた。これらのことを踏まえるならば、セクシュアル・マイノリティ運動がどのように生成し、展開したのかを理解するうえでコミュニティの機能を理解することは重要である。

本章では、セクシュアル・マイノリティに対する抑圧が根強い韓国社会においてセクシュアル・マイノリティのコミュニティが居場所から交流・活動の場、そして運動の場へのその機能を変えていく過程について考察する。そして最後に、最近のコミュニティをめぐる新たな動きを取り上げ、その新たなコミュニティの動きをエンパワメントと関連づけて考察する。

1. <居場所としてのコミュニティ>

居場所は、物理的空間と心理的空間の2つに分類できる（杉本・庄司、2007）が、一般的にこの2つを切り離して考えることは難しい。それは、居場所は、物理的空間として一定の空間性をもちつつ、安齋(2003)が言うように、自己像を修正しながら自立していくことや、心の安定を図れる逃げ場としての意味をもつ心理的空間でもあるからである。

第2章に記述したように、韓国では、1970年代までセクシュアル・マイノリティは「変態」あるいは「異常な者」という認識以外はほとんど社会的に知られていなかった。そのような韓国の社会状況において、セクシュアル・マイノリティたちは周りと異なるセクシュアリティを有している自分を責めながら一人で悩み、自分を抑圧しながら生活していた。当時は、インターネットなどもなく、自分の悩みのことや、同じ悩みを持つ人の存在を調べることもできず、セクシュアル・マイノリティたちはずっと不安を抱えたまま生きるしかなかった。

その中で、最初の居場所となったのはターミナルのトイレや公園、映画館などであり、その後はサウナなども登場した。それらの場所は公共の場であって、アクセスは容易であったが、常に周りの人に気づかれる危険性はあったため、仲間との交流には限界があった。すなわち、これらの場所は、仲間との出会いを実現してくれた物理的空間としての居場所ではあったものの、心理的安定や自分のアイデンティティの再構築につながる心理的空間の役割は果たせなかった。

次に居場所となったのは、セクシュアル・マイノリティ専用のクラブやバーであった。これらはセクシュアル・マイノリティにとって物理的そして、心理的にも安定する初めての居場所となった。これらの居場所は、最初はソウルでも特定の地域のみで運営されていたが、徐々に全国に広がって、セクシュアル・マイノリティはそれぞれの地域で大きな不安やリスクを感じずに仲間と集まって悩みや必要な情報を共有することができた。このようなく居場所としてのコミュニティの広がりには、次第に、セクシュアル・マイノリティの単純な出会いや安心できる場所の意味を超えて、自分を隠しながら社会に合わせて生きてきた彼らが、自分のアイデンティティを再認識し、セクシュアル・マイノリティとして生きることを決める契機となった。

2. <交流・活動の場としてのコミュニティ>

このような居場所が発展してできたのが「ヨウンヘ」というレズビアン全国団体の存在である。この団体のイベントの際には全国から1千人を超える会員が集まったと言われており、そのような活動が20年間も続いていたのは高く評価できる。「ヨウンヘ」の活動が全国に展開できたのはセクシュアル・マイノリティ専用のクラブやバーが全国に広がっていたことが影響している。すなわち、親睦を中心とした居場所を求める中でできたクラブやバーは、「ヨウンヘ」や「チョドンヘ」や「チングサイ」など、交流および活動を中心にしたコミュニティが基盤となったのである。

活動理論を整理した人にエンゲストローム (Engeström)⁷⁹がいる。彼は、活動システムモデル(エンゲストローム、1987=1999)⁸⁰を提示しているが、その概念は、基本的に「主体 (Subject)」、「対象 (Object)」、「コミュニティ」の3つの相互関係を重視する。主体は活動の主たる人や集団であり、対象は集団の活動が目指す動機や目的である。そして、「コミュニティ」は地域やその地域の人びとを意味する。また、この活動システムが機能するうえで大事な概念として「矛盾 (Contradiction)」がある。矛盾という問題状況は一見好ましくないように思われるが、矛盾が起きることが活動の原動力であり、矛盾があるからこそ、活動が見直され絶えず再構成されるのである。

「ヨウンヘ」のレズビアンたちが全国組織を結成し、活動ができた原動力には、彼女たちが置かれたヘテロセクシズム (異性愛主義) と男性中心の社会という二重のマイノリティ性がある。彼女たちを抑圧する社会規範・慣習などは、活動主体とその対象、そして地域社会 (コミュニティ) に影響を与える。活動主体は、自分たちを抑圧する社会規範・慣習と自分たちのニーズが対立することによって困難が生じる一方、それらが原動力となって対象を

⁷⁹ Yrjö Engeström はヘルシンキ大学の生涯教育と活動・開発・学習研究センター (Center for Research on Activity, Development and Learning (CRADLE)) に所属。

⁸⁰ 1987年に『拡張による学習:活動理論からのアプローチ』(山住勝広他訳 (=1999)、新曜社)において、活動のシステムモデルとして提示している。

獲得する力が強化される。第2章で述べた、「ヨウンへ」は会員の誕生日や結婚、還暦、葬式などのイベントを活用したことによって全国から仲間を集め、組織を拡大させることができた。

「ヨウンへ」の他に、1990年代には「Sappho」や、そこから派生して結成された「チョドンへ」、そして「チョドンへ」から派生した「チングサイ」、「キリキリ」などがある。これらの団体の対象（目的）も、仲間同士の内部的な親睦を図るというより、セクシュアル・マイノリティの連帯を強化しつつ、自分たちの存在を社会に可視化することであった。そして、活動を展開するために「チングサイ」の場合は、会員たちのカミングアウトを支援するプロジェクトを実施した。

以上の〈交流・活動の場としてのコミュニティ〉の意義は、「自分の問題」が「私たちの問題」にシフトされたことである。そして「私たちの問題」が「社会の問題」へシフトされ、運動の場としてのコミュニティを形成する契機となったのも意義として挙げられる。

3. 〈運動の場としてのコミュニティ〉

セクシュアル・マイノリティをめぐる「社会問題」に気づいた当事者たちは、以前の仲間同士の交流や活動を超えて、セクシュアル・マイノリティをめぐる社会の根本的な問題に対して異議申し立てをするように変わった。その異議申し立ての主な内容は差別の禁止や人権の保障であり、その主な対象は国や地方自治体であった。このような変化の中でセクシュアル・マイノリティの団体も組織の見直しを始める。この一連の動きから形成されたのが〈運動の場としてのコミュニティ〉である。

運動を目指すコミュニティにはいくつかの特徴が現れていた。1つは、既存の交流や活動を通しては解決が難しい社会の差別問題の解決を目指すことである。このように差別の解消を目指す団体が増えてくる中で、反差別の全国組織も結成されるようになる。それが「ムジゲヘンドン」という連合体である。

もう一つは、専門性の高い運動の必要性である。差別を無くしていくためには差別禁止法や人権保障のための制度づくりが最も有効的であり、そのためには運動の主体に高い専門性が求められる。これらのコミュニティの基盤になっているのが専門性の高いセクシュアル・マイノリティの登場及び、「性的指向・性別アイデンティティ(SOGI)法政策研究会」や「公益人権弁護士会希望を作る法」である。3つ目は、運動を専業とする人たちの現れである。これによって持続的な運動が可能になってくる⁸¹。

一方、〈運動の場としてのコミュニティ〉の限界も見られる。それは、社会によって規定されたセクシュアル・マイノリティというフレームに自分たちを当てはめて、単なる人権団体へと変わってしまい、多様な性および生のあり方が、その中であらゆる生活課題を抱え

⁸¹ しかし、以前にも述べたように、運動団体の職員は無償の人が多いほど、賃金の保障は運動の持続性において大きな課題である。

ている存在である側面が見え難くなっていることである。このような結果をもたらした理由は、「あいまいな当事者性」戦略をとってきたことによると考えられる。そのため、堀江（2015）のいう「選び取られたコミュニティ」のような、セクシュアル・マイノリティがりのままの自分の姿でいられる場の形成が重要となる。

堀江（2015：271）は、コミュニティを「つながりを生み出すためのひとつのプロセスとして、人びとが集まる場」として捉え、デランティの議論を踏まえながら人びとによって「選び取られたコミュニティ」に注目をしている。

堀江（2015）の注目するデランティ（2003=2006：155-156）は、「抵抗という形で表明されるオルタナティブな社会の探求、あるいは社会運動における集合的アイデンティティの構築という形で表明される、コミュニティのラディカルな側面」を指摘し、「コミュニティは、集合的目標をめぐる人々の動員の中から出現」するとしている。また、デランティ（2006：167）は、ポール・リヒターマンの報告に依拠し、「個人的自己実現の達成を目指しながら、奉仕活動に従事する動向が広範にみられるようになっているが、これは同時に一つの文化的達成をも意味している」とし、「コミュニティ生活への参加は個人的実現の探求をうながすことができるのである」と述べている。そして、フェミニズムや平和運動、環境運動、ゲイの権利運動、生活の質をめぐる運動、反グローバリゼーション運動などの新しい社会運動の多くが、集合的アイデンティティを自らの政治の中心に据えていると指摘し、「コミュニティは内在する現実ではなく、実際の動員のプロセスの中で構築される」ものであり、「諸価値や規範構造の中に存在するというより、その中でコミュニティが定義され、社会的行為の中で構築される場所の過程」であると述べている（デランティ、2003=2006：171）。そのため、デランティ（2003=2006）は「コミュニティは、新たな社会を想像し、立ち上げる認知機能」（171）を有し、「現代コミュニティは、よりいっそう意図的に構築されるものであり、^{グループビルディング}集団形成」（179）であり、「それは『構造』というより『実践』の産物」であるとし、「コミュニティは再生産されるものというより、創造されるものである」（179）と指摘している。

このことを踏まえて、堀江（2015：273）は「＜アイデンティティ＞も、コミュニティをかたちづくるひとつの重要な要素」であるとし、セクシュアル・マイノリティが集まる場をひとつの「選び取られたコミュニティ」としてみている。堀江（2015：273）は、「選び取られたコミュニティ」を「日々の寝食の場や職場や学校から出かけていき、レズビアンであるという＜アイデンティティ＞をとおして集まること。あるいは、『レズビアン』を名として集まること」が可能な場として定義し、なぜ、人びとがその場を選び取るのかについて、つぎのように述べている。

従来のコミュニティ——家族や地域など——は、異性愛を前提とした規範のうえに成り立っている。それゆえ、レズビアンが“異質”な存在としてみずからを語りはじめ

るとき、従来のコミュニティという場では、レズビアンは、幾重にも不可視化され、抹消されてしまう恐れがある。集まれる場がなければ、日々の生き延びる戦略をみいだすことができない場合もある。居住地域や職場や学校から直接的もしくは間接的に排除されたり、適応できずに自己が引き裂かれたりする場合もある。とすれば、レズビアンにとっての「選び取られたコミュニティ」は、自己を損ねる場からの“逃げ場”ともなりうる。また、直面している「不承認や歪められた承認」への抵抗の足場となって、「押し付けられた…破壊的アイデンティティ」を自らのうちから取り去るための模索の場ともなりうるだろう。

「レズビアン・アイデンティティーズ」(堀江、2015: 273-274)

しかし、「選び取られたコミュニティ」であっても、そこでの人間関係が日常の場へと変遷していくことも少なくなく、「既存のコミュニティから出かけていって、『選び取られたコミュニティ』にアクセスし、その場からさらに、かたちをかえていって、既存のコミュニティとして定義されるような関係性をかたちづくっていく場合もある」(堀江、2015)と指摘している。最近、韓国において、政策的改善を求める運動とは異なる、セクシュアル・マイノリティの多様な性および生を文化として位置づけながら新たなコミュニティとしてこの「選び取られた」コミュニティを模索する人々が現れるようになった。その動きを代表する団体が、「社団法人シンナヌンセンター」である。

第2節 主体化する当事者と新たなコミュニティ

近年、韓国ではセクシュアル・マイノリティをめぐる新たな動きがみられる。それは、韓国版 LGBT コミュニティセンターを目指す「社団法人シンナヌンセンター」という取り組みである。

その動きの中心にいるのは、映画監督であるキムジョ・グァンスと、そのパートナーであり、レインボーファクトリー (rainbow factory) の代表でもあるキム・スンファンとの2人である。筆者は、2017年8月22日、2018年8月20日、2019年8月13日の3回にわたってキム・スンファン氏にインタビュー調査を行った。以下は、そのインタビュー調査と社団法人「社団法人シンナヌンセンター」(신나는센터:楽しいセンター)のHPに基づいている。

キム・スンファン氏は、アメリカ留学時に、LGBTセンターがLGBTのためのコミュニティスペースになっていることを知った。そして、アメリカでもLGBTに対する偏見が強いなかで、センターがサポートの拠点機能とともにLGBTを可視化する場所にもなっていることを知り、同センターの許可を得て、韓国でもLGBTセンターを建設することを考えた。

しかし、セクシュアル・マイノリティの文化を一般の人と共有できるセンターの必要性について仲間たちに話を持ち掛けたが、他のセクシュアル・マイノリティたちは現在の課題を優先し、センター設立の必要性について真剣に考えてくれなかった。

その設立資金を集めるために自分たちの結婚式を公開イベントとして開くことを計画した。彼らの努力によって、2013年9月7日に韓国初の公開同性結婚式が開かれたが、結婚に反対するキリスト教団体会員たちが会場を占拠するなどがあり、彼らの予想したお金は集まらなかった。

そこで、彼らはまず、「文化を通して人権を語る」をスローガンにして、2015年5月17日に「社団法人シンナヌンセンター」を設立した。「社団法人シンナヌンセンター」は、映画を通して人々の認識を変える試みをしている。菅野（2019）は、「映画や映像をめぐる集合的経験としてのクィア・LGBT映画祭は、アイデンティティの構築と『コミュニティ』の生成に深く関与する場となってきた」と指摘している。既存の団体は、セクシュアル・マイノリティに対する差別をしてはいけない理由について、論理的に説明し頭で理解させようとしている。しかし、「社団法人シンナヌンセンター」では、セクシュアル・マイノリティの差別や嫌悪、そしてそれに起因する生きづらさ、苦しみなどをテーマにした映画を用いて、その映画をみる観客が差別や嫌悪を体験することを通して、セクシュアル・マイノリティが生活をしていく中で抱える生きづらさを自然に感じることができるよう試みをしている。そして、その体験をした人々がセクシュアル・マイノリティ問題を他人のことではない自分の問題として認識することでセクシュアル・マイノリティに対する差別がなくなるようにしている。

菅野（2019：128-129）は、クィア・LGBT映画祭を「映画という私的かつ公的な幻想をとおして現実を構築していく装置であり、複合的な文化実践」であると定義し、クィア・LGBTのアイデンティティと文化形成において重要な役割を果たしてきたと述べている。

つまり、「社団法人シンナヌンセンター」は、映画祭などの文化的実践を通して、セクシュアル・マイノリティの文化が地域住民との交流を生み出し、自然に地域に根を張り、その文化の広がりによって「セクシュアル・マイノリティ」がもたらしうる可能性を試みているのである。

建物を持たず、オンラインを中心に活動する団体であるが、理事長と常任理事をキムゾ・グァンスとキム・スンファンがそれぞれ務めており、常勤活動家が4名いる。同センターの活動目標は明確である。それは、2020年に複合多文化型のLGBTセンターを建てることである。活動の社会的認知を得るために国から認定を受けることも目標としている。まだ、構想段階であるが、彼らのイメージしているのは、LGBTセンターを通して「市民との自然な交流を通して認識の変化と積極的な和解と平等を見出してセクシュアル・マイノリティの人権運動の大きな転換点を設け」（facebookにある「社団法人シンナヌンセンター」の団体概要による）ることである。そして、以下の5つのミッションを提示している。

- 誰でも簡単に利用できる空間
- 市民とともに疎通できる空間

- 社会的少数者に配慮することができる空間
- セクシュアル・マイノリティの情報を提供し、文化を共有することができる空間
- セクシュアル・マイノリティ個人や団体をサポートしている空間

(https://www.facebook.com/pg/sinnaneuncenter/about/?ref=page_internal から引用、2019.8.27 閲覧)

ここでキム・スンファン氏が構想している空間は、菅野（2019）が指摘するクィア・LGBT映画祭の社会空間と重なる。菅野（2019：118）は、「社会空間とは、社会関係の産物であり、同一性や一体性よりも、異質性や不連続性、断片性によって特徴づけられる動的な空間であり、（従来の地理学が重視してきたような）物理性、物質性だけではなく、時間性、関係性、身体性を重視する空間である」と定義している。また、クィア・LGBT映画祭の観客は「当事者」だけではなく、当事者なのかどうか分からない観客、映画が好きで参加する観客、好奇心で寄ってみる観客などと多様であり、「ターゲットとなる観客の輪郭がかくも曖昧な映画祭のあり方が、この空間を中心や周縁といった構造から比較的に自由なゆるやかなものにする」と述べている（菅野、2019：117）。LGBTセンターが果たす役割は、菅野がいう社会空間性質の役割を担う。

キム・スンファン氏は、現在韓国では毎年11月に、映画祭、ペア、アカデミー、EXPOなどの4つの大きいイベントが開催されるが、センターができると、このような文化祭を一年中開催する空間ができると言う。また、センターの中にはセクシュアル・マイノリティの運動団体の事務所だけではなく、有名なレストランやカフェ、スーパーマーケットなどの空間を設けて一般市民が自然にセンターに訪れて食事や買い物をするようにする計画だと言う。それは、センターに訪れた人びとが、センターへの訪問をきっかけに、セクシュアル・マイノリティの文化に自然に馴染めるようになり、セクシュアル・マイノリティにも友好的になることが狙いであると言う。

また、彼は、韓国のセクシュアル・マイノリティ運動が、財政や人材不足などを理由に現在の課題にばかり目を向け、将来のビジョンに向けた運動は取り組んで来なかったことを踏まえ、文化を通じたセクシュアル・マイノリティ運動を展開するため「社団法人シンナヌンセンター」を設立したと言う。アメリカのLGBTコミュニティセンターのように、「社団法人シンナヌンセンター」は地域の中のコミュニティスペースであり、地域社会と関係するプログラムを作りつつ運動を展開する。上記の会社概要に書かれた「運動の転換点」はこの意味であることが分かる。

さらに、このような空間ができると、オンライン上のコミュニティが中心になっている現在のセクシュアル・マイノリティたちが、直接人びとと触れ合う経験ができる。今まで「あいまいな当事者性」戦略をしてきたセクシュアル・マイノリティたちが、自分自身の当事者性を隠さずに活動することが可能となる。新たなコミュニティとなるLGBTセンターの設立

は、韓国のセクシュアル・マイノリティが自分のアイデンティティに自信を持ち、隠れずに堂々と生きることのできる社会を実現すると期待できる。

「社団法人シンナヌンセンター」が目指すアメリカの LGBT コミュニティセンターについて紹介すると、アメリカのセクシュアル・マイノリティ団体は早い段階から自分たちの交流・活動の場及びネットワークを形成するためにコミュニティを形成してきたが、それと同時に一般市民との交流を図った地域コミュニティとしての場が見られるようになった。その中でも LGBT コミュニティセンターの取り組みは、地域社会に向けた LGBT に関する総合的な情報提供や、地域住民とセクシュアル・マイノリティをつなげる、いわば基幹型としての役割を担っている。

具体的に見ると、その例の一つに「ロサンゼルス LGBT センター」がある。同センターは、同性愛者およびレズビアンの人々の権利活動家モリス (Morris Kight) によって 1969 年に設立した。LGBT の人々が健康で、平等で、そして完全な社会の一員として成長する世界を築くことをミッションとしている。そして、地域社会のニーズを満たすための先駆的なプログラムと支援を支援し、ロサンゼルスおよびそれ以降の地域で LGBT の個人と家族を支援している。また、2010 年 10 月 2 日、同センターは、LGBTQ のモデルプログラムを作成するために、米国連邦保健社会福祉省 (HHS) から 5 年間で 1,330 万ドルの助成金を受けた。これは連邦政府による LGBT 組織への史上最大の助成金であり、政府機関や学術機関には行かなかった合計 6 つの助成金からの唯一の助成金とされる⁸²。

日本においては、アメリカの「LGBT コミュニティセンター」のような基幹型のセンターは未だないが、似た取り組みをする団体は各自治体を中心に増えている。例えば、渋谷区にある「渋谷男女平等・ダイバーシティセンター<アイリス>」は、セクシュアル・マイノリティと地域住民との交流を目指した事業を展開している。また、大阪市淀川区では 2013 年 9 月「LGBT 支援宣言」を発表し、2014 年 7 月から LGBT に特化した「LGBT 支援事業」を実施している。日本社会で自治体が LGBT を支援すると正式に宣言し、LGBT に特化した支援事業を行っているのは淀川区が初めてであり、LGBT を含めて誰もが自分らしく暮らすまちづくりを目的としている。以下は、2018 年 2 月 6 日に大阪市淀川区の「LGBT 支援事業」の担当者を対象に行ったインタビュー調査で聞き取った内容である。

「LGBT 支援事業」は区長の指示により始まったが、その背景には、区長と同性愛者であることを公表した在大阪・神戸米総領事パトリック・J・リネハン氏との会談があった。区長が当事者に会い、当事者から LGBT である苦しみについての話を聞き、LGBT に対する市民の理解不足と偏見による差別の深刻さに気付いたのがきっかけであった。東京 23 区が特別区として選挙で区長が選ばれるのとは異なり、大阪市の区長は公募により選出された民間出身の人であったため、このような事業が可能になった。

⁸² 「ロサンゼルス LGBT センター」のホームページ

<https://lalgbtcenter.org/>

淀川区は差別・偏見により見えにくかった LGBT 当事者を見えるようにするために当事者を招き、当事者と市民のトークセッションなどを設け、当事者の声を直接に聞くことで、LGBT 当事者は身近な存在であることを実感できるようにしていた。最初、淀川区の「LGBT 支援事業」は区長の指示によるトップダウン型で開始されたが、支援事業の企画・運営においては、当事者団体に委託事業として委託し、当事者の視点で企画・運営されていた。また、支援事業の内容をみると、区が一方的に LGBT 当事者に何かの支援を行うのではなく、まずは電話相談で当事者ニーズを把握した上で、そこで浮き彫りになった課題が共有されるように区広報誌や SNS などで発信し続けていた。そして、淀川区の働きかけにより、府の就労支援センターにトランスジェンダーの相談員を配置することと、学校の教員を対象に啓発のパンフレットを作成し、配布することが出来た。そして、コミュニティスペースを月 2 回開催しており、参加する当事者から、「今までオフラインでのつながりがなかったが、実際に顔を合わせて話ができる場ができて良かった」、「当事者のための民間団体はあるが、誰が来るのか分からずに怖いし、行きにくかったが、区が開催すると安心して参加することができる」という意見を得ているという。

このように、日本のセクシュアル・マイノリティ団体は、これまで一貫して当事者の声を重視しながら、当事者の家族や友人など、当事者の生活に直接影響を与える身近なコミュニティの改善に力を入れてきたこともあり、それが少しずつ拡大していくことによって、セクシュアル・マイノリティたちが当事者であることを隠さずに地域のコミュニティに溶け込んで生活することが実現されつつある。

今後、韓国においても政策や制度づくりを目指したマクロ的アプローチの運動ばかりではなく、アメリカや日本のような当事者の地域生活における困難や生活課題に目を向けたミクロ的アプローチの運動が求められ、「社団法人シンナヌンセンター」はその取り組みの結節点形成を試みようとしている。

第3節 新たなコミュニティの生成とエンパワメント

今まで<居場所としてのコミュニティ>、<交流・活動の場としてのコミュニティ>、<運動の場としてのコミュニティ>という3つのコミュニティと「社団法人シンナヌンセンター」という<結節の場としてのコミュニティ>について述べたが、この4つのコミュニティはセクシュアル・マイノリティ運動がエンパワメントしていく過程において重要な役割を果たしている。したがって、4つのコミュニティと、序章のエンパワメントの分析枠組みに提示したエンパワメント及びニーズ概念との関係を見ると次のようなことが言える。

最初に、当事者がセクシュアルに関する問題を自分の特別な問題と認識してしまう場合がある。その時は当事者が自分たちの社会的ニーズが分からない状況であり（非認知ニーズ）、次第に当事者性も生まれず、当事者の抱える問題は社会に可視化されない状況にある。その中でセクシュアル・マイノリティの自分の性的指向や性自認などが周りの人と異なることから起因する様々な不安や、自分の望む相手と出会いたい欲求などは強くなっていく

なかで〈居場所としてのコミュニティ〉が生成されていく。その後、「私たちの問題」と認識する当事者たちが集まり、当事者の「自分の問題」は「私たちの問題」にシフトしていく。〈交流・活動の場としてのコミュニティ〉が形成される中で、当事者たちは当事者性を獲得することができ、自分たちのニーズを明確にすることができる。次第に、そのニーズを共有できた仲間とは〈運動の場としてのコミュニティ〉を形成することになる。明確にできた当事者たちのニーズは要求ニーズに変わり、当事者たちは社会に理解を求めつつ、社会を変革していく運動を通して要求ニーズは承認ニーズに変わる。

以上に述べたことは、既存のエンパワメントに関わる3つのコミュニティの関係である。近年の新たなコミュニティの動きは、既存の当事者が自分たちのニーズとして、または社会問題として意識していない、いわゆる非認知ニーズの状況に対して、当事者の新たなニーズを生成する試みである。その新たな動きを生み出すのが〈結節の場としてのコミュニティ〉と言える。それは、今まで韓国において政策や制度づくりをめざしたマクロ的アプローチ運動の成果として国家人権委員会法や人権条例などが制定されるようになったが、それらの取り組みではセクシュアル・マイノリティが抱える生活課題の解決において限界があるという認識を背景に、生活課題の改善に目を向けたミクロ的アプローチが求められているという新たなニーズへの気づきにつながる。また、その他にも社会的にほとんど知られていないLGBT以外のインターセックスや無性愛者などのセクシュアル・マイノリティが今まで自分の問題としてしか認知していなかった問題を社会的な解決の必要な新たなニーズとして認知できるようにする機能を持つ。

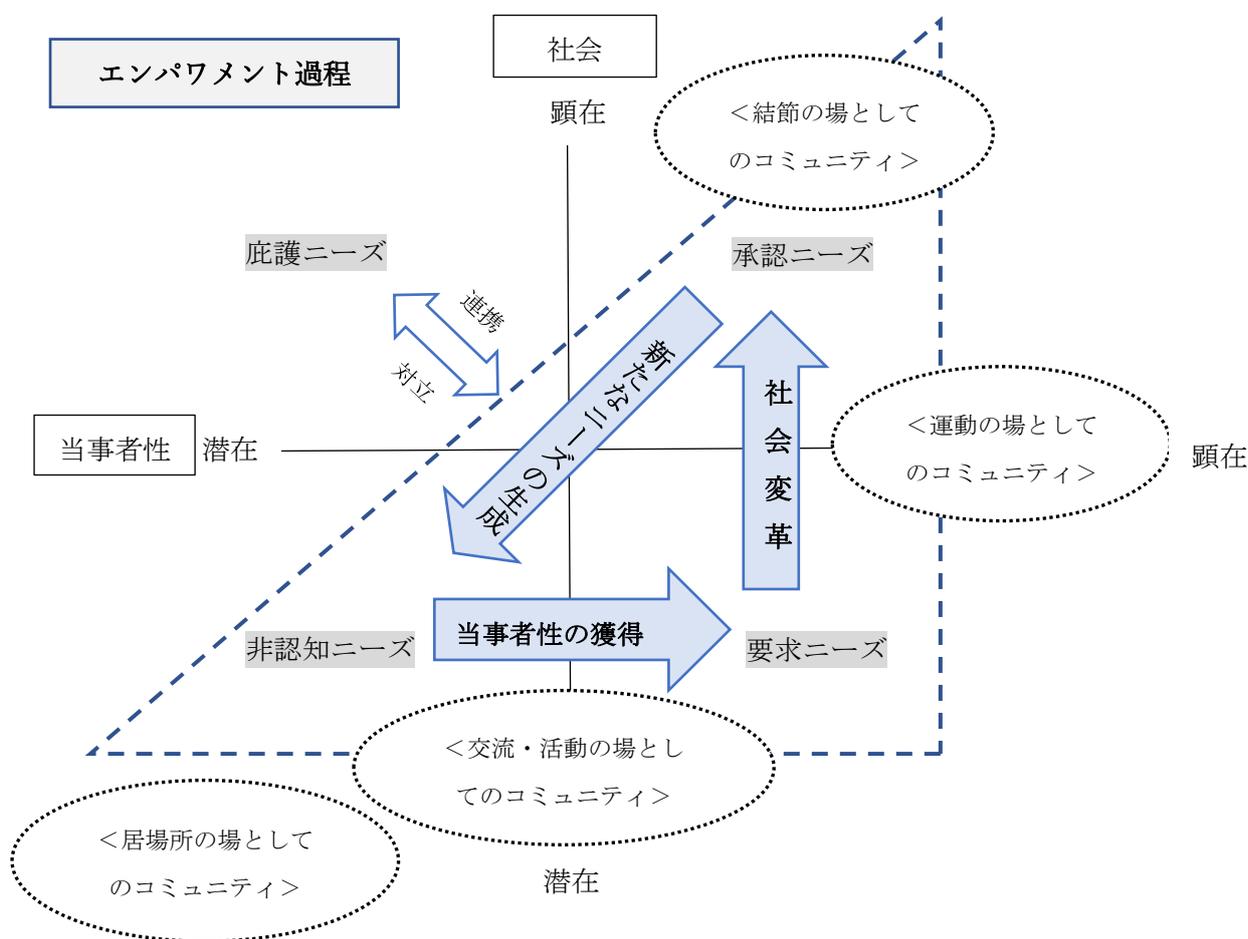
石川（1999）は、存在証明の政治の中で、被差別者において存在証明の問題が突出するようになっていると言い、そのような存在価値を剥奪された人々はそれを回復するために存在証明に拍車をかけていると述べている。そして、その存在証明の方法として、4つの「印象操作」、「補償努力」、「他者の価値剥奪」、「価値の取り戻し」を挙げている。その4つの方法の中で、「価値の取り戻し」に注目し、「社団法人シンナヌンセンター」の試みを位置づけたい。「価値の取り戻し」は、「社会の支配的な価値を作り変えることによって、これまで否定的に評価されてきた自分の社会的アイデンティティを肯定的なものへと反転させようとする」（石川、1999：50）ことである。つまり、「社団法人シンナヌンセンター」が試みていることも、セクシュアル・マイノリティに対する今までの否定的な評価を肯定的なものへと反転しようとしているのである。今までの団体が既成の価値に対抗する形でセクシュアル・マイノリティ存在を認めさせようとする戦略をとってきているのに対して、「社団法人シンナヌンセンター」のキム・スンファン氏は、地域の中でセクシュアル・マイノリティの拠点を作って、その拠点を活用しながら「価値の取り戻し」を図って行こうとしているといえる。

新たなコミュニティは、社会において顕在的コミュニティであると同時に当事者性も強い。ただし、これは、〈運動の場としてのコミュニティ〉における社会の可視化および当事者性の強さとは性格が異なる。社会の可視化においては、地域の中に溶け込みながら、自分たちの存在を明確に示すというより地域の住民として交流を求める。また、当事者性におい

でも、当事者の連帯や当事者中心の運動ではなく、新たな文化の主体という側面から当事者性を創り出そうとしている。すなわち、今まで韓国のセクシュアル・マイノリティは否定的に捉えられ、当事者運動においても「あいまいな当事者性」戦略を行ってきたが、「社団法人シンナヌンセンター」は、既存の価値をひっくり返して自分自身の当事者性を隠さずに活動する場としてのコミュニティを構築することをめざしている。そして、前にも述べたように、文化の持つ変革の力を用いて社会を変えていこうとしている。

これらの<結節の場としてのコミュニティ>は、既存の人権の保障や政策的改善を求めるこれまでの運動から、セクシュアル・マイノリティの生活する地域コミュニティを基盤にして身近な生活課題を改善する運動に方向性を大きく変えるその一歩であると言える。

以上の内容を序章で提示したセクシュアル・マイノリティ運動のエンパワメントの分析枠組みに位置付けると以下の図のようになる。



図終 - 1 : エンパワメント過程とコミュニティの関係
(出典 上野 (2011) のニーズ論を参考に筆者作成)

第4節 研究の限界と課題

本研究では、韓国セクシュアル・マイノリティ運動に注目して、現在の運動の成果および課題について論じてきたが、筆者は一貫して、現在の運動においてセクシュアル・マイノリティの抱える生活課題が潜在化し、運動で注目されていないことに問題意識をもっていた。その問題意識を出発点としてそれを改善するための新たな提案をすることを目指す中で、「あいまいな当事者性」の概念や4つのコミュニティの概念を生成ができたことは本研究の成果と言える。

一方、本研究において十分な検討ができず、今後の課題として検討すべきことがある。1つ目は、セクシュアル・マイノリティ運動の課題としてセクシュアル・マイノリティの潜在化している生活課題に注目していないことを指摘してきたが、今回の研究においても十分な検討はできなかった。韓国におけるセクシュアル・マイノリティの生活実態に関する調査は2000年代に入って国や地方自治体そして、セクシュアル・マイノリティの人権団体を主体として行われてきた。そしてその実態調査のピークは2014年度であり、既述のようにチングサイの20周年を記念して行った「韓国 LGBTI コミュニティ社会のニーズ調査」⁸³と「公益人権法財団共感」が実施した「性的指向・性自認による差別実態調査」がある。しかし、2014年度以降はそれほど調査が行われておらず、現在のセクシュアル・マイノリティの生活課題に関する調査が必要である。その意味で、本研究においてはセクシュアル・マイノリティ運動団体に焦点を当てたこともあり、当事者団体を対象に調査はできたものの、当事者一人ひとりの声を聴くことはできなかった。したがって、今後、セクシュアル・マイノリティ一人ひとりの具体的な生活課題に対しての調査を行う必要がある。

2つ目は、セクシュアル・マイノリティの生活課題を社会福祉の問題として位置づけ、社会福祉領域において十分な検討がなされていない問題と、今後当事者と社会福祉の専門機関などがどのように連携すべきかの検討が必要な点である。例えば、日本では淀川区や渋谷区のように自治体がセクシュアル・マイノリティと連携をしながらセクシュアル・マイノリティのめぐる問題を地域生活の課題として捉え、その解決のために新たな事業を展開している。当事者団体だけでは取り組むことが難しい事業なども自治体と一緒に連携することによって可能になっていくことが見られている。

一方、韓国においては、既述のように、「社団法人シンナヌンセンター」といった新たなコミュニティを基盤とした運動が動き出している。特に、映画祭などの文化的実践を通して、セクシュアル・マイノリティの文化が地域住民との交流を生み出し、自然に地域に根を張り、その文化の広がりによってセクシュアル・マイノリティの生活課題を解決していくことに対しては一定の期待できることがある。しかし、当事者と社会福祉がより生活に密着した形で連携することによってセクシュアル・マイノリティの課題を社会福祉の問題として位置

⁸³ 調査期間は、2013年10月21日～12月24日で、アンケート調査には4,176名、面接調査には49名の当事者が協力した。

付けることは重要である。

3つ目は、韓国社会は、セクシュアル・マイノリティの人権をめぐって、擁護し拡大しようとする立場と反対する立場が拮抗していることが大きな特徴でもある。そこで、人権保障を進めている立場であるセクシュアル・マイノリティ団体には数回にわたってインタビュー調査を行ったが、それに反対する立場であるキリスト教や親団体などにはインタビュー調査が難しく、文献調査に留まった。研究の客観性や中立性のためにはセクシュアル・マイノリティの人権保障に反対する側の意見もしっかり調査し、論じる必要があったが、反対する側の主張の激しさなどもあり、調査を見送った。今後、慎重に検討し、反対する側の意見についてもインタビュー調査などを通して把握する必要がある。

引用文献・参考文献リスト

書籍・論文

- 赤杉康伸, 土屋ゆき, 筒井真樹子 (2004) 『同性パートナー—同性婚・DP法を知るために』 社会批評社.
- アルトマン・デニス, 岡島克樹・河口和也・風間孝訳 (2010) 『ゲイアイデンティティ—抑圧と解放—』 岩波書店.
- 안병무 (1998) 『역사와 해석』 한국신학연구소 (アン・ビョンム (1998) 『歴史と解釈』 韓国神学研究所).
- 안진 (2011) 「광주광역시 학생인권조례의 내용과 과제」 전남대학법률행정연구소, 법학총론 (31), pp. 705-743 (アン・ジン (2011) 「光州広域市の学生人権条例の内容と課題」 全南大学法律行政研究所, 『法学論叢』 (31), pp. 705-743).
- 安梅勅江編著 (2005) 『コミュニティ・エンパワメントの技法—当事者主体の新しいシステムづくり』 医歯薬出版, pp. 2-15.
- 安齋智子 (2003) 『『居場所』概念の変遷 (特集 乳幼児は心の拠り所をどのように形成していくのか)』 『発達』 24 (96), pp. 33-37.
- 浅野素女 (2014) 『同性婚, あなたは賛成? 反対?—フランスのメディアから考える』 パド・ウィメンズ・オフィス.
- バトラー, ジュディス., 竹村和子訳 (1990=1999) 『ジェンダー・トラブル—フェミニズムとアイデンティティの攪乱—』 青土社.
- チョーンシー・ジョージ, 上杉富之・村上隆則訳 (1991=2006) 『同性婚—ゲイの権利をめぐるアメリカの現代史』 明石書店.
- 조대훈 (2006) 「침묵의 교육과정을 넘어서: 성적 소수자의 인권과 사회과교육」 『시민교육연구』 38(3), pp. 211-241 (チョ・デフン (2006) 「沈黙の教育課程を越えて: セクシュアル・マイノリティの人権と社会科教育」 『市民教育研究』 38(3), pp. 211-241).
- 조대엽 (2007) 『한국의 사회운동과 NGO—새로운 운동주기의 도래』 아르케 (チョ・デヒョプ (2007) 『韓國の社会運動とNGO—新たな運動周期の到来』 ARCHE).
- 조희연 (1990) 『한국사회운동사: 한국변혁운동의 역사와 80년대의 전개과정』 한울 (チョ・ヒョン (1990) 『韓國社会運動史: 韓國變革運動の歴史と80年代の展開過程』 한울).
- 조여울 (2005) 「국가인권정책기본계획 수립을 위한 성적소수자 인권 기초현황조사」 『2005년도 국가인권위원회 인권상황실태 연구용역보고서』 (チョ・ヨウル (2005) 「国家人権基本計画樹立のためのセクシュアル・マイノリティ人権基礎現況調査」 『2005年度国家人権委員会人権状況実態研究委託報告書』).
- 조미나 (2001) 「사이버 공간에서 동성애자 집단의 소수 문화적 특성에 대한 연구」 전남대학교 대학원, 석사논문 (チョ・ミナ (2001) 「サイバー空間での同性愛者集團の少数文化的特性に対する研究」 全南大学校大学院, 修士論文)
- 崔亨默, 金忠一訳 (2013) 『権力を志向する韓國のキリスト教—内部からの対案—』 新教出

版社.

- 최선욱 (1996) 「한국 게이 운동의 담론 분석 “친구사이” 사례를 중심으로」 서울대학대학원, 석사논문, pp. 71-73 (チェ・ソンウク (1996) 「韓国ゲイ運動の言説分析 “チングサイ” の事例を中心に」 ソウル大学大学院, 修士論文, pp. 71-73).
- デランティ, ジェラード., 山之内靖・伊藤茂訳 (2003=2006) 『コミュニティ グローバル化と社会理論の変容』 NTT出版.
- エンゲストローム, ユーリア., 山住勝広他訳 (1987=1999) 『拡張に』 による学習: 活動理論からのアプローチ』 新曜社.
- エスマラルダ, KIRA (2015) 『同性パートナーシップ証明、はじまりました。—渋谷区・世田谷区の成立物語と手続きの方法』 ポット出版.
- Gutiérrez, L. M., Parsons, R. J., Cox, E. O., 小松源助監訳 (1998=2000) 『ソーシャルワーク実践におけるエンパワーメント——その理論と実際の論考集』 相川書房.
- ハルプリン, 데이ヴィッド.M., 石塚浩司訳 (1990=1995) 『同性愛の百年間:ギリシア的愛について』 法政大学出版局.
- 한봉석 (2015) 「서울시민 인권헌장 사태를 통해 본 인권과 민주주의, 그리고 성소수자 문제」 『역사문제연구』 33, pp. 511-539 (ハン・ボンソク (2015) 「ソウル市民人権憲章の事態を通してみる人権と民主主義,そしてセクシュアル・マイノリティ問題」 『歴史問題研究』 33, pp. 511-539).
- 한채윤 (2011) 「특집 소수자 운동의 새로운 전개 한국 레즈비언 커뮤니티의 역사」 『진보평론』 49, pp. 100-128 (ハン・チュユン (2011) 「特集 マイノリティ運動の新しい展開 韓国レズビアン・コミュニティの歴史」 『進歩評論』 49, pp. 100-128).
- 韓東賢 (2006) 「韓国・性的マイノリティ番組の放送中止騒動について」 『チマ・チョゴ리制服の民族誌—その誕生と朝鮮学校の女性たち』 双風舎.
- 한국여성성적소수자인권모임 끼리끼리 (2004) 「한국 레즈비언 인권운동 10년사」 『진보평론』 20, pp. 39-68 (韓国女性セクシュアル・マイノリティ人権団体키리키리 (2004) 「韓国레즈비안人権운동10년사」 『進歩評論』 20, pp. 39-68).
- 한국게이인권운동단체 친구사이 (2011) 「친구사이와 한국의 게이 인권운동」 『진보평론』 49, pp. 60-99 (韓国ゲイ人権運動団体チング사이 (2011) 「チング사이と韓国のゲイ人権運動」 『進歩評論』 49, pp. 60-99).
- 한국게이인권운동단체친구사이 (2014) 『한국LGBTI 커뮤니티 사회적 욕구조사 최종보고서』 (韓国ゲイ人権運動団体チング사이 (2014) 『韓国LGBTI 커뮤니티 사회적 욕구조사 최종보고서』).
- 한국정신문화연구원 (2000) 『386세대의 가치관과 21세기 한국』 한국정신문화연구원 (韓国精神文化研究院 (2000) 『386世代の価値観と21世紀韓国』 韓国精神文化研究院).
- 한은영 (2011) 「변태소녀들의 커뮤니티를 통한 자기표현—이화변날 레즈비언문화제를 중심으로—」 『현대사회과학연구』 15, pp. 135-155 (ハン・ウンヨン (2011) 「変態少女たち

- のコミュニティを通じた自己表現—イファビショナルレズビアン文化祭を中心に—」『現代社会科学研究』15, pp. 135-155).
- 한유석 (2013) 「성소수자들의 공간 전유와 커뮤니티 만들기—이태원 소방서 골목 사례 연구—」『서울도시연구』14(1), pp. 253-269 (ハン・ユソク (2013) 「섹슈얼·마이노리티らの空間専有とコミュニティ構築—梨泰院(이태원)消防署の事例研究—」『ソウル都市研究』14(1), pp. 253-269).
- 原田雅史 (2004) 「섹슈얼마이노리티とヘテロ섹시ズム—差別と当事者の心理的困難をめぐって—」『ジェンダー研究 : お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報』8, pp. 145-157.
- 橋本和幸 (2012) 「コミュニティ論の新たな方向を目指して : 隣人・贈与・互酬性」『北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要』5, pp. 180-201.
- 橋本卓也 (2006) 「重度障害者のセルフ・エンパワメントの視点と展開プロセス—医学的リハビリテーションモデルと自立生活モデルの比較を通して—」『生活科学研究誌』5, pp. 151-163.
- 平川毅彦 (2008) 「二本立てのコミュニティ論と地域福祉 : 都市社会学と社会福祉学の狭間から」『日本都市社会学会年報』26, pp. 5-20.
- 広田康生 (1998) 「リプライ : 都市コミュニティ論におけるエスニシティ研究の現在の文脈と課題」『日本都市社会学会年報』16, pp. 160-163.
- 홀릭 (2010) 「한국성적소수자문화인권센터 스스로 행복해지기 위해 즐거운 싸움을 벌이는 사람들」『여성이론』23, pp. 282-296 (ホリック (2010) 「韓国性的少数者文化人権センター 幸せになるために自ら楽しい喧嘩をする人々」『女性理論』23, pp. 282-296)
- 홍근수 (2001) 「향린교회 정의·평화·창조질서의 보전을 위한 선교공동체」『한국여성신학』46, pp. 127-130 (ホン・グンス (2001) 「ヒャンリン教会の正義・平和・創造秩序の保全のための宣教共同体」『韓国女性神学』46, pp. 127-130).
- 홍성태 (2017) 「한국의 사회변동과 운동리더십의 역사적 변환」『민주주의와 인권』17(1), pp. 39-77 (ホン・ソンテ (2017) 「韓国の社会変動と運動リーダーシップの歴史的変換」『民主主義と人権』17(1), pp. 39-77).
- 堀江有里 (2006) 『「レズビアン」という生き方 : キリスト教の異性愛主義を問う』新教出版社.
- 堀江有里 (2015) 『レズビアン・アイデンティティーズ』洛北出版.
- 堀川修平 (2016) 「日本の섹슈얼·마이노리티〈運動〉における『学習会』活動の役割とその限界 : 一南定四郎による〈運動〉の初期の理論に着目して—」『ジェンダー史学』12(0), pp. 51-67.
- 堀川修平 (2017) 「섹슈얼·마이노리티に引かれる『境界線』」『総合人間学研究』11, pp. 56-67.
- 허경운 (2014) 「동성애자들의 병영생활에 적응에 관한 현상학적 연구」백석대학교 기독교

- 교 전문대학원, 박사논문 (ホ・ギョンウン (2014) 「同性愛者たちの兵營生活に適應に関する現象学的研究」白石大学, キリスト教専門大学院, 博士論文).
- Ife Jim (2006) *Human Rights and Human Services-OPPortunities and Challenges* (= 2006, 김형식역 「인권과 사회복지 서비스: 기회와 도전」 국가인권위원회, 사회복지 분야 인권관점 도입확산을 위한 워크숍 자료, pp. 3-19.) Ife Jim (2006) *Human Rights and Human Services-OPPortunities and Challenges* (=2006, 김·ヒョンシク訳 「人權と社会福祉サービス: 機会と挑戦」 国家人權委員会, 社会福祉分野人權觀點の導入拡散のためのワークショップ資料, pp. 3-19).
- 飯島幸子, 岸本真祐, 中村佐知子, 村上浩幸 (2016) 「平成27年度調査報告 性的マイノリティ支援にかかる課題の整理」『かながわ政策研究・大学連携ジャーナル』 10, pp. 27-70.
- 石川准 (1999) 「障害、テクノロジー、アイデンティティ」『障害学への招待』 明石書店, p. 41-78.
- 岩川奈津, 都築繁幸 (2017) 「社会福祉領域におけるエンパワメント概念の枠組みと障害種別のエンパワメントの内容の検討」『障害者教育・福祉学研究』 13, pp. 55-66.
- 장석준 (2016) 「1987년 이후 한국 사회운동의 역사적 궤적과 현재의 성찰—서구 사회운동과 비교하며」『시민과 세계』 29, pp. 57-84 (ジャン・ソクジュン (2016) 「1987年以降韓国社会運動の歴史的軌跡と現在の省察—西欧社会運動と比較して」『市民と世界』 29, pp. 57-84).
- 전현희 (2000) 『동성애의 법적 고찰 시민과 변호사』 83, p. 73 (ジョン·ヒョンヒ (2000) 『同性愛の法的考察・市民と弁護士』 83, p. 73).
- 정연부 (2011) 「학생인권조례에 관한 공법적 검토」『토지공법연구』 52, pp. 559-587 (ジョン·ヨン브 (2011) 「学生人權條例に対する公法的検討」『土地公法研究』 52, pp. 559-587).
- 정민화 (2011) 「다문화가정 자녀의 군 적응정책 방안」 동아대학교, 박사논문 (ジョン·ミンファ (2011) 「多文化家庭子女の軍適應政策案」 東亜大学, 博士論文).
- 지승호, 행동하는성소수자인권연대 (2011) 『후천성 인권 결핍 사회를 아웃팅하다』 시대의창 (ジ・スンホ, 行動する性少数者人權連帶 (2011) 『後天性人權欠乏の社会をアウトティングする』 時代の窓).
- 정동철 (1976) 「성도착증 이야기—동성애」『건강소식』 4(7), pp. 48-49 (ジョン·ドン철 (1976) 「性倒錯症の話—同性愛」『健康便り』 4(7), pp. 48-49).
- 정원희 (2014) 「한국 개신교의 동성애 논쟁과 사회적 실천—감정의 동학과 의례를 중심으로—」『한국사회학』 48(2), pp. 165-202 (ジョン·우온히 (2014) 「韓国プロテスタントの同性愛論争と社会的実践—感情の動学と儀禮を中心に—」『韓国社会学』 48(2), pp. 165-202
- 정희진, 권김현영, 루인, 류진희, 한채운 (2017) 『양성평등에 반대한다』 교양인 (ジョン·히진, 쿤김현영, 루인, 류진희, 한채운 (2017) 『兩

- 性平等に反対する』教養人).
- 정태석 (2006) 「시민사회와 사회운동의 역사에서 유럽과 한국의 유사성과 차이」 『경제와 사회』 72, pp. 125-147 (ジョン・テソク (2006) 「市民社会と市民運動の歴史におけるヨーロッパと韓国の類似性と差異」 『経済と社会』 72, pp. 125-147).
- 전원근 (2015) 「1980년대 『선데이서울』 에 나타난 동성애 담론과 남성 동성애자들의 경험」 『젠더와 문화』 8(2), pp. 139-170 (ジョン・ウォングン (2015) 「1980年代 『サンデーソウル』 に現われた同性愛談論と男性同性愛者たちの経験」 『ジェンダーと文化』 8(2), pp. 139-170).
- जूरी (2012) 「권리의 공백, 청소년의 성적 권리 : 학생인권조례제정운동을 되돌아보며」 『여/성이론』 26, pp. 229-243 (ジュリー (2012) 「権利の空白, 青少年の性的権利 : 学生人権条例制定運動を振り返って」 『女/性理論』 26, pp. 229-243).
- 風間孝, 河口和也 (2010) 『同性愛と異性愛』 岩波書店.
- 上川あや (2007) 『変えてゆく勇氣—「性同一性障害」の私から』 岩波新書.
- 강정현 (2002) 「지금 바로 유권자로서 커밍아웃 할 때다」 『BUDDY』 20, pp. 56-57 (カン・ジョンヒョン (2002) 「只今有権者としてカミングアウトする時だ」 『BUDDY』 20, pp. 56-57).
- 케이 (2004) 「나는 존재한다 고로 요구 할 것이다」 『‘차이’ 로 ‘차별’ 견어찬 ‘보랏빛 무지개’ —레즈비언 인권운동 10년사』 217, pp. 149-154 (케이 (2004) 「私は存在するゆえに要求するだろう」 『‘差異’ で ‘差別’ を蹴飛ばした ‘紫の虹’ —レズビアン人権運動10年史』 217, pp. 149-154).
- 강오름 (2015) 「“LGBT, 우리가 지금 여기 살고 있다” —현대 한국의 성적소수자와 공간」 『비교문화연구』 21(1), pp. 5-50 (カン・オルム (2015) 「“LGBT, 我々が今ここに住んでいる” —現代の韓国性的少数者と空間」 『比較文化研究』 21(1), pp. 5-50).
- 菅野優香 (2019) 「コミュニティを再考する クィア・LGBT映画祭と情動の社会空間」 『クィア・スタディーズをひらく 1 アイデンティティ, 커뮤니티, 스페이스』 晃洋書房, pp. 110-133.
- 加藤慶 (2013) 「国連・ユネスコ・IFSW及びアメリカにおける同性愛の子どもに関する対応」 『社会福祉学』 37, pp. 43-51.
- 加藤慶 (2014) 「アメリカにおける性的指向・同性愛に関するソーシャルワーク専門職養成教育—日本における社会福祉専門職養成教育の検討を目的として—」 『社会福祉学』 38, pp. 11-18.
- 加藤慶 (2015) 「アメリカにおける男性同性愛高齢者の特徴と社会サービスの提供に関する研究」 『社会福祉学』 39, pp. 33-38.
- 川坂和義 (2008) 『『カミングアウト』 の困難』 『Gender and sexuality』 03, pp. 59-73, 国際基督教大学.
- 河井亨 (2012) 「Y. エンゲストロームの形成的介入の方法論 : 教育実践と調査・研究の形成

- 的關係に向けて」『京都大学大学院教育学研究科紀要』58, pp. 453-465.
- 河口和也 (2003) 『クィア・スタディーズ』岩波書店.
- 菊地夏野, 堀江有理, 飯野由里子 (2019) 『クィア・スタディーズをひらく1 アイデンティティ, コミュニティ, スペース』晃洋書房.
- 金東勲 (2005) 「韓國の国家人權委員会と差別撤廃」『部落解放研究』167, pp. 14-29.
- 김희연 (2004) 「韓國의 레즈비언 놀이문화 연구: 클럽(Club)과(Bar)에서 드러나는 소수 문화적 특징을 중심으로」한양대학교, 석사논문 (キム・ヒョン (2004) 「韓國レズビアン遊び文化研究: 클럽(Club)と(Bar)に現れる少数文化的な特徴を中心に」漢陽大学, 修士論文).
- 김재용 (2011) 「동성애와 차별금지법안에 대한 기독교 윤리적 반성—2008년1월28일 노회찬의원등 국회의원 10인이 발의한 차별금지법안을 중심으로」장로회신학대학교대학원, 석사논문 (キム・ジェヨン (2011) 「同性愛と差別禁止法案に対するキリスト教の倫理的反省—2008年1月28日ノ・ヒチャン議員等国家議員10人が発議した差別禁止法案を中心に」長老会神学大学大学院, 修士論文).
- 김소라 (1998) 「동성애 담론의 역학관계」성균관대학대학원, 석사논문 (キム・소라 (1998) 「同性愛言説の力学關係」成均館大学大学院, 修士論文).
- 김송혜숙 (1999) 「동성애와 매매춘, 여성운동의 새로운 목소리1: 한국여성동성애자운동과 페미니즘」『여성과 사회』10, pp. 43-50 (キムソン・ヘスク (1999) 「同性愛と売買春, 女性運動の新しい声1: 韓國女性同性愛者運動とフェミニズム」韓『女性と社会』10, pp. 43-50)
- 김수경 (2015) 「인권의 보편성에 대한 두 가지 시선—동성애 권익운동과 이주민 권익운동을 중심으로—」『한국사회학회 사회학대회 논문집』12, pp. 213-214 (キム・스ギョン (2015) 「人權の普遍性に対する二つの視線—同性愛權益運動や移住民權益運動を中心に—」『韓國社会学会社会学大会論文集』12, pp. 213-214).
- 김태명 (2003) 「성적 소수자에 대한 법의 태도 변화 (동성애와 성전환을 중심으로)」『성평등 연구』7, pp. 113-130 (キム・데미ョン (2003) 「섹슈얼·마이노리티에 대한 법의 태도의 변화 (同性愛와 性轉換を中心に)」『性平等研究』7, pp. 113-130).
- 김연주, 나영정 (2013) 「서울학생인권조례 제정운동을 통한 시민권의 재구성: 연령과 섹슈얼리티를 중심으로」『기억과 전망』28, pp. 312-356 (キム・ヨン주, 나·영정 (2013) 「서울學生人權條例の制定運動を通した市民權の再構成: 年齢とセクシュアリティを中心に」『記憶と展望』28, pp. 312-356).
- 桐原奈津, 坂西友秀 (2003) 「섹슈얼·마이노리티에 대한 섹슈얼·마조리티의 태도와 카밍·아웃에 대한 반응」『埼玉大学紀要』52(1), pp. 55-80.
- 고춘완 (2005) 「장애인운동의 전개과정과 그 특징—2000년 이후 몇 가지 운동사례를 중심으로」『진보평론』26, pp. 231-256 (고·춘완 (2005) 「障害者運動の展開過程とその特徴—2000年以降のいくつかの運動事例を中心に」『進歩評論』26, pp. 231-256).

- 久木田純(1998)「エンパワーメントとはなにか」『現代のエスプリ』376, pp.10-34.
- 久保紘章, 副田あけみ (2005)『ソーシャルワークの実践モデル—心理社会的アプローチからナラティブまで』川島書店.
- 국가인권위원회(2014)「성적지향 성별정체성에 따른 차별 실태조사」(国家人權委員會 (2014)「性的指向・性別アイデンティティによる差別実態調査」).
- 권진숙, 오현숙 (1995)「임상사회사업실천에 있어서의 성적이슈에 관한 고찰」『정신보건 과사회사업』2, pp.139-159 (クオン・ジンスク, オ・ヒョンस्क (1995)「臨床社会事業 実践における性的イシューに関する考察」『精神保健科社会事業』2, pp.139-159).
- KwonKim&Cho (2011) *The Korean Gay and Lesbian Movement 1993-2008: From "Identity" and "Community" to "Human Rights"*, Shin&Chan 『South Korean Social Movements: From Democracy to Civil Society』Routledge, pp.207-223.
- 이병량 (2010)「한국 성적소수자 인권운동의 전개와 정책적 대응:가설적 논의」『정부학 연구』16(2), pp.5-35 (イ・ビョンラン (2010)「韓国セクシュアル・マイノリティの人 権運動の展開と政策の対応:仮説的論議」『政府学研究』16(2), pp.5-35).
- 이춘구 (2012)「학생인권조례의 입법정책적 고찰—서울시 학생인권조례 논쟁을 중심으 로—」『법학연구』(35), pp.129-162 (イ・チュング (2012)「学生人權条例の立法政策的 考察—ソウル市学生人權条例の論争を中心に—」『法学研究』(35), pp.129-162).
- 이・헤솔 (1999)「韓国레즈비안人權運動史」, 韓国女性ホットライン連合編『韓国女性 人權運動史』図書出版ハヌル= (2004, 山下英愛訳『世界人權問題叢書51 韓国女性人權 運動史』明石書店, pp.455-509.
- 이희춘 (1988)「春園小説의 同性愛에 關한 考察」『한국어문학회』49(49), pp.163-191 (イ・ヒ춘 (1988)「春園小説の同性愛に関する考察」『韓国語文学会』49(49), pp.163-191).
- 이현재 (2015)「성소수자의 인권도시운동과 탈—전통적 연대 개념의 재구성—」『汎韓哲 學』78(3), pp.353-378 (イ・ヒョンジェ (2015)「セクシュアル・マイノリティの人權都 市運動と脱—傳統的連帶概念の再構成—」『汎韓哲學』78(3), pp.353-378).
- 이현진 (2014)「1980년대 성애영화 재평가를 위한 소고」『현대영화연구』18, pp.93-126 (イ・ヒョン진 (2014)「1980年代の性愛映画の再評価のための小考」『現代映画研究』 18, pp.93-126).
- 이황직 (2004)「한국 사회운동 참여자의 문화적 습속: 가족, 민중, 시민」『현상과 인식』 28 (4), pp.85-113 (イ・ファン직 (2004)「韓国社会運動参与者の文化的習俗: 家族, 民衆, 市民」『現象と認識』28 (4), pp.85-113).
- 이임하 (2014)『10대와 통하는 문화로 읽는 한국 현대사』철수와영희 (イ・임하 (2014) 『10代と通じる文化で読む韓国現代史』チョルスとヨンヒ).
- 이정은 (2004)「레즈비언 인권운동은 모든 여성이 행복해지는 운동」『‘차이’로 ‘차별’ 견어찬 ‘보랏빛 무지개’—레즈비언인권연구소 박김수진씨와 시로씨 인터뷰』217, pp.135-140 (イ・ジョンウン (2004)「레즈비안人權運動は全ての女性が幸せになる運

- 動』『差異』で『差別』を蹴飛ばした『紫の虹』—レズビアン人権研究所のパクキム・スジンシとシロシとのインタビュー』 217, pp. 135-140).
- 이서진 (2007) 「케이 남성의 장소 형성: 종로구 낙원동을 사례로」 『지리학논총』 49, pp. 23-44 (イ・ソジン (2007) 「ゲイ男性の場所の形成: 鍾路区楽園洞を事例に」 『地理学論叢』 49, pp. 23-44).
- 임현수, 진달용 (2011) 「아바타의 커밍아웃—미디어 환경 변화와 한국 게이 커뮤니티」 『한국언론학회 학술대회 발표논문집』 5, pp. 62-64 (イム・ヒョン스, 진·달용 (2011) 「アバターのカミングアウト—メディア環境の変化と韓国のゲイ・コミュニティ」 『韓国マスメディア学会学術大会発表論文集』 5, pp. 62-64).
- 松岡克尚 (2005) 「精神障害者のエンパワメントにおける『障害者文化』概念適用の可能性と課題」 『社会福祉学部紀要』 99, pp. 115-130.
- 민경숙 (2011) 「주디스 버틀러의 젠더 이론 어떻게 읽을 것인가」 『인문사회논총』 18, pp. 1-17 (민·경숙 (2011) 「ジュディス・バトラーのジェンダー理論をいかに読むのか」 『人文社会論総』 18, pp. 1-17).
- 宮内洋, 吉井裕明 (2010) 『<当事者>をめぐる社会学—調査での出会いを通して—』 北大路書房.
- 宮崎幹朗 (2012) 「コミュニティ論の展開と地域コミュニティの再構築」 『愛媛経済論集』 31 (2・3), pp. 51-63.
- 森実 (2006) 「アイデンティティとカミングアウト—自己・他者・社会との関わりの中で—」 『人権学習シリーズ』 8, pp. 1-11.
- 森下義重 (2012) 「コミュニティ論からみた地域社会参加の構造的課題: 札幌市の事例から」 『研究論集』 12, pp. 375-389.
- 森山至貴 (2017) 『LGBTを読みとく—クィア・スタディーズ入門』 ちくま新書.
- 永安幸正 (2001) 「システム論とコミュニティ論: 新しい黄金律を実現するために (〈小特集〉 『社会・経済システム』 第19号への批評)」 『社会・経済システム』 20, pp. 117-121.
- 中西絵里 (2017) 「LGBTの現状と課題—性的指向又は性認知に関する差別とその解消への動き—」 『立法と調査』 394, pp. 3-17.
- 中西正司, 上野千鶴子 (2003) 『当事者主権』 岩波新書.
- 남궁선 (2008) 「성적소수자의 인권형성 과정과 사회복지의 역할 연구」 서울기독교대학교 대학원, 박사논문 (ナム궁·선 (2008) 「섹슈얼·마이노리티의 인권형성過程と社会福祉の役割研究」 ソウルキリスト教大学大学院, 博士論文)
- 나영정 (2015) 「한국 성소수자 운동과 제도화의 역설」 『진보평론』 63, pp. 228-257 (나·영정 (2015) 「韓国性少数者の運動と制度化の逆説」 『進歩評論』 63, pp. 228-257).
- 나영정, 정현희 (2015) 「성소수자 인구, 커뮤니티를 그리는 작업에서 마주치는 문제들—한국 LGBTI 커뮤니티 사회적 욕구조사를 중심으로—」 『여/성이론』 32, pp. 92-108 (나·영정, 정·현희 (2015) 「섹슈얼·마이노리티人口, 커뮤니티

- ティを描く作業で出会う問題—韓国LGBTIコミュニティ社会的欲求の調査を中心に—」
『女／性理論』32, pp. 92-108).
- 西梅幸治 (2004) 「ソーシャルワークにおけるエンパワメント実践展開研究の意義」『福祉社会研究』4・5, pp. 53-67.
- 西梅幸治 (2015) 「ジェネラル・ソーシャルワークにおけるエンパワメントの位置」『高知県立大学紀要 社会福祉学部編』65, pp. 13-29.
- Norah Carlin (1995) *The Roots of Gay Oppression* (=1995, 심인숙 역 『동성애자 억압의 사회사』 책갈피) Norah Carlin (1995) *The Roots of Gay Oppression* (=1995, シム・インスク訳 『同性愛者抑圧の社会史』 Bookmarks).
- 大橋謙策 (2014) 『ケアとコミュニティー福祉・地域・まちづくり— (講座ケア 新たな人間—社会像に向けて 第2巻)』 ミネルヴァ書房.
- 尾辻かな子 (2005) 『カミングアウト—自分らしさを見つける旅—』 講談社.
- 박차민정 (2018) 『조선의 퀴어』 현실문화 (パクチャ・ミンジョン (2018) 『朝鮮のクィア』 現実文化).
- 박찬운 (2011) 「국가인권위원회 10년, 인권정책을 평가한다」『법학연구』(34), pp. 39-78 (パク・チャンウン (2011) 「国家人權委員會10年, 人權政策分野を評価する」『法学研究』(34), pp. 39-78).
- 박지훈, 이진 (2013) 「성소수자에 대한 미디어의 시선 : 텔레비전에 나타난 홍석천과 하리수의 이미지 유형을 중심으로」『미디어, 젠더&문화』28, pp. 5-42 (パク・ジフン, 이・진 (2013) 「섹슈얼・마이노리티에 대한 미디어의視線 : 텔레비전에現れたホン・ソクチョンとハ・リスのイメージ類型を中心に」『미디어, 젠더&문화』28, pp. 5-42).
- 酒井隆史 (1996) 「性的指向性とアイデンティティ—アメリカ合衆国におけるゲイ運動の展開への考察—」『社会学年誌』37, pp. 105-118.
- 三部倫子 (2014) 『カムアウトする親子—同性愛と家族の社会学—』 御茶の水書房.
- 佐藤寛 (2005) 「援助におけるエンパワーメント概念の含意」『援助とエンパワーメント～能力開発と社会環境変化の組み合わせ～』 日本貿易振興機構アジア経済研究所, pp. 3-24.
- 荣留里美 (2008) 「地方都市のセクシュアル・マイノリティの権利が条例化するための条件—宮崎県都城市男女共同参画社会づくり条例の制定・再制定の動きを事例として—」『人権問題研究』8, pp. 93-110.
- 세지윅, 이브. K., 上原早苗, 亀澤美由紀訳 (2001) 『男同士の絆—イギリス文学とホモソーシャルな欲望』 名古屋大学出版会.
- 清野幾久子 (2007) 「人権主体論の再検討のための覚え書き—高齢者, 障害者, 性的マイノリティ—と人権」『明治大学法科大学院論集』(2), pp. 55-82.
- 徐阿貴 (2012) 『在日朝鮮人女性による「下位の対抗的な公共圏」の形成—大阪の夜間中学を核とした運動』 御茶の水書房.

- 서동진 (1993) 「근대자본주의 사회에서 동성애 정체성의 사회구성에 관한 연구」 연세대학교대학원, 석사논문 (ソ・ドンジン (1993) 「近代資本主義の社会における同性愛アイデンティティの社会的構成に関する研究」 延世大学大学院, 修士論文).
- 서동진 (2005) 「인권, 시민권 그리고 섹슈얼리티—한국의 성적 소수자 운동과 정치학—」 『경제와 사회』 67, pp. 66-87 (ソ・ドンジン (2005) 「人權, 市民權そしてセクシュアリティ—韓國のセクシュアル・マイノリティ運動と政治学」 『經濟と社会』 67, pp. 66-87).
- 성정숙, 이나영 (2010) 「사회복지(학)에서의 성적 소수자 연구의 동향과 인식론적 전망 : 페미니스트 섹슈얼리티 이론의 가능성」 『사회복지연구』 41(4), pp. 5-44 (ソン・ジョンスク, イ・ナヨン (2010) 「社会福祉(学)でのセクシュアル・マイノリティの研究の動向と認識論的な展望 : フェミニスト・セクシュアリティの理論の可能性」 『社会福祉研究』 41(4), pp. 5-44).
- 성소수자부모모임 (2018) 『커밍아웃 스토리 : 성소수자와 그 부모들의 이야기』 한티재 (섹슈얼・마이노리티親団体 (2018) 『カミングアウト・ストーリー : セクシュアル・マイノリティとその親たちの語り』 hantibooks).
- 서울특별시교육청 (2012) 『「서울특별시 학생인권조례」 해설서』 pp. 17-18 (ソウル特別市教育庁 (2012) 『「ソウル特別市学生人権条例」解説書』 pp. 17-18).
- 슌프로젝트 (2010) 『하나님과 만난 동성애』 한울 (シムプロジェクト (2010) 『神様と会った同性愛』 ハンウル).
- 下山田鮎美, 吉武清實, 三島一郎, 上埜高志 (2002) 「エンパワーメント理論を用いた実践活動および研究の動向と課題」 『宮城大学看護学部紀要』 5, pp. 11-19.
- Solomon, Barbara. Bryant. (1997) *Black Empowerment: Social Work in Oppressed Communities*. Columbia Univ. Press.
- SOGI법정책연구회 (2013) 「기획연재 공익인권활동(2) 『성적지향・성별정체성 법정책연구회』 소개」 『법과 사회』 제45호, pp. 455-460 (SOGI法政策研究会(2013) 「企画連載公益人権活動(2) 『性的指向・性別アイデンティティ法政策研究会』紹介」 『法と社会』第45号, pp. 455-460).
- SOGI 법정책연구회 (2014) 『한국의 LGBTI 인권현황 2013 성적지향 성별정체성 법정책연구회 연간보고서』 (SOGI法政策研究会 (2014) 『韓國のLGBTI人権現況2013性的指向・性別アイデンティティ法政策研究会年間報告書』).
- SOGI 법정책연구회 (2015) 『한국의 LGBTI 인권현황 2014 성적지향 성별정체성 법정책연구회 연간보고서』 (SOGI法政策研究会 (2015) 『韓國のLGBTI人権現況2014性的指向・性別アイデンティティ法政策研究会年間報告書』).
- SOGI 법정책연구회 (2016) 『한국의 LGBTI 인권현황 2015 성적지향 성별정체성 법정책연구회 연간보고서』 (SOGI法政策研究会 (2016) 『韓國のLGBTI人権 現況2015性的指向・性別アイデンティティ法政策研究会年間報告書』).
- SOGI 법정책연구회 (2017) 『한국의 LGBTI 인권현황 2016 성적지향 성별정체성 법정책연구회 연간보고서』 (SOGI法政策研究会 (2017) 『韓國のLGBTI人権 現況2016性的指向・性別アイデンティティ法政策研究会年間報告書』).

- 구회 연간보고서』(SOGI法政策研究会 (2017) 『韓國のLGBTI人權現況2016性的指向・性別アイデンティティ法政策研究会年間報告書』).
- SOGI 법정책연구회 (2018) 『韓國의 LGBTI 인권현황 2017성적지향 성별정체성 법정책연구회 연간보고서』(SOGI法政策研究会 (2018) 『韓國のLGBTI人權現況2017性的指向・性別アイデンティティ法政策研究会年間報告書』).
- SOGI 법정책연구회 (2019) 『韓國의 LGBTI 인권현황 2018 성적지향 성별정체성 법정책연구회 연간보고서』(SOGI法政策研究会 (2019) 『韓國のLGBTI人權現況2018性的指向・性別アイデンティティ法政策研究会年間報告書』).
- 손소연, 이지하 (2016) 「성소수자의 커뮤니티 참여 의미에 대한 연구—Giorgi 현상학적 방법론을 중심으로—」 『한국사회복지학』 68(2), pp. 233-256 (ソン・ソヨン, 이・지하 (2016) 「섹슈얼・마이노리티의 커뮤니티参加의意義に対する研究—Giorgi 現象学的方法論を中心に—」 『韓國社会福祉学』 68(2), pp. 233-256).
- 스パーゴ, タムシン., 吉村育子訳 (1999=2004) 『フーコーとクィア理論』 岩波書店.
- 杉本希映, 庄司一子 (2007) 「『居場所』の心理的機能の構造とその発達的变化」 『教育心理学研究』 54, pp. 289-299.
- 砂川秀樹・RYOJI (2007) 『カミングアウト・レターズ』 太郎次郎社エディタス.
- 砂川秀樹 (2015) 『新宿二丁目の文化人類学：ゲイ・コミュニティから都市をまなざす』 太郎次郎社エディタス.
- 玉野和志 (2012) 「都市研究の転換と家族・コミュニティ論の課題」 『社会学評論』 62(4), pp. 442-458.
- 田中重博 (1976) 「コミュニティ論についての一考察—経済学的・財政学的アプローチによる批判的検討」 『茨城大学人文学部紀要 社会科学』 (9), pp. 107-148.
- テイラー, マリリン., 牧里每治, 金川幸司監訳 (2011=2017) 『コミュニティをエンパワメントするには何が必要か—行政との権力・公共性の共有—』 ミネルヴァ書房.
- ターナー, フランシス. J., 米本秀仁訳 (1996=1999) 『ソーシャルワーク・トリートメント 上—相互連結理論アプローチ』 中央法規出版.
- ターナー, フランシス. J., 米本秀仁訳 (1996=1999) 『ソーシャルワーク・トリートメント 下—相互連結理論アプローチ』 中央法規出版.
- 上野千鶴子 (2011) 『ケアの社会学』 太田出版.
- ウェスト, D. J., 村上仁, 高橋孝子訳 (1977) 『同性愛』 人文書院.
- ヴィンセント, キース., 風間孝, 河口和也 (1997) 『ゲイ・スタディーズ』 青土社.
- 山口里子 (2008) 『虹は私たちの間に—性と生の正義に向けて』 新教出版社.
- 山口真里 (2004) 「ストレングスに着目した支援過程研究の意味」 『福祉社会研究』 4・5, pp. 97-114.
- 山住勝広, エンゲストローム, ユーリア. (2008) 『ノットワーキング—結びあう人間活動の創造へ』 新曜社.

- 柳姫希 (2014) 「セクシュアル・マイノリティの当事者性の獲得におけるカミングアウトの意義—社会運動生成過程の韓日比較を通して—」『立教大学コミュニティ福祉学研究科紀要』12, pp. 103-113.
- 柳姫希 (2015) 「韓国のセクシュアル・マイノリティの人権をめぐる当事者運動の意義」『立教大学コミュニティ福祉学研究科紀要』13, pp. 99-110.
- 柳姫希, 三本松政之 (2015) 「韓国における性的少数者の当事者組織形成過程に関する研究—当事者としての活動家に着目して—」『立教大学コミュニティ福祉研究所紀要』3, pp. 41-52
- 柳姫希 (2016) 「韓国における性的少数者をめぐる争点」『立教大学コミュニティ福祉学研究科紀要』14, pp. 81-93.
- 柳姫希 (2018) 「韓国のセクシュアル・マイノリティ運動における『あいまいな当事者性』戦略—運動の基盤となった当事者コミュニティに着目して—」『立教大学ジェンダーフォーラム年報』19, pp. 33-46.
- 三本松政之, 柳姫希, 金信慧 (2018) 「韓国の社会的バルネラブルクラスとコミュニティ・エンパワメントに関する研究」『立教大学コミュニティ福祉研究所紀要』3, pp. 4-11.
- 好井裕明 (2005) 『繋がりと排除の社会学』明石書店.
- 好井裕明 (2009) 『排除と差別の社会学』有斐閣選書.
- 윤아영 (2013) 「국내 여성 동성애자의 장소 형성과 문화 실태」『여성연구논총』13, pp. 69-107 (ユン・アヨン (2013) 「韓国女性同性愛者の場所形成と文化実態」『女性研究論叢』13, pp. 69-107).
- 윤수중 (2004) 「소수자운동의 전개과정과 그 특징」『진보평론』20, pp. 179-219 (ユン・スジョン (2004) 「少数者運動の展開過程とその特徴」『進歩評論』20, pp. 179-219).

新聞・雑誌などのWEBからの資料

- BUDDY (1998) 『BUDDY 창간호』 1998년 2월 20일 발행 (BUDDY (1998) 『BUDDY 創刊号』 1998年 2月20日發行).
- BUDDY (1998) 『BUDDY 제3호』 1998년 3월 20일 발행 (BUDDY (1998) 『BUDDY 第3号』 1998年 3月20日發行).
- BUDDY (1998) 『BUDDY 제4호』 1998년 5월 20일 발행 (BUDDY (1998) 『BUDDY 第4号』 1998年 5月20日發行).
- BUDDY (1998) 『BUDDY 제5호』 1998년 6월 20일 발행 (BUDDY (1998) 『BUDDY 第5号』 1998年 6月20日發行).
- BUDDY (1998) 『BUDDY 제6호』 1998년 7월 20일 발행 (BUDDY (1998) 『BUDDY 第6号』 1998年7月20日發行).
- BUDDY (1998) 『BUDDY 제7호』 1998년 8월 20일 발행 (BUDDY (1998) 『BUDDY 第7号』 1998年 8月20日發行).
- BUDDY (1998) 『BUDDY 제8호』 1998년 9월 25일 발행 (BUDDY (1998) 『BUDDY 第8号』 1998年 9月25日發行).
- BUDDY (1998) 『BUDDY 제9호』 1998년 10월 25일 발행 (BUDDY (1998) 『BUDDY 第9号』 1998年10月25日發行).
- BUDDY (1998) 『BUDDY 제10호』 1998년 11월 25일 발행 (BUDDY (1998) 『BUDDY 第10号』 1998年11月25日發行).
- BUDDY (1998) 『BUDDY 제11호』 1998년 12월 25일 발행 (BUDDY (1998) 『BUDDY 第11号』 1998年12月25日發行).
- BUDDY (1999) 『BUDDY 제12호』 1999년 1월 25일 발행 (BUDDY (1999) 『BUDDY 第12号』 1999年 1月25日發行).
- BUDDY (1999) 『BUDDY 제13호』 1999년 2월 25일 발행 (BUDDY (1999) 『BUDDY 第13号』 1999年 2月25日發行).
- BUDDY (1999) 『BUDDY 제14호』 1999년 4월 1일 발행 (BUDDY (1999) 『BUDDY 第14号』 1999年 4月 1日發行).
- BUDDY (1999) 『BUDDY 제15호』 1999년 5월 1일 발행 (BUDDY (1999) 『BUDDY 第15号』 1999年 5月 1日發行).
- BUDDY (1999) 『BUDDY 제16호』 1999년 9월 1일 발행 (BUDDY (1999) 『BUDDY 第16号』 1999年 9月 1日發行).
- BUDDY (2000) 『BUDDY 제18호』 2000년 11월 9일 발행 (BUDDY (2000) 『BUDDY 第18号』 2000年11月 9日發行).
- BUDDY (2001) 『BUDDY 제19호』 2001년 5월 9일 발행 (BUDDY (2001) 『BUDDY 第19号』 2001年 5月 9日發行).
- BUDDY (2002) 『BUDDY 제20호』 2002년 4월 26일 발행 (BUDDY (2002) 『BUDDY 第20号』 2002

年 4 月 26 日 發行).

BUDDY (2002) 『BUDDY 제21호』 2002년 11월 22일 발행 (BUDDY (2002) 『BUDDY 第21号』 2002年11月22日發行).

BUDDY (2003) 『BUDDY 제22호』 2003년 3월 19일 발행 (BUDDY (2003) 『BUDDY 第22号』 2003年 3 月 19 日 發行).

BUDDY (2003) 『BUDDY 제23호』 2003년 7월 10일 발행 (BUDDY (2003) 『BUDDY 第23号』 2003年 7 月 10 日 發行).

BUDDY (2003) 『BUDDY 중간호』 2003년 12월 24일 발행 (BUDDY (2003) 『BUDDY 終刊号』 2003年12月24日發行).

Changbi weekly commentary (2014년 12월 10일) 「무너져선 안될 인권이라는 가치」 (Changbi weekly commentary (2014年12月10日) 「崩れてはならない人権という価値」) 2015年 7 月 14 日 閱覽.

http://www.huffingtonpost.kr/jay-kr/story_b_6300034.html

친구사이 홈페이지 (칭그사이 홈페이지) 2019年 6 月 13 日 閱覽.

<http://chingusai.net/xe/main>

조선일보 (2015년 12월 24일) 「대기업 다니던 성소수자 결국 사표」 (朝鮮日報 (2015年12月24日) 「大手企業に務めていた性的少数者結局辞表」) 2018年 8 月 3 日 閱覽.

http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2015/12/24/2015122403344.html

Christiantoday (2019년 1 월 15일) 「성적지향 등 차별금지 경남학생인권조례 제정 반대 58.7%」 (Christiantoday (2019年 1 月 15 日) 「性的指向など差別禁止, 慶尚南道学生人權條例制定反対58.7%」) 2019年 5 月 8 日 閱覽.

<http://www.christiantoday.co.kr/news/319303>

中央日報 (2019年 4 月 1 日) 「「同性愛を正当化できるか」 OECD 5.1点・日本4.8点・韓国 2 点」 2019年 4 月 17 日 閱覽.

<https://japanese.joins.com/article/896/251896.html>

데일리노컷뉴스 (2018년 5월 15일) 「EBS '카칠남녀' 폐지, 성소수자 혐오에 동조한 인권침해」 (데일리노컷뉴스 (2018年 5 月 15 日) 「EBS '카칠남녀' 廢止, 섹슈얼・マイノリティ嫌惡に同調した人權侵害 혐오에 동조한 인권침해」) 2019年 5 月 8 日 閱覽.

<https://www.nocutnews.co.kr/news/4969971>

데일리노컷뉴스 (2012년 4월 2일) 「광명시, 자치단체 최초 인권센터 개소」 (데일리노컷뉴스 (2012年 4 月 2 日) 「光明市, 自治体最初の人權センター開所」) 2015年 7 月 14 日 閱覽.

<http://www.nocutnews.co.kr/news/4249983>

동아일보 (1921년 7월 8일) 「여자가 변해야 남자로. 이십사세까지 계집노릇한 가메오란 일본인의 기사」 (東亞日報 (1921年7月8日) 「女性が變わって男性に。二十四歳まで女ら

- しい亀尾という日本人の騎士」) PDF版 2019年3月5日閲覧.
- 동아일보 (1933년 10월 25일) 「남자가 여자가 되어 다시 시집간 이상한 이야기」(東亜日報 (1933年10月25日) 「男が女になって再び嫁に行った不思議な話」) PDF版 2019年3月5日閲覧.
- 동아일보 (1966년 3월 4일) 「동성연애 고위고관을 노려 공갈단이 협박행위」(東亜日報 (1966年3月4日) 「同性愛 高位高官を狙って恐喝団が脅迫行為」) PDF版 2019年3月5日閲覧.
- 동아일보 (2002년 11월 15일) 「인권위 '사전에 동성애 차별표현' 수정권고」(東亜日報 (2002年11月15日) 「人権委' 辞書から同性愛差別表現削除' 修正勧告」) 2019年6月17日閲覧.
- <http://www.donga.com/fbin/output?sfrm=2&n=200211150354>
- 동아일보 (2003년 7월 11일) 「투신자살 사병 고참이 성추행」(東亜日報 (2003年7月11日) 「飛び降り自殺 私兵 古参がセクハラ」) 2019年6月17日閲覧.
- <https://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=100&oid=020&aid=0000196445>
- 동성애자인권연대 홈페이지 (同性愛者人權連帶 ホームページ) 2013年9月8日閲覧.
- <http://www.lgbtpride.or.kr/>
- 디트뉴스24 (2015년 12월 20일) 「충남도 인권지원센터 성 소수자 대응 촉각」(dtnews24 (2015年12月20日) 「忠南道人權支援センター 性的少数者対応 触覚」) 2018年8月5日閲覧.
- <http://www.dtnews24.com/news/article.html?no=387533>
- Engeström, J. (April 13th, 2005) “Why some social network services work and others don't - Or: the case for object-centered sociality” 2019年8月26日閲覧.
- <https://www.zengstrom.com/blog/2005/04/why-some-social-network-services-work-and-others-dont-or-the-case-for-object-centered-sociality.html>
- 한채윤 편 (2002) 「한국 동성애 커뮤니티의 10년간의 연대기」『BUDDY』, pp. 16-29 (ハン・チュヨン編 (2002) 「韓国同性愛コミュニティ10年間の連帯期」『BUDDY』, pp. 16-29).
- 한겨레신문 (2004년 2월 4일) 「동성애 청소년 유해매체서 뺀다」(한겨레신문 (2004年2月4日) 「同性愛を青少年の有害媒体から抜く」) 2019年7月7日閲覧.
- <http://www.hani.co.kr/section-005000000200402041856288.html>
- 한겨레신문 (2013년 4월 9일) 「동성애자도 멋있게 사우나 가고싶다」(한겨레신문 (2013年4月9日) 「同性愛者も堂々とサウナに行きたい」) 2019年7月7日閲覧.
- <http://www.hani.co.kr/arti/society/rights/582010.html>
- 한겨레신문 (2008년 12월 18일) 「동성애 보호하면 가정이 파괴된다 반대단체, 인권위 앞 시위… “부당한 차별 구제 위한 최소한 규정” 반박」(한겨레신문 (2008年12月18日) 「同性愛を保護すると家庭が破壊される, 反対団体, 人権委の前でデモ・・・不

당나差別救済のための最少の規定に反駁) 2019年7月7日閲覧.
http://h21.hani.co.kr/arti/society/society_general/23985.html

한겨레신문 (1999년 7월 30일) 「동성애 비하내용 교과서 삭제를」 (ハンギョレ新聞 (1999年7月30日) 「同性愛を卑下する内容の教科書の削除を」) 2019年7月7日閲覧.
<http://newslibrary.naver.com/viewer/index.nhn?articleId=1999073000289113004&edtNo=6&printCount=1&publishDate=1999-07-30&officeId=00028&pageNo=13&printNo=3568&publishType=00010>

한국일보 (2015년 12월 24일) 「인권헌장 완성 과정은 참여민주주의 이상적 모델」 (韓国日報 (2015年12月24日) 「人権憲章の完成過程は参与民主主義の理想的なモデル」) 2019年7月7日閲覧.
<http://www.hankookilbo.com/v/0cacc8d3139b4bfba7343d102793f085>

한국일보 (2014년 10월 22일) 「대학가에 성 소수자 목소리 커졌다」 (韓国日報 (2014年10月22日) 「大学街に性少数者の声が高くなった」) 2019年7月7日閲覧.
<http://www.hankookilbo.com/v/0b5cdc33e1944ab0b48a357edea01319>

한국성적소수자문화인권센터 홈페이지 (韓国性的少数者人権文化センター ホームページ) 2013年9月8日閲覧.
<http://www.ksrc.org/>

한국레즈비언상담소 홈페이지 (韓国レズビアン相談所 ホームページ) 2013年9月8日閲覧.
<http://www.lsangdam.org/>

한국기독교공보 (2013년 12월 30일) 「학생인권조례, 기독교정신과 배치 독소조항 있다」 (韓国キリスト公報 (2013年12月30日) 「学生人権条例, キリスト教精神と配置 毒素条項ある」) 2015年10月8日閲覧.
<http://www.pckworld.com/news/articleView.html?idxno=62764>

「ハートをつなごう学校」 ホームページ 2013年9月8日閲覧.
<http://heartschool.jp/>

일다 (2014년 12월 25일) 「청소년 성소수자를 위한 공간`땡땡` 국내 최초 청소년 성소수자 위기 지원센터 개소」 (Ildaro (2014年12月25日) 「青少年セクシュアル・マイノリティのための空間`ティンドン` 国内初の青少年セクシュアル・マイノリティ危機支援センター開所」) 2019年9月7日閲覧.
http://www.ildaro.com/sub_read.html?uid=6933

일다 (2015년 1월 6일) 「사라진 청소년 성소수자들을 위한 예산-성북구 주민참여예산 사업 불용 (不用) 에 주민들 항의」 (Ildaro (2015年1月6日) 「消えた青少年性少数者たちのための予算-城北区住民参加予算事業を容認しないことに住民らの抗議」) 2018年9月21日閲覧.

http://www.news1.com/ar_detail/view.html?ar_id=NISX20150105_0013394817&cID=10201&pID=10200
 전남일보 (2014년 12월 24일) 「성 소수자 문제 뜨거운 감자 된 인권도시 광주」(全南日報 ((2014年12月24日) 「性的少数者問題, 熱いじゃが芋になった人権都市光州」) 2018年9月21日閲覧.

<http://www.jnilbo.com/read.php3?aid=1419346800459004004>
 질병관리본부 홈페이지 「2016년 HIV/AIDS 신고현황 연보」(疾病管理本部ホームページ 「2016年HIV/ADIS申告現況年報」) 2018年9月21日閲覧.

http://www.cdc.go.kr/CDC/info/CdcKrInfo0128.jsp?menuIds=HOME001-MNU1130-MNU1156-MNU1426-MNU1448&fid=3444&q_type=&q_value=&cid=75787&pageNum=
 jtbc (2017년 6월 26일) 「성소수자 군인 색출 의혹…무리한 수사, 인권침해」(jtbc (2017年6月26日) 「セクシュアル・マイノリティの軍人捜索疑惑…無理な捜査, 人権侵害」) 2018年9月21日閲覧.

http://news.jtbc.joins.com/article/article.aspx?news_id=NB11487059
 Juilnews (2019년 1월 15일) 「경남도민 55.9%, 학생인권조례 ‘동성애 차별금지’ 첨부 반대」(Juilnews (2019年1月15日) 「慶南道民55.9%, ‘学生人権条例’ 同性愛差別禁止 添付反対」) 2019年7月3日閲覧.

<http://www.juilnews.com/news/articleView.html?idxno=11395>
 강원희망신문(2013년 3월 17일) 「학교인권조례 제정 무산」(江原希望新聞 (2013年3月17日) 「学校人権条例制定の白紙化」) 2015年7月16日閲覧.

http://www.chamhope.com/news/skin/board/239_board/print.skin.php?type=print&board=news&wr_id=4186
 경향신문 (2015년 6월 28일) 「성소수자 축제 퀴어퍼레이드 개최…주최측 3만명 참여 예상」(kyunghyang 新聞 (2015年6月28日) 「セクシュアル・マイノリティの祭り クィア・パレード開催主催側三万人参加の予想」) 2015年12月11日閲覧.

http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=201506281428041&code=940100
 경향신문 (2014년 10월 22일) 「수술을 받아야만 성전환자일까」(Kyunghyang新聞 (2014年10月22日) 「手術を受けた者のみが性転換者なのか」) 2015年12月11日閲覧.

http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=201410221858491&code=940202
 국가인권위원회 홈페이지 (国家人権委員会 ホームページ) 2018年9月24日閲覧.

http://www.humanrights.go.kr/00_main/main.jsp
 국가법령정보센터 홈페이지 (国家法令情報センター ホームページ) 2019年3月3日閲覧.

<http://www.law.go.kr/main.html>

국민일보(2015년 12월 1일) 「“인권위법 ‘동성애 옹호 조항’ 삭제 총력” … 교계·국회평신도5단체」(国民日報(2015年12月1日)「人権委法 同性愛 擁護 条項 削除に総力…教会・国会平信徒5団体」) 2018년 7월 8일 閱覽.

<http://news.kmib.co.kr/article/view.asp?arcid=0923341016&code=23111111&cp=nv>

국민일보(2013년 3월 12일) 「“동성애 반대 설교 처벌하는 법 안돼!” … 교계 비대위, 국회 계류중인 ‘차별금지법안’ 반대 기자회견」(国民日報(2013年3月12日)「同性愛を反対する説教を処罰する法 ダメ!!…教界 非常対策委員会, 国会で係争中の差別禁止法案反対記者会見」) 2018년 7월 8일 閱覽.

<http://news.kmib.co.kr/article/view.asp?arcid=0006979562&code=23111111>

국민일보(2015년 7월 22일) 「‘국내 첫 동성결혼 소송’ 반대 시위·탄원 이어져… 김조광수씨 소송 둘러싸고 시민단체 법원 앞 시위」(国民日報(2015年7月22日)「国内初の同性結婚訴訟に対する反対デモ・嘆願続き, …キムゾ・グァンス氏の訴訟めぐり, 市民団体の裁判所前のデモ」) 2018년 7월 8일 閱覽.

<http://news.kmib.co.kr/article/view.asp?arcid=0923169857&code=23111111&cp=nv>

국민일보 (2000년 10월 3일) 「인터넷, 동성애자들의 비상구」(国民日報 (2000年10月3日)「インターネット, 同性愛者たちの非常口」) 2018년 7월 8일 閱覽.

<https://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=102&oid=005&aid=0000024261>

국민일보 (1995년 2월 25일) 「시냇물」(国民日報 (1995年2月25日)「小川の水」) 2018년 7월 8일 閱覽.

<https://www.bigkinds.or.kr/v2/news/search.do>

국민일보 (1995년 6월 7일) 「첨단문화에 병드는 청소년 성문화/음란채팅 원인·폐해·대책」(国民日報 (1995年6月7日)「先端文化に病む青少年性文化/淫乱チャットの原因・弊害・対策」) 2018년 7월 8일 閱覽.

<https://www.bigkinds.or.kr/v2/news/search.do>

국민일보(1994년 8월 6일) 「성경엔 동성연애자를 뭐라고 말하고 있나요」(国民日報(1994년8월6일)「聖書には同性恋愛者を何と言っていますか」) 2018년 7월 8일 閱覽.

<https://www.bigkinds.or.kr/v2/news/index.do>

로이슈 (2014년 10월 15일) 「국내 최초 성적소수자 위한 재단 『비온뒤무지개재단』 출범」(Lawissue (2014年10月15日)「国内初の性的少数者のための財団『雨後の虹財団』発足」) 2015년 7월 14일 閱覽.

<http://www.lawissue.co.kr/news/articleView.html?idxno=18447>

이희일 (1998a) 「서 있는 사람들 : 극장의 역사」『BUDDY』 제3호, pp. 44-48 (イ・ヒイル (1998a) 「立っている人々 : 劇場の歴史」『BUDDY』第3号, pp. 44-48).

이희일 (1998b) 「길녀 : 베니스에 가다」『BUDDY』 제4호, pp. 49-56 (イ・ヒイル (1998b) 「吉女 : ベニスへ行く」『BUDDY』第4号, pp. 49-56).

- 이희일 (1998 c) 「호모사절 : 사우나와 짬질방의 역사」『BUDDY』 제5호, pp. 49-53 (イ・ヒイル (1998 c) 「ホモ謝絶 : サウナとチムジルバンの歴史」『BUDDY』第5号, pp. 49-53).
- 이희일 (1998d) 「박꽃 흐드러진 White Saturday Night : 게이바의 역사」『BUDDY』 제6호, pp. 49-53 (イ・ヒイル (1998d) 「ユウガオの花が咲く White Saturday Night : ゲイ・バーの歴史」『BUDDY』第6号, pp. 49-53).
- 이주란 (1998) 「춘원 이광수의 단편 윤광호 -모더니티와 동성애의 조화」『BUDDY』 제6호, pp. 54-56 (イ・ジュラン (1998) 「春園李光洙の短編-ユン・グァンホーモダニティーと同性愛の調和」『BUDDY』第6号, pp. 54-56).
- 매일경제 (2000년 10월 9일) 「와글와글 사이버 세상 '홍석천 커밍아웃' 찬반 팽팽」(毎日経済 (2000年10月9日) 「ワグルワグルサイバー世界 'ホンソクチョン カミングアウト' 賛否膨張」) 2019년 5월 4일 閲覽.
<https://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=105&oid=009&aid=0000055080>
- MBN (2013년 12월 10일) 「김조광수 혼인신고, 서대문구청 수리 불가 이유 들어봤더니.. 안타까워」(MBN (2013年12月10日) 「キムゾ・グァンス 婚姻届, 西大門区庁修理不可の理由に聞いてみたら.. 残念」) 2014년 10월 13일 閲覽.
<http://media.daum.net/entertain/star/newsview?newsid=20131210194308395>
- 미디어뉴스 (2013년 4월 24일) 「기독교의 다른 목소리 “차별금지법, 성서 가르침과 무관하지 않다”」(メディアニュース (2013年4月24日) 「キリスト教の違う声 差別禁止法, 聖書の教えと関連がある」) 2014년 10월 13일 閲覽.
<http://www.mediaus.co.kr/news/articleView.html?idxno=33684>
- 민중의 소리 (2014년 12월 2일) 「서울시민 인권헌장 폐기 논란... 인권단체 서울시 또 후퇴하나」(民衆の音 (2014年12月2日) 「ソウル市民の人権憲章廃棄論議... 人権団体ソウル市また, 後退するか」) 2015년 11월 10일 閲覽.
<http://www.vop.co.kr/A00000821099.html>
- Moneytoday (2018년 7월 14일) 「퀴어는 어디에나 있다 -광장에 퍼진 성소수자 목소리」(Moneytoday (2018年7月14日) 「クィアはどこにもいる-広場に広がったセクシュアル・マイノリティの声」) 2019년 3월 8일 閲覽.
<http://news.mt.co.kr/mtview.php?no=2018071416063426435>
- 무지개행동 홈페이지 (ムジゲヘンドン ホームページ) 2017년 6월 5일 閲覽.
<http://lgbtact.org/zbxe/rainbowact>
- newscham (2014년 10월 23일) 「성소수자 혐오 발언, '표현의 자유' 아니라 '폭력」(Newscham (2014年10月23日) 「セクシュアル・マイノリティ 嫌悪 発言 表現の自由ではなく暴力」) 2018년 9월 4일 閲覽.
<http://www.newscham.net/news/view.php?board=news&nid=86307>
- newsis (2017년 4월 17일) 「육군, 데이트 앱으로 동성애 군인 함정수사했다」(newsis

(2017年 4月17日)「陸軍, データアプリで同性愛軍人艦艇捜査した」) 2018 年 9月 4日
閲覽.

http://www.newsis.com/view/?id=NISX20170417_0014835918&cID=10201&pID=10200

newsis (2014년 11월 17일)「기독교단체 “서울시 ’동성애 합법화 헌장’ 반대”」(newsis
(2014年11月17日)「キリスト教団体 ソウル市の同性愛憲章合法化に反対」) 2018年 9月
4日閲覽.

http://www.newsis.com/ar_de-

[tail/view.html?ar_id=NISX20141117_0013300640&cID=10201&pID=](http://www.newsis.com/ar_de-tail/view.html?ar_id=NISX20141117_0013300640&cID=10201&pID=)

노컷뉴스 (2012년 4월 2일)「광명시, 자치단체 최초 인권센터 개소」(nocutnews (2012年
4月 2日)「光明市、自治体初の人権センター開所江原道学校人権条例制定」) 2019年 7月
23日閲覽.

<https://www.nocutnews.co.kr/news/4249983>

뉴스1 (2015년 8월 5일)「강원학교인권조례 제정 9월 재추진… 반대단체 반발」(News1
(2015年 8月 5日)「江原道学校人権条例制定 9月再び推進…反対団体 反発」) 2018年
9月 4日閲覽.

<http://news1.kr/articles/?2362750>

오마이 뉴스 (2001년 7월 21일)「하리수 열풍, 영화로 이어질까. 노랑머리2 시사회 갖
고 21일 개봉」(Ohmynews (2007年 7月21日)「ハリスブーム, 映画につながるか。金髪
の2の試写会, 21日開幕」) 2015年 9月 4日閲覽.

http://www.ohmynews.com/NWS_Web/view/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0000047595

오마이뉴스 (2014년 11월 5일)「아이 성정체성 알게된 엄마가 한일…대단하다」(Ohmy
News (2014年11月 5日)「子供の性アイデンティティ知った母がした仕事」) 2015年 9月
4日閲覽.

http://www.ohmynews.com/NWS_Web/View/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0002048720

오마이뉴스 (2015년 2월 17일)「미풍양속에 저해돼서…인권침해 서울시의 박대」(Ohmy
News (2015年 2月17日)「公序良俗に阻害されて…人権侵害 ソウル特別市の冷遇」) 2015
年 9月 4日閲覽.

http://www.ohmynews.com/NWS_Web/View/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0002082735

Pressian (2009년 2월 15일)「인권을 입에 담기조차 부끄럽다」(Pressian (2009年 2月15
日)「人権を口にすることさえ恥ずかしい」) 2015年 9月 4日閲覽.

<http://www.pressian.com/news/article.html?no=58095>

Pressian (2011년 11월 29일)「인권위, 낮은데로 낮은데로 - 함께 목메어 눈물떨군 진
정접수창구에서의 다짐」(Pressian (2011年11月29日)「人権委, 低い所に低い所に一
緒に涙声で涙流した陳情受付窓口での約束」) 2015年 9月 4日閲覽

<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=102&oid=002&aid=0000000043>

서울신문 (2015년 1월 5일) 「성소수자 인권 논란, 이번엔 성북구로 번져」 (ソウル新聞 (2015年1月5日) 「性少数者の人権論議、今回は城北区に広がる」) 2019년 7월 29일 閱覽.
<http://www.seoul.co.kr/news/newsView.php?id=20150106500028>

서울신문 (2017년 4월 17일) 「" 육군, 동성애자 색출 위해 함정수사 등 불법" 추가 증거 공개」 (ソウル新聞 (2017年4月17日) 「“軍隊, 同性愛者の探し出したためのおとり捜査などの違法” 追加証拠の公開」) 2019년 6월 3일 閱覽.
<http://www.seoul.co.kr/news/newsView.php?id=20170417500081>

시민일보 (2013년 4월 24일) 「임보라 목사 “포괄적 차별금지법 필요하다”」 (市民日報 (2013年4月24日) 「イム・ボラ牧師 包括的 差別禁止法 必要である」) 2015년 9월 4일 閱覽.
<http://www.siminilbo.co.kr/news/articleView.html?idxno=323638>

스타뉴스 (2013년 9월 7일) 「기독교단체, 김조광수 결혼식장 난입 일단락.. “정상 진행 중”」 (Starnews (2013年9月7日) 「キリスト教団体 キムゾ・グァンス 結婚式場乱入 一段落…正常進行中」) 2015년 9월 4일 閱覽.
<http://star.mt.co.kr/view/stview.php?no=2013090714492518826&type=1&outlink=1>

the hankyorehJapan (2015년 5월 7일) 「韓国法務部, 性的少数者人権財団の設立申請を不許可」 2016년 9월 4일 閱覽.
<http://japan.hani.co.kr/arti/politics/20575.html>

연합뉴스 (1997년 7월 15일) <초점> 「부에노스 아이레스 수입불가 과문」 (連合ニュース (1997年7月15日) <焦点> 「ブエノスアイレス 輸入不可 波紋」) 2018년 12월 14일 閱覽.
<https://news.v.daum.net/v/19970715000000750?f=o>

연합뉴스 (1997년 4월 4일) 「<가요> 대중가요, 청소년정서 해치는 가사 많아」 (連合ニュース (1997年4月4日) 「<歌謡>大衆歌謡, 青少年情緒を害する歌詞が多い」) 2018년 12월 14일 閱覽.
<https://news.v.daum.net/v/19970404132200658?f=o>

YTN Radio (2014년 12월 12일) 「“서울시민 인권헌장 선포 끝내 불발” - 송정윤 무지개 행동 집행위원」 (YTN Radio 2014년 12월 12日 「ソウル市民の人権憲章宣布不発-ソン・チョンユン虹行動執行委員」) 2018년 12월 14일 閱覽.
http://radio.ytn.co.kr/program/?f=2&id=33265&s_mcd=0201&s_hcd=09